

デジタル化・グリーン化時代に
ふさわしい地方税制のあり方に関する
調査研究会報告書

令和6年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

近年、新型コロナウイルス感染症等によりデジタル化の重要性が認識され、政府においても2020年に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されるとともに、2021年にデジタル庁が発足したところである。また、グリーン化の推進が国際的な潮流となっており、我が国でも、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言された。

こうした状況を踏まえ、「デジタル化・グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会」と題して、令和5年6月に検討を開始し、対面及びweb会議の併用により計4回の会合をもった。各会合においては、関係省庁や地方団体からのヒアリングを行うとともに、デジタル化・グリーン化の進展を踏まえて考えられる将来の地方税制のあり方について、現時点において技術的・政策的な実現可能性が高いものであることは必ずしも求めず、幅広く議論を行った。

本調査研究会のテーマは、中長期的な視点で地方税制を議論する試みであり、その検討のスケールも大きいものであることから、具体的な対応策を導き出すまでには更に研究を深める必要があり、来年度以降も引き続き、本報告書を踏まえつつ議論を重ねていくことを予定している。

最後に、今回の調査研究に当たり、御多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

デジタル化・グリーン化時代にふさわしい
地方税制のあり方に関する調査研究会
委員長 持田 信樹
一般財団法人 自治総合センター
理事長 安田 充

令和5年度

デジタル化・グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会
委員名簿

委員長	持田 信樹	中央大学総合政策学部教授、東京大学名誉教授
委員長代理	佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	宇野 二郎	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
	岡村 忠生	京都大学名誉教授
	柏木 恵	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹
	神山 弘行	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
	関口 智	立教大学経済学部・大学院経済学研究科教授
	中里 透	上智大学経済学部経済学科准教授
	中村 良平	岡山大学学術研究院社会文化科学学域(経済学系) 教授(特任)
	成原 慧	九州大学法学研究院准教授
	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
吉村 政穂	一橋大学大学院法学研究科教授	
オブザーバー	辻谷 久雄	東京都主税局税制部長
	松井 伸明	横浜市財政局主税部長
	池田 達雄	総務省自治税務局長
	鈴木 清	総務省大臣官房審議官(税務担当)
	山口 最丈	総務省自治税務局企画課長

(敬称略)

目 次

I	本年度の研究会における研究テーマ	1
II	デジタル化時代にふさわしい地方税制のあり方	2
1	社会のデジタル化の状況とデジタル庁の取組み	2
2	地方団体のデジタル化に係る取組みと課題	3
(1)	東京都からの意見	3
(2)	横浜市からの意見	4
3	税務手続のデジタル化のあり方	4
4	地方税制度上の対応	7
(1)	個人住民税	7
(2)	地方法人二税	9
(3)	地方消費税	11
III	グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方	13
1	グリーン化に向けた国・地方の取組み	13
2	車体課税	14
3	車体課税以外の税目のあり方（カーボンニュートラル目標と地方税）	16

<参考資料>

資料1	近年の税制改正の概要（デジタル化関係）	21
資料2	政府税制調査会答申（デジタル化関連部分抜粋）	25
資料3	社会全体のデジタル化とデジタル庁の取組（デジタル庁）	33
資料4	近年の税制改正の概要（グリーン化関係）	55
資料5	政府税制調査会答申（グリーン化関連部分抜粋）	59
資料6	グリーン化に向けた国・地方の取組について（環境省）	65
資料7	環境に配慮した税制のあり方（東京都）	89

I 本年度の研究会における研究テーマ

我が国では、2000年にIT基本法が成立して以来、様々な分野でデジタル化の取組みが進められてきた。近年においても、新型コロナウイルス感染症等によりデジタル化の重要性が認識され、政府においても2020年に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されるとともに、2021年にデジタル庁が発足したところである。

また、グリーン化の推進が国際的な潮流となっており、我が国でも、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、2023年にはGX実現に向けた基本方針のとりまとめが行われた。

こうしたデジタル化・グリーン化時代の到来を踏まえれば、将来のあるべき地方税制の姿も変化しているものと考えられ、こうした経済社会構造の変化を踏まえた地方税制のあり方について調査・研究を行った。

具体的には、以下の点について、関係省庁や地方団体からのヒアリングも行いつつ、議論を重ねたところである。

- ・ デジタル化及びグリーン化の進展に伴い、現行の地方税制にどのような影響が生じるか。
- ・ 当該影響に対して、どのように対応することが考えられるか。
- ・ これまで地方税制の課題とされてきた事項のうち、デジタル化の進展により解決し得るものはあるか。
- ・ 地方自治体がグリーン化に果たす役割を踏まえ、その財源調達手段としての地方税制上の対応は考え得るか。
- ・ グリーン化推進を図る中で、地方税制における課題として、どのようなものがあるか。

II デジタル化時代にふさわしい地方税制のあり方

1 社会のデジタル化の状況とデジタル庁の取組み

近年、新型コロナウイルス感染症等によりデジタル化の重要性が認識され、政府においても2020年に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されるとともに、2021年にはデジタル庁が発足するなど、社会のデジタル化がより一層進みつつある。

デジタル化の進展を踏まえ、近年の税制改正では、各税目の制度見直しや税務手続きの電子化が進められてきたところであり（資料1）、また、政府税制調査会の提言においても、デジタル化の進展を踏まえた税制のあり方について言及されている（資料2）。

本調査研究会では、まずデジタル庁より、社会のデジタル化の状況と、デジタル庁の取組みについて説明を受けた（資料3）。その概要は以下のとおりである。

- ・ 2000年にIT基本法が成立してから20年以上が経過し、この間、デジタル化に向けた様々な取組みが進められてきたものの、十分ではなかったという反省から、デジタル庁が設立された。
- ・ デジタル庁では、役所や銀行、郵便局等で申請の手続きをする際、ワンストップによるサービスを実現させ、かつ、スマートフォンを用いて短時間で申請できる、といった便利な社会を目指している。
- ・ コロナ禍の反省として、各自治体がそれぞれシステムを構築しており、国においても、役所ごとに別々のシステムやデータベースがあり、かつデータベースのIDの作り方もばらばらという点があった。このため、データベースやセキュリティー等の共通化を進めており、例えば、ベース・レジストリとして、不動産登記情報や商業登記情報をそれぞれ一つのデータベースに入れ、それを各機関で参照する形にする取組みを進めている。
- ・ コロナ禍前と比較すると倍増の勢いでテレワークを導入する企業の割合が増えている。テレワーク導入は、都市部だけでなく、地方全体としても伸びており、テレワークを一つの前提とした社会が出来上がりつつある。
- ・ 規制改革の一つの流れとして、そもそもアナログを前提とした制度が非常に多くある。法令などの規制により、目視で確認しなければならない、現地に行き監査をしなければならないといったアナログ的な構造が維持されており、デジタル化を妨げていると考えられているが、それを一括してデジタルを前提とした制度に変えていこうという見直しを進めている。

<本調査研究会における主な意見>

- ・ デジタル庁が検討を進めているベース・レジストリのデータは、基本的に行政が集めているデータであるが、他にもオルタナティブデータがたくさんあり、ベース・レジストリに取り込むことができれば、例えば、地方消費税の清算の基礎となるデータの一部等としても活用できる可能性もあるのではないかな。
- ・ オルタナティブデータ活用について、様々なデータがある中、全てが信頼できる正確なデータとは限らないため、信頼性・正確性の確保が重要になる。必ずしも実際の現実の世界を正しく反映していないケースがあることに加え、仮に現実の世界を反映していたとしても、そのデータに既存の社会のバイアスや差別的な構造が含まれるといった問題も指摘されているので、データの公平性にも配慮する必要。

2 地方団体のデジタル化に係る取組みと課題

次に、本研究会では、オブザーバー参加の東京都及び横浜市から、デジタル化時代の中で今後検討を進めていくべきと考える事項や、実現に向けた課題等についての意見を聴取した。

(1) 東京都からの意見

- ・ 納税通知書をはじめとした納税者への通知、申告書の提出、減免申請手続や納税管理人の届出といった納税者からの申請手続、納税証明書・固定資産評価証明書等の申請・受理などについて、マイナポータルで手続を一元化できれば、納税者の利便性向上に向けて大きな効果を上げることができる。
- ・ 納税証明書の窓口での発行については、東京都では約 30 万件にも上る年度もある。バックオフィス連携により、行政機関等に納税データが提供されるようになれば、納税証明書発行等の手続が不要となり、納税者・行政機関等双方のメリットは非常に大きい。
- ・ 固定資産税や自動車税等について、それぞれ数百万件単位の膨大な納税通知書を送付しているが、納税者に届かずに戻ってきてしまう例が相当数発生している。住所変更等の際に、納税者が区市町村に住所変更の手続を行った情報が他の行政機関にスムーズに提供されれば、一度で手続が完結する。
- ・ 不動産登記簿・商業登記簿・自動車登録情報等の税務関連情報について、マイナンバーで紐付けることにより、情報連携を円滑に行う仕組みが考えられる。
- ・ デジタル化を見据えた基盤となる仕組みとして、紙を原本とする考え方を見直し、データ化したものを原本とする取扱いへの変更や、税務情報等のデジタルアーカイブ化、ベース・レジストリについて、国で統一して税務システム等標準仕様等に反映し、各種

情報が連携可能となるような環境整備などが考えられる。

(2) 横浜市からの意見

- ・ 国、都道府県、市町村が相互にデータ連携できれば、効率的な調査事務が可能になる。eLTAX を活用して、全国の税務署の法人税申告データが連携されているが、横浜市へ連携されるデータは、横浜市へ法人住民税等を申告している法人のものに限られている。横浜市外にある個人住民税の特別徴収義務者が滞納するケースもあり、調査事務の効率化という観点から、滞納処分に係る連携対象の拡大を検討できないか。
- ・ AI-OCRやRPAの一層の活用によって、単純反復作業を自動化した上で、個人市民税の税務調査や滞納整理の交渉など、デジタル化で対応できない、税務職員が本来やるべき事務にマンパワーを充てていきたい。
- ・ 生成AIを用いることで、過去の事例や質疑応答を踏まえた的確な回答・指示が可能になれば、知識・スキルの蓄積を的確に業務に活用することができるのではないか。現在は試行錯誤の段階であり、課題もあるが取り組んでいきたい。

3 税務手続のデジタル化のあり方

デジタル庁、東京都及び横浜市からの説明や意見も踏まえ、本調査研究会では、デジタル技術を活用し、納税者、ひいては社会全体の更なる利便性向上や、課税庁の事務処理の一層の効率化を図るため、考えられる対応と課題や留意すべき点について議論を行った。

<考えられる対応>

(1) 地方税務手続のデジタル化

これまで、全ての申告・申請・納付手続について、実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大するなど、全国統一的な地方税務手続のデジタル化が推進されてきた。今後、更なる納税者の利便性向上・地方団体の負担軽減を図るため、以下の事項について検討を進めることが考えられるか。

- ・ 地方税関係通知のデジタル化と地方税務手続の「デジタル完結」
- ・ 基幹税務システムの標準化への移行と国税をはじめとした他機関との情報連携の拡大

(2) AIの活用

AIの活用により、従来職員が対応していた事務の代替を図ることで、地方団体が抱え

る課題（人手不足、スキルの蓄積・伝承不足）の解決に繋げるとともに、課税・徴収の効率化を図ることができるのではないか。

（3） 固定資産税の実地調査等

① 実地調査

固定資産の状況は毎年少なくとも1回実地に調査しなければならないこととされている（地方税法第408条）が、現在も活用されている航空写真（衛星写真を含む）による現況変化の確認作業に、AI等のデジタル技術を活用することで、より効率的な実地調査が可能になるのではないか。

② 評価事務

特に家屋評価事務について、納税義務者・建築事業者から竣工図面や見積書等のデジタルデータを入手することにより、より効率的かつ正確な評価を行うことが可能になるのではないか。

<本調査研究会における主な意見>

- ・ これまで職員が担当していた業務をデジタル・AI技術で代替する場合、一つ一つの事務処理の方法を変えていく必要があり、その結果トラブルが生じると、それが大きく取り上げられ、住民にデジタル・AI技術の活用が受け入れられないというケースもあり得る。デジタル化を進めるに当たり、トラブルやデメリットだけに注目が集まることのないよう、全体としてどうメリットがあるかを伝えることが重要。
- ・ 賦課課税が多い地方税においては、地方税関係通知のデジタル化について、（納税者が当該通知を閲覧するためには）手続的に何らかの申請を前提とした仕組みとすることが、最終的な地方税務手続のデジタル完結のために必要ではないか。
- ・ デジタル化の推進に際しては、デジタルを使わない人に対しても支援する体制をしっかりと作らなければならない。
- ・ アナログな手続とデジタルな手続の両方を併存しておく、デジタル化が進まなくなる恐れもあるため、デジタル手続についてインセンティブを付与することも検討に値する。金銭的なインセンティブを与えることも考え得るが、それだけでなく、デジタル化によるメリットを納税者に分かりやすく提供することも重要。例えば、メリットの一つとしてスピードが挙げられる。デジタルで完結することによって、納税者にスピーディーに証明書を発行できるなど、より迅速なサービスを提供することも期待される。
- ・ 他機関との情報連携も望ましいことではあるが、個人情報保護法では、個人情報は目的の範囲内で利用することが原則。異なる目的で利用する他機関との情報連携を図るの

であれば、予め利用目的を定めて、国民・住民に説明して理解を得る必要があるのではないか。

- また、自治体の税務情報は、給付行政などの政策立案にとって有益なデータであるため、今後、個人情報保護法や地方税法上の守秘義務も踏まえつつ、その適正な活用について、検討する必要があるのではないか。
- 税務情報を全く別の行政分野に使うことについて、納税者等からの理解が得られにくいかもしれないが、地方税と国税の間で情報連携を図ることについては、どちらも広い意味で課税のためであり、目的は共通しているから、理解は得やすいのではないか。
- AIは、例えば児童相談所における児童虐待の検知や要保護性の判断など、他の様々な行政分野でも既に活用されており、AIによる判断の限界や問題点も明らかになっている。税務行政においてAIを使う場合にも、AIが誤った判断や不適切な判断を行う可能性があることに留意し、職員や専門家によるチェックが必要になるのではないか。
- AIの判断の正確性や公平性を確保するためには、AIが学習するデータの正確性や公平性にも留意する必要がある。また、AIが使うデータの中にプライバシーに関する情報が含まれていることもあるため、個人情報保護にも留意する必要がある。さらに、AIが判断の根拠を示せないことがあるため、特に課税などの場面でAIの判断を用いる際には、説明責任や透明性の確保のあり方についても十分検討する必要がある。

<議論のとりまとめ・今後の検討の方向性>

地方税務手続のデジタル化は、納税者の利便性や税務行政の効率性の向上が期待されるため、今後も推進していくべきである。

具体的には、取組みが既に一定程度進捗している申告・申請や納付に加え、地方税関係通知のデジタル化や国税・他機関との情報連携の拡大等を実現し、デジタル完結を図っていくことが必要である。その際、各手続のシームレスな連携の仕組みを構築し、申告・申請、通知、納付の一体的なデジタル化を図ること等により納税者がメリットを感じられるようにするとともに、そのメリットを納税者に十分に伝えることが重要である。

とりわけ、個人が行う地方税務手続（各種証明書の発行手続を含む）については、マイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン窓口となっているマイナポータルも併せて活用していくことも考えられる。

その際、デジタルによる地方税務手続を利用していない納税者にもデジタル利用のインセンティブが働くよう、これまで以上に利用者目線に立って、UI（ユーザーインターフェイス）/UX（ユーザーエクスペリエンス）も含めた各種機能の改善を図っていくとともに、デジタル技術になじみの薄い納税者に十分な配慮を払うことが重要である。

あわせて、課税情報を個人番号（マイナンバー）と適切かつ速やかに紐付け、副本登録を行うなど、マイナンバー制度がデジタル社会の基盤として有効に機能する環境を整えることも重要である。

AI技術については、知識・スキルや人的リソースの有効活用の観点から、例えば、将来的には、固定資産税における実地調査のための土地・家屋の異動判読、土地及び家屋評価における各種評価関係資料の作成等のほか、滞納者への催告業務や滞納整理業務において、その活用が期待される。一方、AIが誤った判断をする可能性もあること、AIが学習するデータにバイアスが含まれるという問題点等も指摘されていることや、個人情報保護にも留意する必要がある、また、特に課税などの場面でAIの判断を用いる際には、説明責任や透明性の確保のあり方についても、十分な検討が必要である。

4 地方税制度上の対応

デジタル化の進展に伴い、地方税制度上の対応について検討が必要なものとして、以下のような事項が考えられる。各項目について、課題や検討に際して留意すべき点について、議論を行った。

（1） 個人住民税

<検討が必要となると考えられる事項>

① 働き方やライフコースの多様化を踏まえた課税のあり方

所得割は、1月1日住所地において前年所得に対して課税されるが、デジタル化の進展に伴う個人の働き方の多様化にあわせ、複数地域での滞在など個人のライフスタイルの多様化が進む中、現年課税化など課税のあり方について検討すべき点はないか。

（例） 年の途中で出国する者に係る個人住民税の滞納等が課題となっているところ、デジタル技術が発展すれば、より適正かつ効率的に徴収を行う仕組みを構築することも可能になるのではないか。

② 金融所得課税に係る課税団体

オンラインでの取引の増加に伴い、金融所得課税に係る課税団体のあり方について検討が必要か。

（例） ネット銀行（営業所等を持たない）の普及を踏まえた利子割の課税団体（現行：金融機関所在都道府県が課税）

<本調査研究会における主な意見>

① 働き方やライフコースの多様化を踏まえた課税のあり方

- ・ 働き方やライフコースの多様化との関係で、国交省等が複数地域での滞在の促進に取り組んでいるが、1年の半分をセカンドハウスに住みつつ仕事をしているという場合に、1月1日の住所地を基準として課税されるという現在の住民税の仕組みが良いのか考える必要。一方、滞在の実態を実効的に把握する手段が限られており、住民税で対応を完結するというのは難しいことから、住民税以外の税目で、複数地域での滞在による行政サービスの増加に対応する税収を確保することも考えられる。
- ・ 1月1日の住所地で一律に課税するというのではなく、どこに何か月住んだか申告してもらい仕組みも考えられる。ただし、申告がない場合等の調査の実効性など課題はある。

② 金融所得課税に係る課税団体

- ・ この数年内にD e F i (Decentralized Financing、分散型金融)の普及が進んだ場合、これまでの金融資産性所得に対する分離課税・源泉徴収をどうするのか、地方税としては、税源分配をどうするのかといった問題が生じる。地方税としてのD e F iに対する対応について今後検討していくべき。
- ・ 利子割について、利子を受け取る人の住所地の地方自治体が課税をする方が良いと思う。金融機関が口座所有者のマイナンバー等を把握し、口座と住所情報が紐づく仕組みを設けるべきである。
- ・ 利子割も住所地の地方団体が課税するという点について、賛成する。比較的手軽に銀行口座が開けた時代が長かったが、最近はしっかり審査される印象。100%ではないとしても、銀行が口座所有者の正確な住所を把握している場合も多く、住所地の地方団体による利子割の課税が、徐々に現実的になってきているのではないかと。
- ・ 近年、金融所得課税の強化が話題になったが、税率引き上げの趣旨が累進課税の補完であれば、利子に対応した人が住む場所に、何らかの形で帰属させるというのが適當。一方、金融所得課税の源泉分離課税の現行の仕組みは非常にうまく回っており、また、仮に制度改正を行ったとしても、低金利の中で確保できる税収がそれほど多くないということもあるので、金融機関の事務負担との関係では慎重な検討が必要。

<議論のとりまとめ・今後の検討の方向性>

現在、個人住民税は、住所地の地方団体が、その前年の所得等に対して課税を行う仕組みが取られているが、デジタル化の進展に伴う個人の働き方の多様化にあわせ、複数地域での滞在など個人のライフスタイルの多様化が進む中における住民税の課税のあり方について、

引き続き検討する必要がある。

金融所得課税のあり方については、ネット銀行（営業所等を持たない）の普及を踏まえ、利子割の課税団体（現行：金融機関所在都道府県が課税。ネット銀行については、本店等の一部の営業所等が所在する都道府県のみが課税）のあり方について検討することが考えられる。近年は銀行が口座所有者の住所を把握している場合も多いと考えられ、住所地の地方団体を課税団体とすることについて実現可能性が高まりつつある。一方で、預貯金口座に係るマイナンバーの届け出は本人の任意であることから、紐付けされていない預貯金口座も依然として多く、また、必ずしも正確な住所が把握されていないという課題がある。金融機関の事務負担との関係では慎重な検討が必要であると考えられる。

（２） 地方法人二税

<検討が必要となると考えられる事項>

① 課税権のあり方

デジタル化の進展に伴い、市場国に物理的拠点（P E）を置かずにビジネスを行う企業が増加しており、新たな国際課税ルールでは、従来のP E原則は維持しつつ、特例的に、売上高 200 億ユーロ超、利益率 10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループを対象に、P Eが置かれていない市場国にも一定の課税権が付与された。現在、地方法人二税は、事務所・事業所が所在する地方団体に課税権があるが、国内においても、インターネット取引の増加等により、本店や少数の支店以外に事務所・事業所を置かずに事業を行う企業が増加しており、地方法人二税の課税権のあり方について検討することが考えられるか。また、当面は事務所・事業所所在の地方団体に課税権がある制度を維持する場合、税収帰属のあり方について、どのような対応が考えられるか。

② 分割基準のあり方

地方法人二税は、事務所・事業所が所在する地方団体が課税することとされており、法人の事務所・事業所が2以上の地方団体に所在する場合、課税標準を「分割基準」により分割することにより、課税権の調整が行われている。現在の分割基準は、従業者数、事務所等の数などによっているが、インターネット取引の増加や、工場等における更なるICTやAIの活用等により、事業活動の形態や働き方などが多様化しており、こうしたことを踏まえ、法人の事業規模を的確に表わす分割基準のあり方等について、検討することが考えられるか。

<本調査研究会における主な意見>

① 課税権のあり方

- ・ 地方税の場合、事務所・事業所の判定に当たっては、人的要素・物的要素の両方が必要とされている。歴史的な経緯もあると思うが、デジタルサービスのような新しいものへの対応に関しては、事務所・事業所の判定方法を見直す必要があるのではないか。その際、国際課税の議論も参考になるかと思うが、国際政治の駆け引きの末に適用範囲が決定されたという面が強い点について、留意する必要がある。
- ・ 最近の仮想空間の中での取引については、どのように課税をしていくのかという問題があると同時に、課税権がどこにあるのか、その税収の帰属をどうするのかという課題がある。これは国際課税だけの議論ではなく、地方税をどのように位置づけるかという難しい問題であるが、従来の地方税原則に照らして検討していくことが出発点となるか。
- ・ 地方法人二税の課税権のあり方は、受益と負担との関係をどのように落とし込んでいくかという問題。応益課税の原則の下で形作られてきた地方税制度について、その例外を設けることも考えられるものの、どのような場合に応益課税原則の例外を許容するのかということを含めて、デジタル時代の地方法人二税のあり方を考える必要がある。

② 分割基準のあり方

- ・ デジタル化が進展することで、データの取得が容易になったり、より精度の高い分割基準が可能になったりするなど、これまで実現できなかったことが可能になることもあると思う。よりの確・正確な課税ができるかという視点で見えていくと、見えてくるものがあるのではないか。
- ・ 現在の分割基準の基礎数値は、生産のインプットベースの数値になっており、アウトプットベースの数値ではない。例えば、鉄道事業だと、分割基準は線路の延長であって、乗客数ではない。仮に国際課税のように売上げ(アウトプットベース)で分割する場合、地方消費税の清算基準とよく似ており、両者の違いを整理する必要がある。
- ・ アメリカの州の法人所得税制を見ると、当初はインプットベースの分割基準であったが、次第に売上げというアウトプットベースの基準も事業活動の規模を表すのではないかということで、制度が変化してきたという経緯があり、国際課税の議論とあわせて参考となるのではないか。
- ・ 税収帰属のあり方については、2つの方向性が考えられ、一つは、申告納付の段階で販売量等に応じて地方団体ごとに納税額を分ける方法。それに馴染まないものとして、販売先が捕捉できない取引のような場合には、法人事業税を国税化して配分する仕組み(特別法人事業税・譲与税制度)の中で、譲与基準に何らかの分割基準的な要素を取り込んでいく方法があるのではないか。

③ その他

- ・ 譲与税に関して、近年、財政調整的な機能が付加されてきたが、譲与税のあり方については、地方税の応益原則を踏まえながら、あるべき姿を整理すべきではないか。

<議論のとりまとめ・今後の検討の方向性>

地方法人二税は、現在、事務所・事業所が所在する地方団体に課税権があるが、インターネット取引の増加等により、本店や少数の支店以外に事務所・事業所を置かずに事業を行う企業が増加しており、課税権のあり方について検討することが考えられる。事務所・事業所の判定方法（現行：人的・物的要素の両方が必要）の見直しのほか、売上げが存在する国に課税権を認めた近年の国際課税の議論を参考にしつつ検討することが考えられる。

分割基準のあり方については、インターネット取引の増加等による事業活動形態の多様化等を踏まえ、各地方団体における法人の事業活動の規模を的確に表わす観点から、そのあり方について、検討することが考えられる。デジタル化の進展により、用いることが可能なデータの種類、データの精度が変わることが想定され、より適正な課税を行う観点から検討をする必要がある。

なお、以上の2点の検討にあたっては、地方税における応益課税原則との関係を適切に整理することが必要である。

(3) 地方消費税

<検討が必要となると考えられる事項>

① 清算基準

地方消費税においては、最終消費地と税収帰属地を一致させるため、清算制度を設けているが、「インターネット販売」については、平成29年度改正時に、清算基準の算定に用いる統計から除外されている。デジタル化の進展に伴い、今後「インターネット販売」が増加すると、除外する割合が増えることから、清算基準における統計カバー率は低下していく可能性があるが、どのような対応が必要か。

(例) インターネットでの購入による消費支出データ（需要側統計）を都道府県別に集計し、清算基準に活用（なお、需要側統計から都道府県別の最終消費の額を捉えるアプローチ方策については、地方消費税に関する検討会報告書（平成29年11月）において、「サンプル世帯の家計消費支出に季節補正や世帯数補正など一定の推計を行う必要がある。また、いずれもサンプル調査であることから、抽出されたサンプル世帯の消費動向や、調査対象期間の消費動向の偏りが推計により拡大されてしまうおそれがある」、「需要側統計を清算基準に直ちに用いることは困難」とされて

いる。)

<本調査研究会における主な意見>

- ・ 最近、eコマースの進展により特定の都道府県のインターネット事業者の収入が多くなってきているため、地方消費税をはじめとする地方税の配分について考えていかないといけないのではないか。
- ・ 清算基準に関して、応益説的課税で仕向地原則ということ考えた場合、本来あるべき姿を議論しなくてはいけないのではないか。

<議論のとりまとめ・今後の検討の方向性>

地方消費税の清算について、インターネット販売の更なる増加が見込まれるが、将来的に需要側統計のサンプル規模の拡大や、県民経済計算や都道府県別の産業連関表の全国統一的な作成といった統計の見直しが行われた場合には、改めて清算基準のあり方も検討する必要がある。

その際、地方税の応益原則や地方消費税の仕向地原則を踏まえつつ、あるべき姿を考えることが重要である。

Ⅲ グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方

1 グリーン化に向けた国・地方の取組み

グリーン化の推進が国際的な潮流となっており、我が国でも、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言された。グリーン化の流れを踏まえ、近年の税制改正では、主に車体課税を中心に制度改正が行われてきたところであり（資料4）、また、政府税制調査会の提言においても、グリーン化時代の税制のあり方について言及されている（資料5）。

本調査研究会では、まず、環境省より、グリーン化に向けた国・地方の取組みについて説明を受けた（資料6）。その概要は以下のとおりである。

- ・ 温室効果ガスの排出量を最終的に2050年にはゼロにしていくため、2030年には46%減にすることが中期目標であり、様々な取組みを進めている。46%減がトータルの目標だが、内訳が部門別にあり、産業、業務その他、家庭、運輸等がある。
- ・ 地球温暖化計画の改定に伴い、政府としての実行計画を改定している。太陽光発電を国の建物等に50%以上設置、新築建築物はゼロ・エネルギー・ビルディングにする、公用車を全て電動車にする、LEDを100%導入していくという目標を定めており、地方自治体にもこれに準じた取組みが求められている。
- ・ 国全体で目標を達成していくために地域脱炭素ロードマップを作成している。ロードマップには2つ柱があり、1つ目が少なくとも100か所の脱炭素先行地域を作ること、2つ目が脱炭素の基盤となる重点対策を全国津々浦々で実施すること。
- ・ 地域脱炭素を進める上で、地域共生型再エネの促進が重要。今後、自治体が主導的に関わっていくプロジェクトを増やしていきたいと考えている。
- ・ GX推進のため、今後10年間で150兆円超の官民投資を目指していく。そのため、国としてGX経済移行債を発行して20兆円規模の財源を確保し、必要な支援を行う。この20兆円を支える財源が、成長志向型カーボンプライシング構想。炭素に対する賦課金が2028年から始まり、また、排出量取引制度も、最終的には有料でオークションしていく。
- ・ EUの新しい動きとして、炭素国境調整措置が検討されている。EUが輸入する際に、輸出国がカーボンプライシングを行っていない場合は上乘せの関税のようなものを課すことで、炭素価格の面でEU域内の事業者が不公平にならないようにするもの。

さらに、本研究会にオブザーバーとして参加いただいている東京都から、東京都税制調査会における「環境に配慮した税制のあり方」に関する議論の紹介があった（資料7）。概要

は以下のとおりである。

- ・ 東京都税制調査会では、税制への環境性能の導入について、自動車関連税制では、取得、保有、利用の各段階で環境性能評価を取り入れた税制措置が講じられているところ、こうした環境性能の視点を住宅関連税制にも当てはめられないか等の検討項目を示し、委員に議論をいただいた。
- ・ 東京都税制調査会の委員からは、主に以下の意見があった。
 - － 環境性能の悪い家屋が残らないよう、自動車関連税制と同様に、固定資産税や不動産取得税などにおいても環境性能に応じた税制はあってよい。
 - － 軽減措置を講じる場合は期限を設けて、環境性能の良い住宅の普及が進んでくれば、徐々に支援を絞っていき、より付加価値の高いものに注力していくべき。
 - － 一方で、環境性能が高く、付加価値の高い住宅を建てられるのは富裕層であり、そうした富裕層に減税を行うのは公平性の観点からどうか。また、空き家の処理に困っている人に対し、さらに重い負担をかけることになるのではないか。
 - － 不動産取得税について、認定長期優良住宅以外の住宅は一律1,200万円の控除となっているが、環境性能により差をつけることも考えられるのではないか。
 - － 固定資産税について、新築住宅に対する減額割合が一律2分の1になっているので、環境性能で差をつけた方がいいのではないか。
 - － 環境性能の高い優良な住宅ストックを増やしていくためには、新築住宅だけではなく、既存住宅についてもより優良なストックに変えていく視点も重要。

2 車体課税

<検討が必要となると考えられる事項>

電動車の普及などグリーン化の進展を踏まえた車体課税のあり方について、以下の論点に沿って議論を行った。

① 「2050 カーボンニュートラル」目標への貢献

2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、環境政策と自動車税制との関係について、どのように考えるべきか。具体的には、現行の環境性能割による環境インセンティブについて、どのように評価するか、また、環境性能割を補完する制度である「グリーン化特例」について、今後どうあるべきか。

② 住民に身近な行政サービスを提供する地方団体の財源確保

今後、社会資本（道路や橋りょう、トンネルなど）の更新・老朽化対策や防災・減災事業の実施のほか、自動車の電動化に対応した新たなインフラ整備の必要性も指摘されている。また、電動化の進展に伴う地方税収への影響等も勘案すれば、応益課税の観点に加え、中長期的に税収を安定的に確保する観点から検討が必要と考えられる。業界団体の要望や地方団体の要望等も踏まえ、今後の税負担のあり方について、どのように考えるべきか。

③ 電動車に対する課税のあり方

自動車税種別割において、電気自動車等は、エンジンを搭載しておらず総排気量の値がないため最低税率（25,000円）が適用されていることについて、税制の公平性等の観点から、今後どのように対応すべきか。

<本調査研究会における主な意見>

(1) 「2050 カーボンニュートラル」目標への貢献

- ・ これまでも、環境インセンティブを強化する観点で設計された自動車税環境性能割など、炭素の排出抑制につながる施策が講じられてきた。今後「炭素をどれだけ排出しているか」という視点に立つ場合、例えば、EV等であっても、（電源構成によっては）発電時を含めトータルで見るとCO₂を一定排出していると言えることや、道路整備においても、アスファルトやコンクリートの使用を通じCO₂を一定排出していると言えることなども踏まえ、課税のあり方を考えていくべきでないか。

(2) 住民に身近な行政サービスを提供する地方団体の財源確保

- ・ 車体課税が一般財源化されたことを踏まえれば、自動車に係る行政需要について、社会資本の維持・更新や防災・減災のみに限定するのではなく、関連する行政需要を広く捉えてもいいのではないか。炭素を除去するための費用など、様々な行政需要とその負担のあり方を考慮しつつ、必要な財源を確保していくという議論があってもいいのではないか。
- ・ 世界的にEV等が急速に増加する局面に入っているが、国内ではまだEV等が十分に普及していない。EV等に対する課税を強化すると普及の妨げになるという考え方に立つと、今後しばらくの間、EV等の普及を促進するための措置を講じることが考えられる。また、EV等はCO₂を排出しないので、環境への配慮の観点で、ガソリン車やハイブリッド車と比べて、課税に際し一定の差別化をはかるべきという考え方もある。一方で、仮にCO₂排出量に着目することとした場合、環境税制の宿命として、自動車の性能が良くなるにつれて課税ベースが縮小していくという側面がある。そのため、現行の環境性能割やグリーン化特例と同様に、適合基準を徐々に引き上げることで税収を維

持・確保するといった対応も必要になると思われる。

- ・ 現在、ハイブリッド車が相当普及している中、ハイブリッド車に対する課税を強化することで、税込確保とEV等との差別化を図るべきでないか。

(3) 電動車に対する課税のあり方

- ・ EV等に対する課税に当たっては、メリット・デメリットを勘案すると、出力に着目することが相対的に望ましいと考える。例えば、少なくとも保有車の多くがEV等となるまでは、出力等の基準を一律に採用することで、EV等を含め公平な課税方式としていく、というイメージを持っている。
- ・ 自動車税種別割の課税指標について、価格や出力、重量等を考慮することに加え、財産的性格に鑑みれば、各自動車のクラス（車格）に着目することは考えられないか。

<議論のとりまとめ・今後の検討の方向性>

自動車税制と環境政策の関係については、「2050 カーボンニュートラル」目標への貢献をはじめ中長期的な環境変化等を適切に踏まえたものとなるよう、電動化の見通しを引き続き注視しつつ、他の税制・補助制度による対応や、中長期的なインフラ維持・整備や自動車の電動化に対応した新たなインフラ整備の必要性等を勘案すべきである。

今後、自動車関係諸税のあり方については、こうした点を踏まえつつ、国・地方を通じた財源の安定的な確保を前提に、中長期的な視点に立って検討していく必要がある。特に、足下で普及段階にある電気自動車等に係る自動車税種別割については、価格、出力、重量等に比して低い税負担となっているため、公平性等の観点で課題がある。そのため、電気自動車等について、課税趣旨を適切に踏まえた新たな課税指標として、出力等により、財産的価値や道路損傷その他の車両から生じる影響を適切に反映する形で税率を定める必要があると考えられる。

3 車体課税以外の税目のあり方（カーボンニュートラル目標と地方税）

カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応している。カーボンニュートラル目標達成に向け、地方税としてどのように関わっていくことが考えられるか、以下のような検討の視点・留意点を踏まえつつ、議論を行った。

① 地方団体の財源確保

地球温暖化対策計画では、「地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」とされるなど、地方団体では、グリーン化に係る新たな財政需要が生じることが想定され、そのための財源確保を図る必要。

② グリーン化に関する近年の税制等の動き

地球温暖化対策のための税制や、森林環境税・森林環境譲与税の創設、カーボンプライシング導入など、グリーン化に関する近年の税制等の動きを踏まえ、今後、中長期的に、どのような対応を取ることが考えられるか。

③ 地方税制における環境インセンティブのあり方

地方税における税負担軽減措置によるグリーン化のインセンティブについては、厳しい地方財政の状況にも鑑み、既存の税負担軽減措置等の対象を重点化（省エネ性能が高いものに対象を限定する等）する方向で考えるべきか。

④ 課税自主権

廃棄物削減、自然環境保全、再生可能エネルギーの円滑な導入などを目的として、地方団体において様々な法定外税が導入・検討されている。

<本調査研究会における主な意見>

- ・ 脱炭素先行地域の理念の一つは地域経済循環。再生可能エネルギー事業の場合は、電力を販売することを通じて、当該地域が収入を得ることができるというメカニズムが働く。地元で生産された再生可能エネルギーで供給される電気で置き換えることが可能になれば、これまで流出してきた所得の流れが地域に留められることになり、グロスリージョナルプロダクトが上昇する効果をもたらすため、地域経済循環の向上に資する。
- ・ 一方、再生可能エネルギー自体の設備が地域社会に対して負の影響を与えていることについて反発が広がっている。この問題の解決方法としては、都市計画、地域計画、もしくは立地規制で対応していくといった方法がある。
- ・ （環境インセンティブのための法定外税について、）環境行政は、外から来る人や物に対しての規制という面を持っているが、現在の法定外税に対する同意要件では、目的に照らして許容される適切な税制となっているかという点を国が判断する余地が少ないようにも思われる。
- ・ 特に住宅に関して、環境性能を考慮した税制にするということに賛成。例えば、新築住宅に係る固定資産税の減額措置は、住宅性能に関わらず適用されるが、こうした一律の措置について重点化を図る見直しを行ってはどうか。環境性能に応じて減額する制度

に見直すことにより、新たな減収を生じさせることなくインセンティブを設けることが可能。

<議論のとりまとめ・今後の検討の方向性>

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現という我が国の国際公約を実現するために、地方税が果たすべき役割として、地方自治体が地域脱炭素に取り組むための財源確保、環境インセンティブの導入などが考えられる。

また、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度に森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和6年度税制改正において、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、譲与基準における私有林人工林面積の譲与割合を引き上げることとされた。今後も各地方団体において森林環境譲与税を活用し、森林整備をはじめとする必要な施策を進めるとともに、その用途を適切に公表し、事業の実績や効果について、住民に対する説明を十分に行っていくことが重要である。

環境インセンティブを設ける場合、地方自治体の財源確保の観点等から、減収額が拡大しないよう対応することが適当であり、新たな税負担軽減措置等を設けるよりも、既存の税負担軽減措置等について環境性能に応じた重点化を図ることが望ましい。例えば、建物や償却資産に係る税負担軽減措置等について、環境性能に応じた重点化を図ることが考えられるが、その際は、関係省庁・団体の意見も聴きつつ、地方税収の確保を前提に検討を行うべきである。

グリーン化時代における地方税のあり方を考える際は、地方団体における課税自主権の活用の動きにも注目すべきである。森林環境・水源環境の保全等を目的として、都道府県を中心に住民税の超過課税を行っている地方団体も多い。また、廃棄物削減、自然環境保全を目的として、様々な法定外税が導入されているほか、近年は、再生可能エネルギーの円滑な導入を目的とした法定外税が設けられた事例もある。法定外税の導入等に当たっては、地方団体において十分な検討を行うことが必要であるが、国においては、地方団体における課税自主権活用の動きも踏まえながら、グリーン化時代における地方税のあり方について検討を深めていく必要がある。

< 参 考 资 料 >

資料 1 近年の税制改正の概要
(デジタル化関係)

近年の税制改正の概要(デジタル化関係)

未定稿

	国税	地方税
平成27年度	<p>消費税</p> <p>国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする。</p>	<p>地方消費税</p> <p>地方消費税清算基準の見直し サービス業对个人事業収入額に用いる統計を、経済センサス活動調査に変更(インターネット取引等により供給地で計上されていると思われるもの等を除外。)</p>
29年度	<p>納税環境整備</p> <p>国税犯則取締法の見直し 経済活動のICT化等の進展に対応するため、国税犯則取締法について電磁的記録の証拠収集手続きの整備など所要の見直しを行った。</p>	<p>納税環境整備</p> <p>地方税犯則調査手続の見直し ※国税と同様の見直し</p> <p>地方消費税</p> <p>地方消費税清算基準の見直し 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外。</p>
30年度	<p>所得税</p> <p>給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 専門知識を活かしてフリーランスとして仕事を請け負う、在宅で仕事を請け負うなどデジタル技術の進展等に伴う「働き方の多様化」を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除を同額引き上げることとした。</p> <p>地方税務手続の電子化</p> <p>大法人の法人税等に係る電子申告の義務化 資本金1億円超の大法人等に対して、法人税及び消費税の電子申告を義務付け(令和2年4月から)。</p>	<p>個人住民税</p> <p>個人所得課税の見直し 働き方の多様化を踏まえ、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。</p> <p>地方消費税</p> <p>地方消費税清算基準の抜本的な見直し インターネットビジネスの普及等の社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の徴収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しを行う。 ・統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの等を除外。 ・統計カバー率を75%→50%に変更し、統計カバー外の代替指標を人口とする。</p> <p>地方税務手続の電子化</p> <p>大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化 国税と同様に、資本金1億円超の大法人等に対して、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の電子申告を義務付け(令和2年4月から)。</p> <p>地方税共同機構の設立 eTAXの運営主体として、地方税共同機構を設立。</p> <p>地方税共通納税システムの導入 個人住民税の給与所得又は退職所得に係る特別徴収分、地方法人二税及び事業所税について、eTAXを通じた電子納税を可能とする地方税共通納税システムを導入。</p>

1

近年の税制改正の概要(デジタル化関係)

	国税	地方税
令和元年度	<p>法人税</p> <p>経済活動の国際化・電子化への対応と租税回避・脱税の効果的な抑制 電子化を含む経済実態の変化や諸外国の動向を踏まえ、国際的な租税回避や脱税に対してより効果的に対応していくため、移転価格税制の見直しを行う。</p>	<p>地方法人課税</p> <p>地方法人課税の新たな偏在是正措置 インターネット取引の拡大など経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に徴収が集中する構造的な課題に対処するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。</p>
2年度		<p>地方税務手続の電子化</p> <p>地方税共通納税システムの対象税目の拡大 地方税共通納税システムの対象税目に個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を追加。</p>
3年度	<p>納税環境整備</p> <p>電子帳簿等保存制度の見直し 経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による帳簿水準の向上に資するため、税務署長の事前承認制度の廃止など、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。 スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずる。</p>	<p>地方税務手続の電子化</p> <p>地方税共通納税システムの対象税目の拡大 地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車種別割を追加。</p> <p>個人住民税の特別徴収税額通知の電子化 特別徴収税額通知(納税義務者用)について、特徴義務者が求めた場合、市町村はeLTAx及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。</p>
4年度		<p>地方税務手続の電子化</p> <p>eLTAxを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大 納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAxを通じて行うことができるようにする。</p> <p>地方税共通納税システムの対象税目・納付手段の拡大 地方税共通納税システムの対象税目を全税目に拡大するとともに、地方税共同機構が指定する者を經由してスマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。</p>
5年度	<p>国際課税</p> <p>新たな国際課税ルールへの対応 グローバル・ミニマム課税について、所得合算ルールに係る法制化を行うため、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税を創設する。</p>	<p>国際課税</p> <p>新たな国際課税ルールへの対応 グローバル・ミニマム課税のうち、内国法人等の所得を基に課税する仕組みであるQDMIT(国内ミニマム課税)については、法人住民税・法人事業税相当分を地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。</p>

2

資料 2 政府税制調査会答申
(デジタル化関連部分抜粋)

令和5年 政府税調答申（デジタル化関連部分抜粋）

※ 以下、「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」（令和5年6月）より抜粋

I. 租税の役割と基本的考え方

4. 租税制度の基本原則(抄)

（制度の簡索性）

税制を理解しやすいものにし、国民の納税手続きの負担を軽減することに加え、税務当局の徴収コストを抑え、租税回避行動を誘発しないためにも、制度の「簡素」も税制を検討する上での重要な要請です。特に、近年では、後述するような働き方の多様化に伴い、雇用的自営・副業者など多くの個人が確定申告を行っていることもあり、簡便な方法で申告・納付ができる納税環境の整備を進めることが不可欠です。なお、税制の簡索性について検討する際には、納税手続きのデジタル化等により、国民や税務当局の負担が抑制されることにも留意が必要です。

III. 経済社会の構造変化

3. 経済のグローバル化・デジタル化(抄)

（デジタル化の中での我が国企業）

加えて、経済のデジタル化に伴い、企業活動における無形資産の価値の重要性が増加しています。無形資産は、国境を越えて移動させることが容易であり、その際に客観的な価値の判定が容易ではないという性質も持っているため、税負担が相対的に軽い国に所得を移転させることによる租税回避のリスクが大きいと考えられ、こうした課題への対処が求められてきています。デジタル化の進展により、市場国にPE(Permanent Establishment;恒久的施設)を置かずに事業を展開することも可能となってきたため、PEを課税の根拠とする従来の国際課税原則の見直しも議論されてきています。

このように、デジタル化の進展は、新たな経済活動の機会を提供するとともに、社会制度のあり方そのものの見直しを迫っているとも考えられ、我が国としても国際的なルールメイキング等の議論に積極的に参画していく必要があります。

1

令和5年 政府税調答申（デジタル化関連部分抜粋）

（書類の電子化と税務情報の活用）

コロナ禍で生活様式が変容した背景には、リモートワークの浸透とDX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展に加え、政府主導で進めた押印廃止などによる行政手続きのオンライン化の流れもあります。諸外国では、税務行政の電子化や行政機関同士の情報連携は、納税者、雇用主、行政当局にとって手続きに係る負担を軽減することで、社会全体としての生産性の向上につながるものとして実施されています。このことは、当局が税務情報を即時に把握することで、雇用主の手続き上の負担を緩和するとともに、プッシュ型の対応を含め、行政側が迅速な給付を行うことを可能にしています。

<参考:諸外国における税務行政のデジタル化の動向>

イギリスでは、給与所得や年金所得に対する源泉徴収・年末調整の仕組みであるPAYE(Pay As You Earn)において、毎月の給与等の支払いごとに支払税額の調整をリアルタイムで行う「RTI(Real Time Information)」化が進められており、納税者利便の向上とともに、迅速な給付行政の推進を図っています。従業員の収入が一定の閾値以下にとどまる場合には雇用主によるPAYEへの登録は求められておらず、また、RTIは事業所得を対象としていない点から包括的な情報源ではありませんが、RTIを通じて歳入関税庁が取得した税務情報は、一般的な社会保障給付である Universal Credit を実施するために必要な情報に限り、雇用年金省に共有され、給与情報の入力漏れに対応するなど給付行政に活用されています。

フランスでは、電子申告の義務化により税務行政の電子化を進めるとともに、納税者等の利便性向上の観点から行政機関同士での情報連携を行い、給付に係る手続きの簡素化を図っています。給与情報に係る情報システムであるDSN(Déclaration Sociale Nominative; 社会保障関連申告ネットワークシステム)では、雇用主の社会保障機関への給与等の情報提出における重複手続きを排除し、雇用主の負担を軽減しています。また、納税者側についても、国税当局が雇用主等から集めた情報が予め記入された申告書の導入により申告に係る負担軽減策を講じています。

2

令和5年 政府税調答申（デジタル化関連部分抜粋）

I. 個人所得課税

2. 個人所得課税の課題(抄)

(1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

平成 30 年度税制改正においては、給与所得控除のような特定の収入に対応する控除から、基礎控除のような人的控除に重点が移されました。昨今、デジタル技術の発展もあり、オンラインのプラットフォームを介して役務提供等を行うなど、所得の稼得手段が多様化してきている状況も踏まえ、引き続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討していくことが求められます。…

…個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

(3) 税制の信頼を高めるための取組み

(公平性確保に向けた取組み)

近年、フリーランス、ギグワーカー等の新しい働き方の進展により所得の稼得手段が多様化するとともに、暗号資産取引など金融取引の多様化・複雑化、国際的な資本移動の一層の進展、デジタル化などによって租税回避行為が高度化しています。

こうしたことを踏まえれば、納税者のタックス・コンプライアンス・コストを見極めつつ、適正・公平な課税の実現を一層図っていく必要があります。

このため、国際的な議論の状況も踏まえつつ、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方について検討を進めるなど資料情報の精度を充実させる観点からの検討が必要であると考えられます。こうした資料情報の充実とデジタル技術の活用を進めることを通じ、中長期的には、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みなど納税者の申告の利便性に資する仕組みにもつなげていくことが期待されます。

3

令和5年 政府税調答申（デジタル化関連部分抜粋）

II. 資産課税等

2. 固定資産税等

(2) 近年の固定資産税の税制改正等

(固定資産の評価)

固定資産税は資産価値に応じて課税されることから、その評価に当たっては、個々の固定資産価格を可能な限り適正に評価する必要があります。このため、その評価方法はある程度精緻にならざるを得ない面を持っています。

一方、評価の対象は、土地約1億 8,000 万筆、家屋約 6,000 万棟と膨大なものとなっており、3年毎の評価替えでは、大量な評価を一定期日で行う必要があります。

こうしたことから、限られた評価担当職員で効率的に評価事務が行えるよう、家屋評価における再建築費評点基準表の見直し等の固定資産評価基準の整理合理化や、GISをはじめとしたデジタル技術の活用が進められています。

(3) 固定資産税等における今後の課題

(基幹税としての固定資産税)

また、固定資産税が市町村の基幹税であることを踏まえれば、国の政策を推進するための税負担軽減措置等は、真に必要な場合に限る必要があります。期限切れを迎えるものをはじめ、税負担軽減措置等はその政策目的、効果等を十分に見極めた上で、不断の見直しを行わなければなりません。

加えて、納税者からの信頼を得て固定資産税を安定的に確保していくためにも、固定資産の評価については、今後とも固定資産評価基準の整理合理化やデジタル技術の活用等により評価事務の効率化を図りつつ、適正な評価を行うことが重要です。

4

IV. 法人課税

2. 地方法人課税(地方法人課税における今後の課題)(抄)

(分割基準のあり方)

地方法人二税においては、従業員の数や事務所等の数により課税標準を分割していますが、産業構造が大きく変化するとともに、事業活動の形態や働き方などは多様化しています。例えば、近年、産業別のGDPに占める製造業の割合が低下する一方、サービス業の割合が高まっています。また、インターネット取引が増加するとともに、AIやICTを活用した無人の店舗や倉庫、工場等も事業活動における重要な拠点となっており、その傾向は今後も進展していくと想定されます。分割基準は、法人の事業規模などを的確に表すことが必要であることから、こうした社会経済状況の変化を踏まえた分割基準のあり方について、不断に検討していくことが必要です。

5

V. 国際課税

2. 国際課税を取り巻く経済環境の変化

以下のような国際課税に関連する課題が生じているものと考えられます。

- ・ 知的財産権や、デジタル関連のサービスなどに係る、客観的な独立企業間価格の算定が困難な取引の一部は、その支払の受け手が、税負担の相対的に軽い国に集中する傾向があります。経済のグローバル化、デジタル化が更に進む中で、こうした取引に伴う租税回避のリスクが増大し、課税ベースの浸食につながっています。
- ・ デジタル化の進展により、市場国に拠点を置かずとも提供可能なデジタル・サービスなどの取引が増加し、従来の国際課税原則(「PEなければ課税なし」の原則)では市場国で課税が行えないという課題も顕在化してきています。

4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

(4) 新たな国際課税ルール of 意義

(「第1の柱」の考え方)

「第1の柱」は、従来の「PEなければ課税なし」の原則(PE原則)を一部修正し、通常利益と考えられる部分を除いた残余利益の一部をPEの有無にかかわらず売上に応じて市場国に課税権を配分する仕組みです。…

(「第2の柱」の考え方)

「第2の柱」は、経済のデジタル化・グローバル化やビジネスにおける無形資産の重要性の増大に伴って生じた「法人税引下げ競争」に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした制度です。…

6

令和5年 政府税調答申（デジタル化関連部分抜粋）

6. 今後の課題(抄)

(2本の柱の着実な実施)

経済社会の変化に応じた国際的な適正・公平な課税の実現という観点から、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する2本の柱からなる解決策の合意は画期的なものであり、合意内容の実施に向けた取組みが最優先課題であると考えられます。我が国においては、令和5年度税制改正において「第2の柱」を導入することとされました。引き続き、「第1の柱」の多数国間条約の締結及び国内法制化に向けた取組みを進めていくべきです。

加えて、2本の柱のグローバルな実施の確保は、我が国企業にとっても課税の透明性・予見可能性の向上の観点からメリットが大きい取組みです。国際課税の見直しの議論に一貫して積極的に貢献してきた我が国として、特に途上国における2本の柱の実施支援においてもリーダーシップを発揮すべきです。

また、制度導入後も、国際的に強調して制度を適切に実施していく必要があり、こうした国際的な取組みに我が国として主体的に関与していく必要があります。

(個人所得課税における課題)

新型コロナの感染拡大等に伴い、オンライン会議システム等を利用したリモートワークによって国境を越えて役務を提供するケースも一般化しており、こうした経済社会の変化は、個人に対する国際課税上の課題も惹起しています。今後、国際的な議論を踏まえ、こうした働き方の変化に伴うインプリケーションを注視していくことが求められます。

また、経済のグローバル化に伴う経済社会の変化の一つの例として、日本において「非居住者」として働き、課税対象となる者の増加が挙げられます。非居住者が国内において行う勤務に起因する給与に関する現行制度は、源泉課税のみで課税関係が終了し、効果的・効率的な課税・徴収の観点からメリットがある一方、同一の所得を得ている居住者との間の課税上の差異が課題となり得ると考えられます

加えて、これまで法人所得課税について、国際的な租税回避への対応や、国際的な最低課税制度の導入などの取組みがなされてきましたが、個人所得課税においても同様の課題が存在すると考えられます。

7

令和5年 政府税調答申（デジタル化関連部分抜粋）

VI. 納税環境の整備

1. 近年の経済社会の構造変化を踏まえた納税環境の整備の意義

(2) 近年の経済社会の構造変化

経済社会のデジタル化とそれに伴うグローバル化が進展する中、経済取引や働き方の多様化が進んでいます。

経済取引のデジタル化により、現地に物理的な拠点を持たずとも、国境を越えてリアルタイムに経済活動を行うことが可能となっており、この傾向は更に加速すると考えられます。

インターネット上のプラットフォーム事業者を介したシェアリングエコノミーの市場規模が拡大しているほか、ギグエコノミーの伸長により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に給与・報酬等の支払いに関する税務当局への報告の対象とならない独立した個人によるサービス提供へのシフトが発生しています。また、暗号資産取引等の新たな稼働手段では、源泉徴収により納税している給与所得者においても継続的に高額収入を得ている場合が生じています。

これらの変化により、確定申告が必要な納税者数の増加が見込まれるとともに、従来の資料情報や質問検査権等を活用した取引の実態及び所得等の適切な把握が困難になってきています。多様な納税者を念頭に申告の利便性を向上させるとともに、関係事業者の負担に配慮しつつ、取引の実態の適切な把握が可能となる仕組みを構築していく必要があります。

デジタル化の流れは、事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でも急速に進展しており、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行えるよう、税務手続のデジタル化を推進していくことが必要です。

多くの人々がスマートフォンやSNS等を活用し、情報収集やコミュニケーションを行っている中、納税者のニーズを踏まえた納税者サービスの提供を行っていくことも重要です。一方、SNS等を通じて、不正に税負担を逃れたり還付を受けたりする方法や租税回避スキームが急速に広がる事例がみられるようになってきており、誠実に納税を行う納税者の税に対する公平感を損なうことがないよう対応が必要となっています。

8

2. 税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上

(2) 納税者・税務当局間の手続(申告・納付手続等)のデジタル化

(今後の課題)

経済社会のデジタル化の進展に加え、税務手続のデジタル化等に関する各種施策が講じられてきたこともあり、所得税等の確定申告書のe-Taxによる提出は、申告全体の約6割に達しており、納税者本人による自宅からのe-Taxによる提出が増加しています。一方で、書面による申告や、確定申告会場での申告も一定程度行われています。納付については、キャッシュレス納付が増加傾向にあるものの、現在でも、納付全体の約7割が税務署や金融機関の窓口等で行われています。

今後も引き続き、e-Taxによる電子申告やキャッシュレス納付等をより一層推進し、デジタルで手続が完結するような環境を整備する必要があります。その際、インターネットのエンドユーザーのニーズ等を的確に把握し、これまで税務手続を行ったことのない納税者も、日頃使い慣れたツール(スマートフォン等)により簡便に手続を行うことを可能とする仕組みとするなど、利便性向上に取り組むことが重要です。

また、納税者が確定申告を行う際の利便性向上のため、金融機関や公的機関等からマイナポータルを通じて提供される証明書等のデータについては、納税者が自ら入力しなくとも申告書に反映される仕組みが構築されていますが、今後、その対象となる証明書等の範囲の拡大を一層進めていく必要があります。

さらに、納税者の取引等の相手方である第三者から税務当局に提出される法定調書についても、書面ではなくデータで提出されることとなれば、これを納税者の申告に活用できる仕組みを構築することが容易になります。この点、個人・法人から税務当局に提出された法定調書の提出状況(令和3(2021)年1～12月提出分)を見ると、電子提出を義務付けられていない提出枚数100枚未満のものについても、電子提出の割合は約7割にまで達している状況を踏まえ、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等について検討することが必要です。

以上の取組みを進めていくことにより、将来的には、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みを実現すべきであると考えられます。

9

(3) 税務行政におけるデジタル化の推進

税務当局においては、事務処理のデジタル化を進めることにより行政コストを軽減しつつ、AIの活用などを含むデータ分析等に基づく効率的・効果的な課税・徴収を実施するなど、税務行政のデジタル化をより一層進めることが重要です。このための税務当局の業務システムなどのインフラ面の整備や、デジタルリテラシーの高い職員の採用や育成などが必要であると考えられます。

また、税務手続のデジタル化の推進に当たっては、デジタルに不慣れな納税者も含めあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスや必要なサポートを提供するなど包摂的な税務行政の運営が重要であると考えられます。

3. 地方税務手続のデジタル化等の推進

(今後の課題)

納税者の利便性向上や税務行政の効率化等を更に推進していくため、令和4年度税制改正において、全ての申告・申請・納付手続について実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大することとされており、可能な限り実装を進めて行く必要があるほか、国税当局をはじめ、地方公共団体間や他の行政機関等との間でも、更なる情報連携を進めていく必要があります。

今後、eLTAXを通じた申告・申請・納付手続について、対象税目等を順次拡大し、全国統一的に対応を充実させていくことが必要です。国と地方との情報連携については、給与支払報告書データについて、eLTAXへの提出分をe-Taxへ即時連携するなど、一層連携を進めていく必要があります。

この他、納税通知書をはじめとした地方税関係通知については、一部は既に電子的な送受信が可能であるものの、多くは書面による送付が行われています。今後、これらの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討していく必要があります。

さらに、地方公共団体における税務システムについて、税制改正等に各団体が個別に対応してきた結果、クラウド利用が円滑に進まないこと等が課題となっています。今後、維持管理等に係る人的・財政的負担の軽減等を図るため、各地方公共団体が標準準拠システムへの移行を円滑に進めていくことが求められます。

10

4. 資料情報を活用した適正な申告・納税の実現

（今後の課題）

暗号資産取引やシェアリングエコノミー、ギグエコノミーといった新たな取引形態は、取引及び関連する支払のデジタル形式での記録につながるため、本来、納税者・税務当局の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性があると考えられます。例えば、将来的に、先述の、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みが実現され、デジタル化された取引情報を納税者の申告に活用することが可能となれば、適正な申告・納税の実現に資するとともに、確定申告を行う納税者の利便性向上にも寄与し得るものと考えられます。こうしたデジタル化に伴う効果も活かし、今後、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方について検討していく必要があると考えられます。

5. 税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応

（3）税務当局の執行体制の整備

今後、税務手続のデジタル化等により、納税者が簡便かつ適正に申告等を行うことができる仕組みが構築されれば、内部事務や行政指導等の事務負担が軽減され、税務行政は一部の納税者による巧妙な不正や課税逃れといった、誠実に納税を行う多くの納税者の税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応に重点的に対処することが可能となります。また、課税・徴収事務におけるデジタル技術の活用により、納税者に対する調査や金融機関への照会等が効率化・高度化されることで、不正や課税逃れへの的確な対処に資することが期待されます。

経済取引が多様化・複雑化している中、巧妙な不正や課税逃れに厳正に対処するためには、情報収集及び調査体制の整備や職員の専門性の向上等の取組みを一層推進することが重要であると考えられます。

資料3 社会全体のデジタル化と デジタル庁の取組（デジタル庁）

社会全体のデジタル化とデジタル庁の取組

2023/6/28

デジタル庁参事官（総括・総務）

吉田宏平

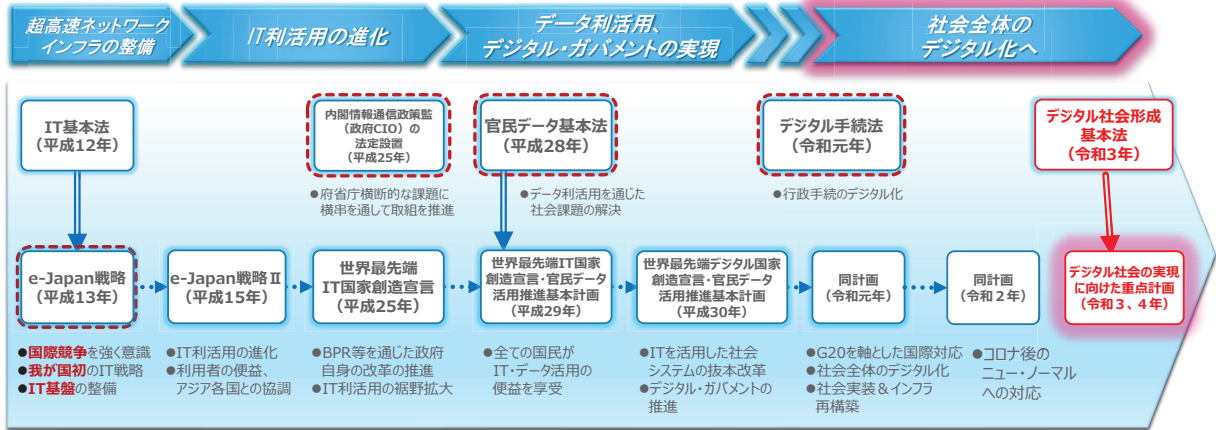
デジタル庁
Digital Agency

デジタル化の意義と デジタル庁の設立

デジタル庁
Digital Agency

IT基本法からデジタル社会形成基本法へ

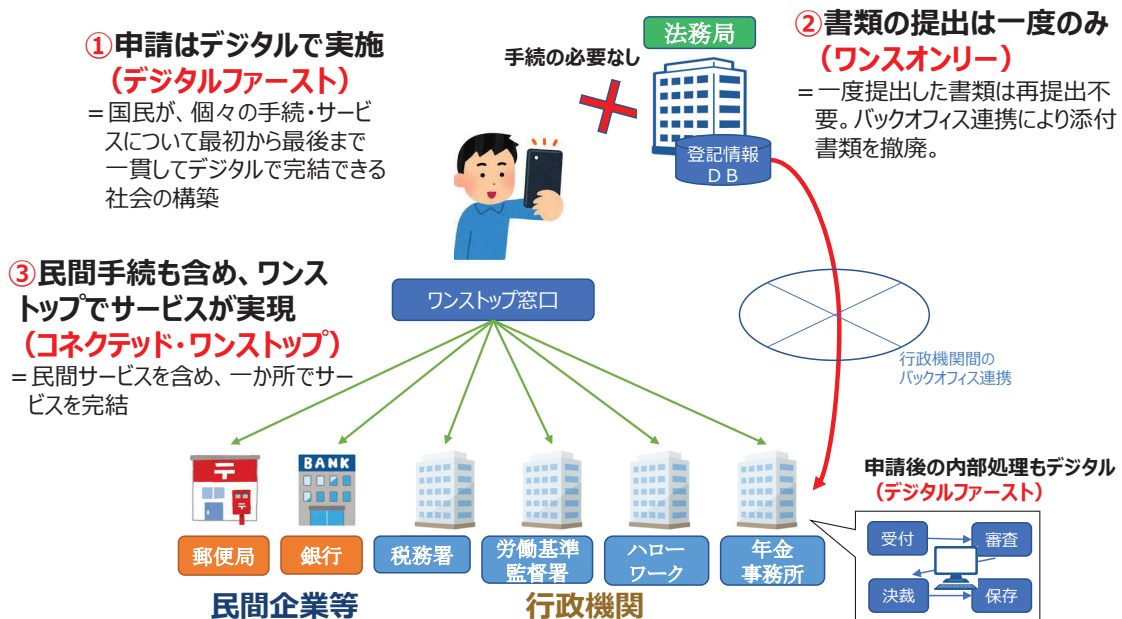
- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。



3

デジタル化によるメリット例：デジタル3原則

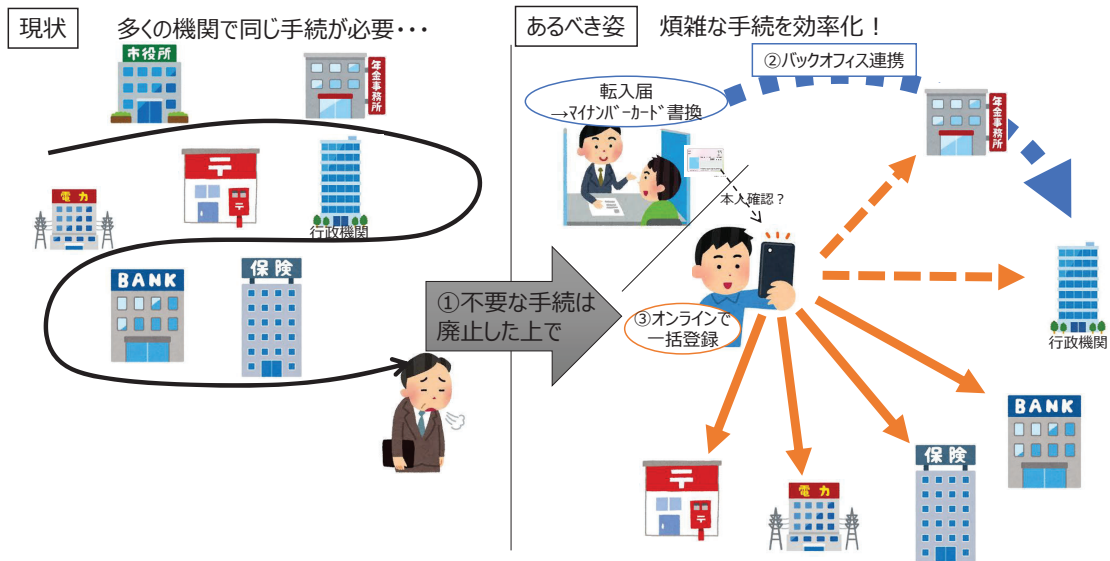
※令和元年にデジタル手続法において明確化



4

デジタル・ガバメント（行政のデジタル化）におけるデジタル化のメリット

（例）引越し

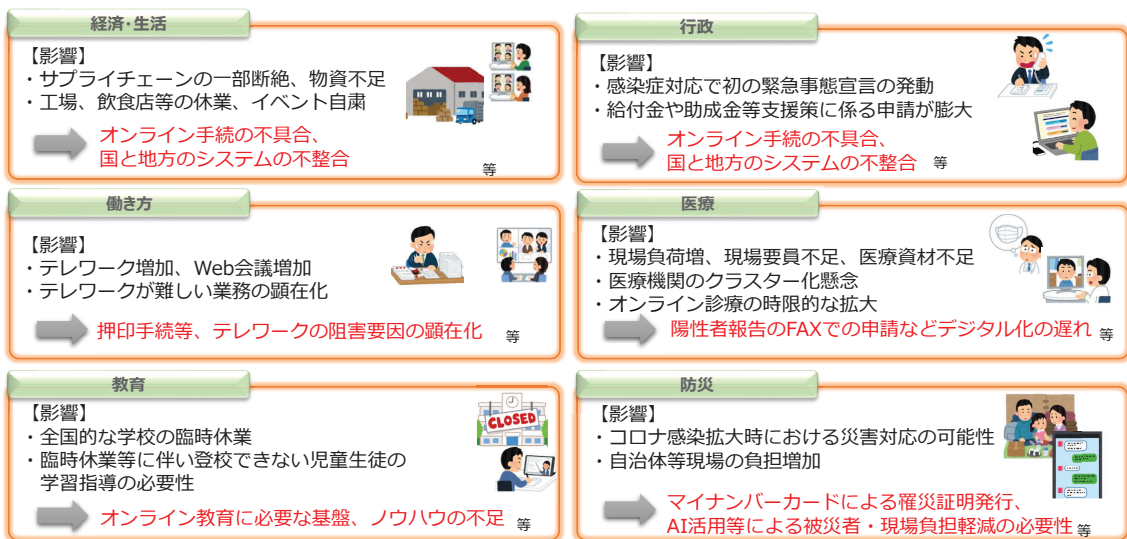


5

新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題

令和2年9月23日 デジタル改革関係閣僚会議資料

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫り。



6

デジタル庁の設置と、主要な業務

➤ 2021年9月、デジタル庁を設置。

■ デジタル庁並びに各府省が行うシステム整備について、統括監理（横断的に統率）を実施。

○統括監理の目的

各種標準の策定と普及、各府省システムが各種標準に依拠するよう誘導
共通機能の構築・利用の促進

ガバメントクラウド、GSS（ガバメント・ソリューション・サービス）、
申請受付（マイナポータル、eGOV）、マイナンバー、マイナンバーカード、
公的個人認証、GbizID(事業者向け認証機能) ほか・・・

○統括監理のための手段

各府省のシステム予算をデジタル庁に一括計上し、執行時に各府省に配分
統括監理の観点からの支援、専門人材の派遣

■ 政府システムのうち、給与や旅費、調達、マイナポータル、eGOVなどの府省が共通して利用するシステムの整備・運用

■ 地方自治体の基幹20業務のシステム標準化（標準仕様の策定、標準準拠システムへの移行支援）

■ データ戦略（ベースレジストリの整備など）、準公共分野のDXを各省と推進

7

デジタル化の横ぐし機能①：

良いサービスを作るための「標準」の策定・推進

利用者視点で良いサービスを作るために、各情報システムを横断して統一すべき技術標準や進め方等について、デジタル庁自身が各プロジェクトで実践を行いながら、技術検討会議を中心に成果をまとめ、継続的改善を行う。

技術検討会議を中心とする検討

サービスデザイン

利用者が実感できる効果を創出するためには、利用者の立場で実際に発生している事実を正しく把握し、利用者と協働で改善を行う**サービスデザイン思考**が重要。

サービス設計12箇条の導入促進

今までも標準ガイドライン等で周知展開を図っていた。デジタル庁自身が各プロジェクトで率先して**推進を徹底**する。

UIの改善

「誰一人取り残されない」デジタル化を進めるため、**ユニバーサルデザインを考慮したUI**の設計等、利用者目線で、利用者に優しい行政サービスを実現。

デザインシステムの整備
(ツールだけでなく、ガイド等を含む仕組み)

統一ウェブの推進
デジタル庁ウェブサイトで先行実証し、各省ウェブサイト等へ段階展開

データ整備

「包括的データ戦略」に基づき、データ活用、データ連携を推進する。

データの利活用や管理が効率的に行われるようにするために、**データ品質管理**フレームワークと評価モデルを整備する。

データの**相互運用性を確保**するために、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。

セキュリティ

複雑化・巧妙化したサイバー攻撃のリスクを踏まえ、サイバーセキュリティについての基本方針を定める。

常時診断・対応型セキュリティアーキテクチャの推進
従来の「境界型セキュリティ」の考え方ではなく、ゼロトラストアーキテクチャに基づいてセキュリティを確保する考え方へ。

サイバーレジリエンスの向上
セキュリティフレームワークとして識別、防御、検知、対応、復旧を認識し対応することにより、セキュリティ対策による機密性の確保に加え、情報システムの完全性、可用性の強化も目指す。

ポリシーと対策の関係性構造化及び**追跡性確保**
リアルタイムでのデータによるモニタリングを推進し、セキュリティポリシー及びセキュリティ対策の関係性等を構造化して追跡可能とする。

ルール・進め方

業務改革（BPR）を徹底し、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者や行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行う。また、投資対効果を精査を十分に行う。

情報システムの企画、予算、調達、設計開発、運用等の実施について規定する**標準ガイドライン等**について、現場のプロジェクトを円滑に推進する観点から継続的改定を行う。

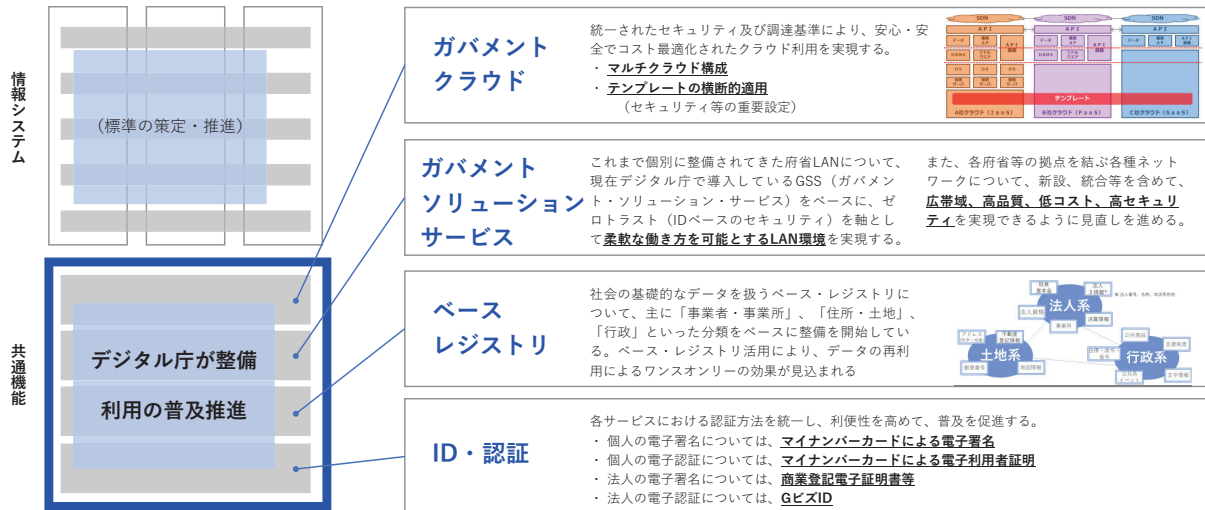
※ 技術検討会議：整備方針の策定や各省が遵守すべき標準ガイドライン群の策定・改訂等を行うためにデジタル庁が設置した会議

8

デジタル化の横ぐし機能②：

良いサービスを支える「共通機能」の整備・展開

重複投資を排除し統一性を確保することで、効率的に利便性の高い情報システムを整備することを目的に、デジタル庁は以下の**共通機能を整備**するとともに、各機能を利用するための**ガイドライン等の整備**を行う。



9

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」より

デジタルにより目指す社会の姿

我が国が目指すデジタル社会

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会で目指す6つの姿	① デジタル化による成長戦略	② 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化	③ デジタル化による地域の活性化
	④ 誰一人取り残されないデジタル社会	⑤ デジタル人材の育成・確保	⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

2. デジタル社会の実現に向けての原則

具体策を考える上で前提となる理念・原則

デジタル社会形成のための基本10原則

- ① オープン・透明
- ② 公平・倫理
- ③ 安全・安心
- ④ 継続・安定・強靭
- ⑤ 社会課題の解決
- ⑥ 迅速・柔軟
- ⑦ 包摂・多様性
- ⑧ 浸透
- ⑨ 新たな価値の創造
- ⑩ 飛躍・国際貢献

構造改革のためのデジタル5原則

- ① デジタル完結・自動化原則
- ② アジャイルガバナンス原則
- ③ 官民連携原則
- ④ 相互運用性確保原則
- ⑤ 共通基盤利用原則

国の行政手続オンライン化の3原則

- デジタルファースト
- ワンスオンリー
- コネクテッド・ワンストップ

業務改革(BPR)と規制改革の必要性

- サービス設計12箇条

クラウド・バイ・デフォルト原則

10

安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

1. マイナンバーカード／デジタル行政サービス

- (1) 申請・交付環境の整備
- (2) 行政サービス等の拡充
健康保険証との一体化／運転免許証との一体化／在留カードとの一体化／障害者手帳との連携の強化／年金情報との連携の強化／就労分野での利用の促進／資格情報のデジタル化／確定申告の利便性向上に向けた取組の充実／引越し手続のデジタル化の更なる推進とデジタル完結の検討／死亡相続手続のデジタル完結／在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討／「市民カード化」の推進
- (3) 民間サービスとの連携
行政サービスにおける民間サービスとの連携／様々な民間ビジネスにおける利用の促進／マイナポータルAPIの利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進
- (4) 公金受取口座の活用推進
- (5) スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上
- (6) 次期マイナンバーカードの検討

2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し

- (1) アナログ規制の横断的な見直し
- (2) テクノロジーマップ等の整備
- (3) デジタル法制審査
- (4) 官報の電子化
- (5) 手続のデジタル完結と利便性向上

3. 国・地方公共団体を通じたDXの推進

- (1) デジタル推進委員の活用
- (2) 地方公共団体のアナログ規制の見直し
- (3) 情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の整備
- (4) 自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」
- (5) 自治体キャッシュレス
- (6) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化
- (7) 国・地方公共団体のガバメントクラウド移行
- (8) デジタル化を支えるインフラの整備

4. データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開

5. 準公共サービスの拡充

- (1) 健康・医療・介護分野
電子カルテの標準化／電子処方箋の促進／医療・介護・子育て支援における助成券、診察券などの一体化／母子手帳との連携の強化／診療報酬改定DX／オンライン診療の促進
- (2) 教育・こども分野
データ駆動型の教育の推進／学校等と家庭のコミュニケーション／こどもに関するデータ連携の検討／就労証明書の地方公共団体へのオンライン申請
- (3) 防災分野 防災デジタルプラットフォームの構築／住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進等とこれを支えるデータ連携基盤の構築等
- (4) モビリティ分野 モビリティ・ロードマップの策定／4次元時空間IDを含めた空間情報基盤の整備／モビリティ分野におけるデータ連携
- (5) インフラ分野（「電子国土基本図」の整備・更新）

6. AI活用及びデータ戦略の推進

- (1) AI活用に係る取組
- (2) 包括的データ戦略の推進と今後の取組

7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み

- (1) 国際的な官民連携枠組みの設立
- (2) eIDの相互活用・信頼の枠組み
- (3) 簡易な国際間送金

8. 事業者向け行政サービスの拡充

- e-Govの拡充／GビスIDの普及／Jグラントの刷新／中小企業支援のDX推進
政府調達におけるスタートアップ支援

9. デジタルマーケットプレイス試行導入

10. 国家安全保障戦略等に基づく取組等の推進

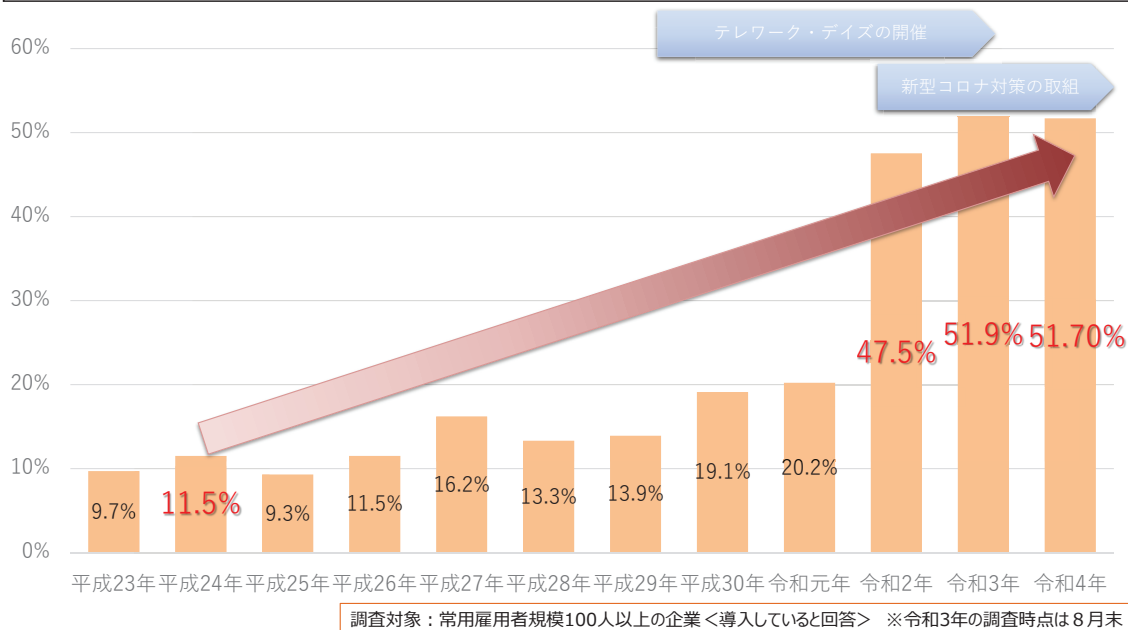
(参考)

デジタル化による社会変化の例（テレワーク）

テレワーク導入率の推移 「総務省通信利用動向調査」

概要

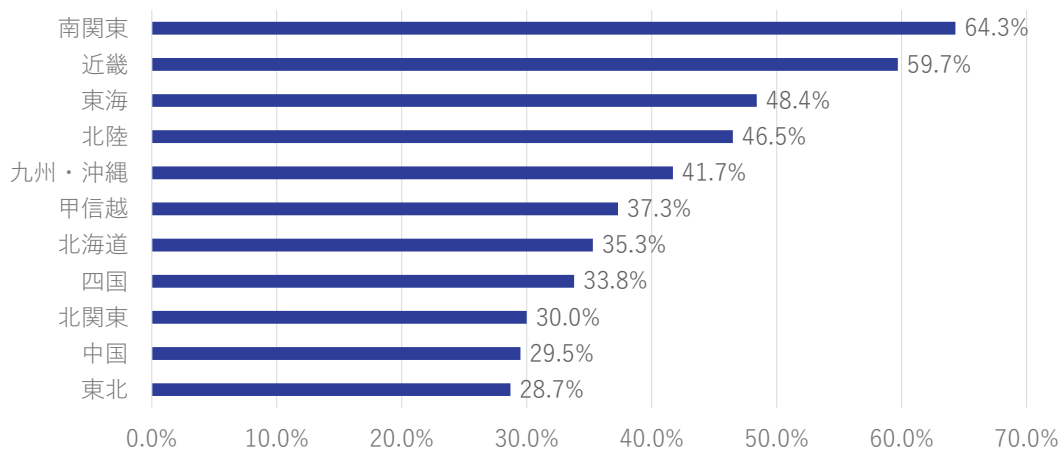
- テレワークを導入している企業の割合は増加し、**令和3年では51.9%**が導入している。



地方におけるテレワーク導入の状況

- テレワークの実施率には、**地方間で格差が存在しており**、南関東（東京圏）、近畿、東海以外の地方での導入率は、35.4%に留まっている。（全国平均は51.9%）

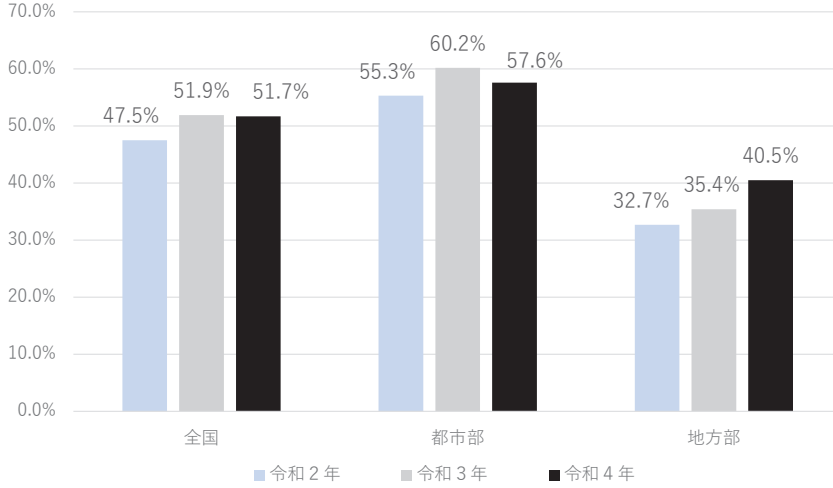
地方別のテレワーク導入率



【出典】総務省「令和3年 通信利用動向調査」（2022年5月）

地域別テレワーク導入率の最新数値（令和5年5月29日公表）

テレワーク導入率（地方別）



「都市部」：南関東、近畿、東海地域、「地方部」：南関東、近畿、東海以外の地域

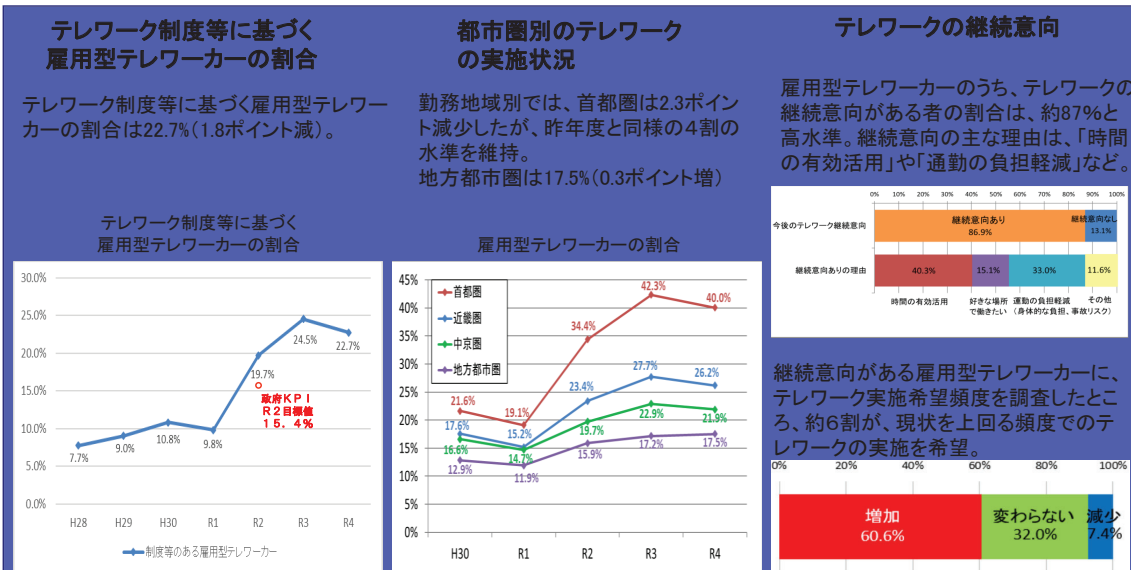
（出典）総務省「通信利用動向調査」※調査対象：常用雇用者規模100人以上の企業＜導入していると回答＞

令和4年度 テレワーク人口実態調査結果概要

国土交通省では、毎年、就業者を対象に、「**テレワーク人口実態調査**」を実施・公表。

【調査方法：有効サンプル数40,000人にWEB アンケート調査を実施 実施期間 令和4年10月-11月】

主な調査結果



各論 1 : デジタル原則に基づく アナログ規制の一括的見直し

一括見直しプランによる規制改革の意義について

《現状》

- 20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つが**デジタル化の遅れ**
例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP：日本109.5、米139.9、英124.1（内閣府）
- 日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進み**あらゆる産業・現場で人手不足が進むおそれ**
例) 2019年1億2616万人のところ、2030年で1億1912万人（704万人減）、2050年で1億192万人（2424万人減）の予想
（国立社会保障・人口問題研究所）

⇒法令などの規制でアナログ的な構造が維持されたまま。こうした構造を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで、**経済成長を実現することが不可欠**

デジタル臨調において、これまでにない「**3つの特徴**」を持つ規制改革を実施

- 特徴 1. 「**点の改革**」のみならず、「**面の改革**」も
個々の規制をピンポイントで見直すだけでなく、横断的な見直しを実施
- 特徴 2. 「**要望ベースの改革**」のみならず、「**テクノロジーベースの改革**」も
個別の要望への対応だけでなく、改革の効果である「**技術力の向上**」についても念頭に置いた見直しを実施
- 特徴 3. 「**現在の改革**」のみならず、「**将来の改革**」も
現在の法令の見直しだけでなく、**将来の法令がその時代の技術に適合できるような仕組みを構築**

アナログ規制の見直しの効果

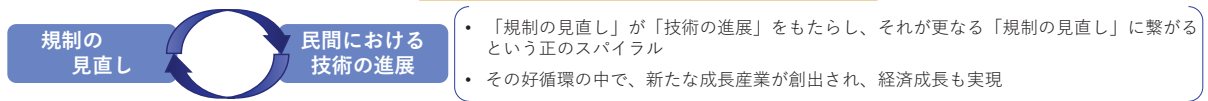
2022年6月に策定された「一括見直しプラン」に掲げられている改革の効果



- 業務が合理化されることによる、**人手不足の解消・生産性の向上**
- **行政の在り方の変革**による、**国民側の利便性の向上**／**行政側の負担軽減・質の向上**

- 目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制の見直し
 - ・ 遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上
 - ・ 常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上
- 常駐・専任規制の見直し
 - ・ テレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
 - ・ 複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献
- 対面講習規制、書面揭示規制、往訪問覧・縦覧規制の見直し
 - ・ 講習の受講、必要な情報の確認がいつでもどこでも可能になり、利便性が向上
- FD等の記録媒体を求める規制の見直し
 - ・ 申請等を行う側においてテレワークが可能になるほか、行政事務の合理化にも寄与

- 幅広い業界におけるデジタル化が進むことによる、**経済の成長**
- 様々な技術の活用が進むことによる**スタートアップ等の勃興・成長産業の創出**



代表的なアナログ規制である7項目

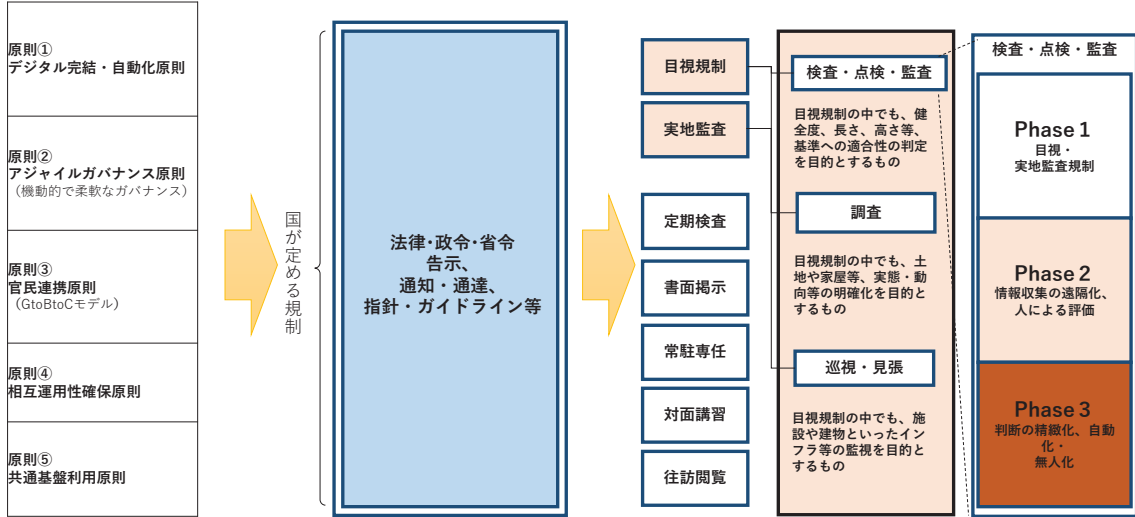
目視規制	人が現地へ赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場へ赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面揭示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪問覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

○ 構造改革のためのデジタル原則

○ デジタル空間における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲

○ 一括的見直しに向けた類型化とフェーズの考え方（目視規制・実地監査の例）



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

- 目視…………… 2927条項
- 実地監査…………… 74条項
- 対面講習…………… 217条項
- 往訪閲覧・縦覧… 1446条項
- その他の規制…………… 42条項
- 定期検査・点検… 1034条項
- 常駐・専任…………… 1062条項
- 書面掲示…………… 772条項
- FD等記録媒体………2095条項

合計 9669条項 (100%) 全ての方針及び工程表確定

《工程表のイメージ》

○ 方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度4月～9月	常駐専任-厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正







○ 工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）			
	対外調整等			
	法令等改正手続			

見直しに向けた工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
 ※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

アナログ規制に関する点検・見直しの具体例

<p>➢ 目視、実地監査</p> <p>➔ 現場へのテクノロジーの導入が認められず、<u>人が現場まで行って確認が求められていたが、見直しにより、遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上</u></p>	<p>例：河川・ダム、都市公園等の巡視・点検（河川法、都市公園法） →（河川・ダム）2023年3月まで、（都市公園等）2024年6月まで （参考）河川延長123,948km（一般・二級）、都市公園等111,525箇所（いずれも2020年）</p> <p>【見直し前】 河川・ダムや都市公園の管理者は、維持修繕のための点検を基本目視で実施しなければならない。</p>  <p>【見直し後】 ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進めることで、インフラ管理の効率化と安全性の向上を図る。</p>  <p>ドローン、画像解析等</p>
<p>➢ 常駐・専任</p> <p>➔ 常駐 特定の場所への出勤が義務付けられ、<u>実質的にテレワークが禁止されていたのが、見直しによりテレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大</u> ・専任 一人の人材が複数の事業所を兼任することができず、<u>人手不足が進む分野においても、専門的人材を数多く配置しなくてはならなかったのが、見直しにより、複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献</u></p>	<p>例：特定元方事業者による作業場所の巡視（労働安全衛生法等） →2024年6月まで（参考）2021年新設住宅着工戸数、床面積：856,484戸、70,666千㎡</p> <p>【見直し前】 特定元方事業者（建設業及び造船業の元請事業者）は、当該事業者及び関係請負人の労働者が同一の場所で作業する場合に生じる労働災害を防止するため、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならない。</p>  <p>【見直し後】 定点カメラやモバイルカメラを活用した遠隔監視による巡視を認めることにより、安全性を確保しつつ、人手不足の課題を抱える事業者の負担軽減等を図る。</p>  <p>定点カメラ等</p> <p>例：介護サービス事業所等における管理者・専門職等の常駐 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等） →2023年9月まで（管理者等）、2024年3月まで（専門職等） （参考）訪問介護事業所数：約3.5万事業所（2020年10月1日時点）、地域包括支援センター数：約5千か所（2021年4月末時点）</p> <p>【見直し前】 介護サービス事業所等における管理者・専門職等については、実質的に当該事業所等に常駐することが求められている。</p>  <p>【見直し後】 管理者等が行う利用者のサービスに直接関わらない業務は、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な対応等を実施。 専門職等が行う利用者のサービスに直接関わる業務は、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保険審議会の意見を聴きつつ検討。</p>  <p>オンライン会議システム等</p>

23

アナログ規制の見直しの例（分野別）①

- 「医療・介護・福祉」、「生活サービス・金融」、「輸送手段・交通」、「インフラ・製造」、「不動産・建築」、「環境・安全」等の様々な分野において数多くの規制が見直されることで、人手不足解消・生産性向上、経済成長、スタートアップ勃興・成長産業の創出、行政の在り方の変革等を実現

●医療・介護・福祉関係の主な見直し

➢ 介護サービス事業所等に必置の管理者・専門職等（例：生活相談員）の常駐規制について、利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な対応等を実施する。（2023年9月まで（管理者等）、2024年3月まで（専門職等））

（参考）訪問介護事業所数：約3.5万事業所（2020年10月1日時点）、地域包括支援センター数：約5千か所（2021年4月末時点）

➢ 病院等の管理者は、原則、勤務時間中病院等に常駐滞在しなければならないが、デジタル技術の活用等により、病院等の管理体制が確保されているなどの要件の下で、常時滞在を求めないことを明らかにする。（2023年3月まで）

（参考）病院、一般・歯科診療所数：約18万施設（2022年7月末時点）

➢ 介護支援専門員に係る法定研修について、講習申込・受講、修了証発行までの一連のプロセスをデジタル完結が可能である旨周知することにより、指定された場所に行かなくても講習が受講できる都道府県の拡大を図る。（2023年3月まで）

（参考）介護支援専門員の従事者数：約19万人

●一般用医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師等の常駐

店舗販売業の許可要件として、有資格者等の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の利用によって、販売店舗と設備及び有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することを可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。（2024年6月まで）

（参考）店舗販売業の施設数：約3万施設（2020年度末時点）

●コンビニ等のセルフレジでの酒・たばこ販売

セルフレジでは年齢確認が必要となる酒・たばこを販売できないという課題を解決すべく、コンビニ業界を代表する日本フランチャイズチェーン協会が、デジタル技術を活用した年齢確認方法を含む自主的なガイドラインを作成する。（2023年1月まで）

●就労証明書の様式統一・オンライン化

保育所の入所申請手続において必要となる就労証明書について、全ての地方公共団体が標準様式を原則使用することとし、また、企業が就労証明書をマイナポータルで直接地方公共団体へ提出できるようにシステム構築することで、企業・申請者の負担軽減を図る。（2024年度申請分から）

●理容所・美容所関係の主な見直し

➢ 理容所・美容所ごとに置く管理理容師・管理美容師について、その業務のうちオンライン実施・兼任により対応できる業務を明確化することにより、デジタル技術を活用した働き方の選択肢の拡大や業務の効率化を図る。（2024年6月まで）

（参考）理容所及び美容所数：約37万施設（2020年度末時点）

➢ 既に実現している管理理容師・管理美容師講習の受講申込のオンライン化に加え、今後、受講、修了証発行のプロセスのデジタル化を可能とすることにより、講習実施主体の事務の効率性、受講生の利便性の向上を目指す。（2024年6月まで）

（参考）講習受講者：年間約6,000人

●地方税納付書への原則QRコード印字

2023年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知）の納付書についても、原則QRコードを印字することとし、納税者の利便性向上や、金融機関窓口等での地方税徴収の事務負担軽減を目指す。（2024年度から）

（参考）銀行窓口での年間納付件数：2.4億件（2019年度）

24

アナログ規制の見直しの例（分野別）②

●**河川・ダム、都市公園等の巡視・点検**
 これまで、河川・ダムや都市公園の維持修繕の点検を基本目視で実施しているところ、ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進めることで、インフラ管理の効率化と安全性の向上を図る。
 (2023年3月まで（河川・ダム）、2024年6月まで（都市公園等）)
 (参考) 河川延長123,948km(一級・二級)、都市公園等111,525箇所(いずれも2020年)

●**建築物等の中間・完了検査**
 現場への移動時間の削減等による建築生産の効率化や働き方改革の観点から、目視による計測をドローンその他の高度な機器で代替したり、遠隔からの確認技術を検査に活用していくこと等を目指す。(2024年6月まで)
 (参考) 完了検査524,045件、中間検査184,037件(2020年度)

●**劇場、病院、百貨店等の建築物及びエレベーター等の建築設備等の定期調査・検査**
 定期調査等の調査方法に関する技術中立化や調査等項目の廃止・統合等を目指す。また、定期調査等の結果のオンライン報告の普及・促進を図る。(2024年6月まで)
 (参考) 特定建築物292,282件、建築設備等1,367,502件(2020年度指定件数)

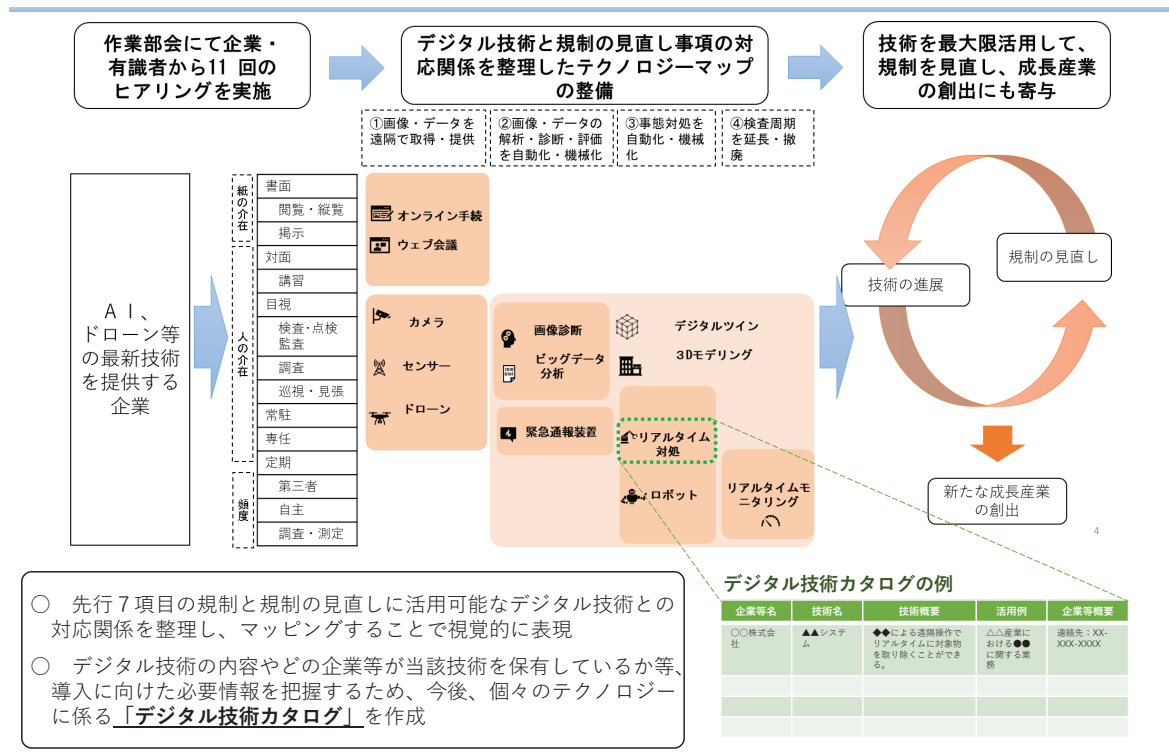
●**建築物の空気環境に係る定期測定・点検**
 空気環境の定期測定や空調設備の定期点検について、IoTを活用した自動測定技術の調査、海外の動向・導入事例の調査、自動測定と既存方法による測定の比較検証等を行うとともに、自動測定等のデジタル技術の活用方法や留意点等を検討する。これにより、デジタル技術を活用した測定・点検作業の効率化や、公衆衛生の向上を目指す。(2024年6月まで)
 (参考) 特定建築物施設数47,273件(2020年度)

●**作業場・事業場関係の主な見直し**
 ▶ 労働安全衛生法令に基づき、事業者によって選任された作業主任者が現場の指揮等を行う際に作業場に常駐しなければならないが、作業主任者の職務を技術により代替できる場合には、技術で常駐規制を代替することも可能とする。(2023年3月まで)
 (参考) 資格取得者数：約26万人(技能講習：2019年度、免許：2021年度)
 ▶ 特定元方事業者による作業場所の巡視について、定点カメラやモバイルカメラを活用した遠隔監視による巡視を認めることにより、安全性を確保しつつ、人手不足の課題を抱える事業者の負担軽減等を図る。(2024年6月まで)
 (参考) 2021年新設住宅着工戸数、床面積：856,484戸、70,666千㎡
 ▶ 事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに選任が必要とされる電気通信主任技術者について、常駐は不要である旨の解釈を明確化し周知することにより、安全・安心の確保と生産性向上の両立を図る。(2024年6月まで)
 (参考) 電気通信主任技術者数(2021年)：約8万人

●**罹災証明書の交付に係る被害認定調査**
 被害認定調査の際は、航空写真等を活用した調査は可能になっているところ、民間事業者との連携やAI等の解析・評価技術の活用等により、判断の精緻化、自動化・無人化が可能か否かを集中改革期間内に検討し、結論を得る。(2024年6月まで)
 (参考) 熊本地震における熊本県内の罹災証明書の交付件数213,924件(2016年度)

●**固定資産の実地調査**
 自治体が行っている航空写真を活用した固定資産の実地調査について、AIやドローンなどの技術も調査に活用可能である旨を明確化することで、自治体による先進技術の活用を後押しすることを目指す。(2024年3月まで)
 (参考) (土地)筆数：180,416,312筆、(家屋)棟数：58,802,672棟(2020年度)

テクノロジーマップの活用



テクノロジーマップ・技術カタログの整備

1 工程表から見えてきた課題

工程表の作成過程において、規制所管省庁から以下の課題が挙げられている。

- ・ 規制の代替可能性のあるデジタル技術の把握が必要。
- ・ デジタル技術の活用際に安全性・実効性の観点で技術検証が必要。

ニーズ例

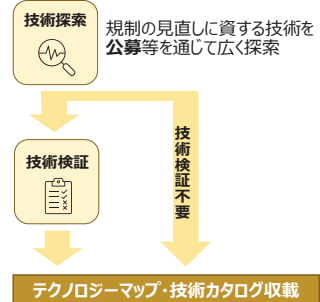
- ▶ センサー等での常時状態監視技術（定期検査規制）
- ▶ 遠隔での情報収集技術（目視規制）等

2 テクノロジーマップ・技術カタログの整備

規制所管省庁による規制見直しを後押しするため、以下の取組を通じ、テクノロジーマップ・技術カタログの整備を進める。

技術検証不要 【先行的に実施済】
「講習・試験のデジタル化を実現するための製品・サービス」を募集し、試行版としてデジタル庁HPで公表済
【～2023年3月】
先行7項目（目視等）を対象に、代替可能性のある成熟デジタル技術についてカタログ整備を検討

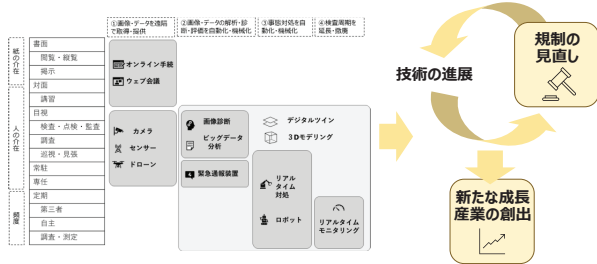
検証要 【2023年4月～】
デジタル監調事務局の支援と、規制所管省庁の監督のもと、安全性・実効性の観点で技術検証を実施（予算措置済）



3 技術実装と規制改革

各省庁及び自治体は、テクノロジーマップ・技術カタログを参照し、規制の見直しを推進する。

- ▶ 掲載技術の適切な利用に向け、テクノロジーベースの規制改革推進委員会にて情報の掲載・利用に係る責任分担等を整理。
- ▶ 「規制の見直し」と「技術の進展」の正のスパイラルを生み出し、その好循環の中で、新たな成長産業を創出し、経済成長につなげる。

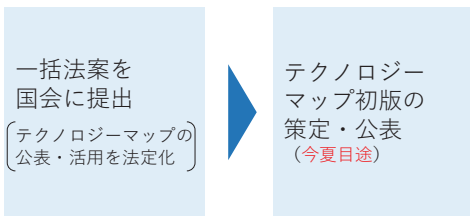


27

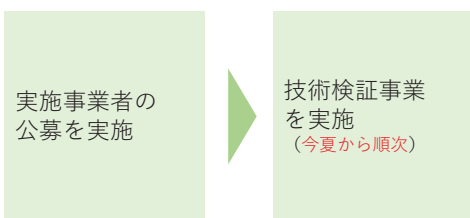
テクノロジーマップ整備と経済効果分析

- テクノロジーマップの公表・活用を法定化する一括法案を提出。今夏を目途にテクノロジーマップの初版を策定・公表。また、デジタル庁と規制所管省庁が連携し、今夏から順次、技術検証事業を実施※。
- ※規制所管省庁において「技術検証が必要」とした約1,000条項のうち約500条項について、デジタル庁予算で技術検証を実施
- 工程表に基づく規制の見直し等に係る経済効果分析を開始しており、本年夏頃に暫定結果を報告・公表予定。

テクノロジーマップの整備



技術検証事業



参考：技術検証の類型一覧

実証件名	関連する条項数
1. ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証	1
2. 非破壊検査技術等を活用した地盤面下の設備の定期点検の実証	7
3. ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証	34
4. センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証	63
5. IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証	13
6. カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証	8
7. ドローン、カメラ、レーザ距離計等を活用した実地調査の実証	36
8. カメラ、リモート監視システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査モデルの実証	11
9. 図面等のOCR、画像分析等を活用した安全検査・点検の実証	277
10. センサー等を活用した環境（水質・大気）の定期検査の実証	9
11. センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証	1
12. 遠隔操作、カメラ等を活用した特定技能・経験を有する者が行う業務代替の実証	1
13. 情報の加工・流用防止技術等を活用した閲覧の実証	4
14. 学習管理システム等を活用したオンライン法定講習の実証	4
合計	469

類型化の上、規制所管省庁と連携しつつ効率的に実施

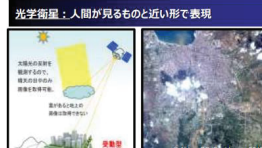
※2023年5月22日時点。各府省との調整により増減の可能性あり。
※「関連する条項数」には一部告示・通知・通達等を含む。

28

(参考) 技術検証事業の具体例

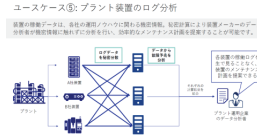
検証類型 ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証

- 概要： 対象となる建物・構造物の管理状況や損傷状況等の検査・調査を求める規制について、ドローンやAIによる画像解析等の技術を活用した遠隔実施による代替が可能であるかについて検証する。
- 主な対象規制： 災害対策基本法第90条の2第1項 <内閣府、総務省>
火薬類取締法施行規則別表第3（第44条の5第1項関係）1-38の2 <経済産業省>
建築基準法第12条第1項 <国土交通省> など
- 活用可能性のある技術分野： ドローン、衛星画像、センサー、3Dレーザースキャナー、AIによる画像解析技術 など



検証類型 IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証

- 概要： 製造設備等の作動状況や異常有無の定期点検について、IoTやセンサーを活用した動作異常の検知により、代替や合理化が可能であるかについて検証する。
- 主な対象規制： 一般高圧ガス保安規則第6条第2項第4号 <経済産業省>
コンビナート等保安規則第5条第2項第5号 <経済産業省>
船員法施行規則第3条の8 <国土交通省> など
- 活用可能性のある技術分野： IoT、センサー、カメラ など



29

デジタル法制審査の取組の強化

令和4年臨時国会提出予定法案から前倒し実施しているデジタル法制審査の取組を拡充しつつ、令和5年通常国会提出予定の法案も対象に実施。

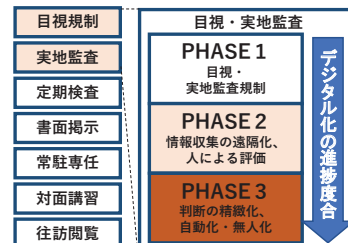
【主な拡充内容】

- 法施行段階の工程を明確化
- テクノロジーマップ・技術カタログの整備等によるデジタル化を位置付け

○7項目の代表的なアナログ規制の確認方法等

※下線部が今回主に拡充した部分

- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE 1）が存在しないことを確認。下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合においては、その工程も明確化。
- 活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2 又は 3 のいずれの段階にあるかを確認。
- テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。デジタル庁において今後横断的なデジタル技術等の検証に必要な支援を具体化。
- ※ 各府省が規制の見直しを行うに際して参考となる事例を紹介（例：目視・実地監査規制について、道路橋や道路トンネルなどの点検におけるAIを活用した画像解析等）。



○フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定に係る確認方法

- オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

30

地方公共団体における取組の支援について

「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル[第1.0版]」を公表 (2022年11月)

- > デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- > 先進的な取組事例の紹介 > 国の法令等の点検・見直しの概要

- ・ 大分県や福岡市など一部の**先行団体**では、**条例等のアナログ規制の洗い出し・見直し作業を既に実施**
- ・ いくつかの団体で、**デジタル交付金も活用し、アナログ規制の見直しを踏まえたデジタル実装**を予定 (点検や講習のデジタル化等)
- ・ 一方で、その他の団体から「**具体的に見直すべき条例等を整理してほしい**」などのご意見

モデル自治体による地方公共団体のアナログ規制見直しの実施と展開 (2023年度)

- > **全国から公募等した15団体と連携**し、実際に条例・規則等の点検・見直しを実施することで、**モデル自治体を創出**
- > アナログ規制の見直しにおける課題を調査し、**調査結果を全国の自治体に共有・横展開**

※調査実施団体：北海道、埼玉県、香川県、宮崎県、相模原市、町田市、国分寺市、平塚市、川西市、高松市、坂出市、さぬき市、古賀市
大分県 (オブザーバー)、福岡市 (オブザーバー)

【具体的な事業イメージ】

- ・自治体において見直しのニーズが高い、①消防・防災、②医療・福祉・健康、③子育て、④環境、⑤農林水産業、⑥土木・インフラ、の各分野について、各団体の希望も踏まえ、2分野程度ずつをそれぞれ重点的に見直し作業を実施
- ・調査実施団体全体として、各分野を幅広く調査することで、全国の自治体の参考となるモデルケースを創出

- ・ **2023年秋頃を目途にモデル自治体の見直し結果を取りまとめ予定**
- ・ **年内を目途にマニュアルを改訂し、調査結果を反映予定**

上記取組に加え、国として以下の取組により支援
 ・アナログ規制の見直しにあたって活用可能な技術をリストアップしたテクノロジーマップの整備
 ・デジタル交付金による財政面での支援
 ・デジタル改革共創PEにおける国地方双方の日常的なコミュニケーション・意見交換

先行団体やモデル自治体の取組状況の横展開などを通じ、全国の自治体の取組を推進

31

電子官報の実現

- ◆ 明治以来紙で発行されてきた官報を電子化。
- ◆ 法令公布の手段でもある官報の電子化は法制分野のDXの基盤に。

※1999年から「インターネット版官報」で官報情報を配信。他方、官報の発行に関する法律上の規定は存在しない。

経済界要望

- 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、行政手続における書面の廃止やデータの再利用ができない
 ※商業登記法等で公告をしたことを証する書面として紙の官報を提出させている規定が12法律のほか政省令等に存在。会社等の登記申請の際は年間約13,500件から14,500件程度、紙の官報が提出されている。(内閣府調べ)

改革①：行政手続における官報（紙）の提出を不要に

- セキュリティ強化等を行い、閣議了解等により官報（紙）と「インターネット版官報」の同一性を保証
- 官報（紙）の書面添付を義務づけている行政手続（12法律等で規定）の運用を見直し

改革②：官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付け

- 内閣府において官報の発行に関する新法の立案作業を担う体制を構築し、検討を開始。年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出し、電子官報を官報の正本として位置付け。

◆官報電子化実現に向けた工程の概要

	(2022年) 12月	(2023年) 1~3月	4~6月	~12月
①行政手続における官報（紙）の提出に関する改革	電子署名に関する対応 タイムスタンプ付与	(1月) ・閣議了解等 (同一性保証) ・各法人・組合に対して運用の変更を通知		
②新法により電子官報を官報とする改革		体制拡充	法制化作業	できるだけ早期に法案を国会提出

◆諸外国（いわゆる大陸法系諸国等）の状況

EU	法律へのアクセスの容易化、コスト削減、迅速な出版の保証を意図して、2013年に欧州委員会規則によりEU官報(電子)が正本に。
フランス	ペーパーレス化法によって2016年に官報の紙出版は終了し、電子版のみを公開提供することに。
ドイツ	本年12月、連邦法令官報の電子版を正本とすること等を内容とする改正法案が成立。

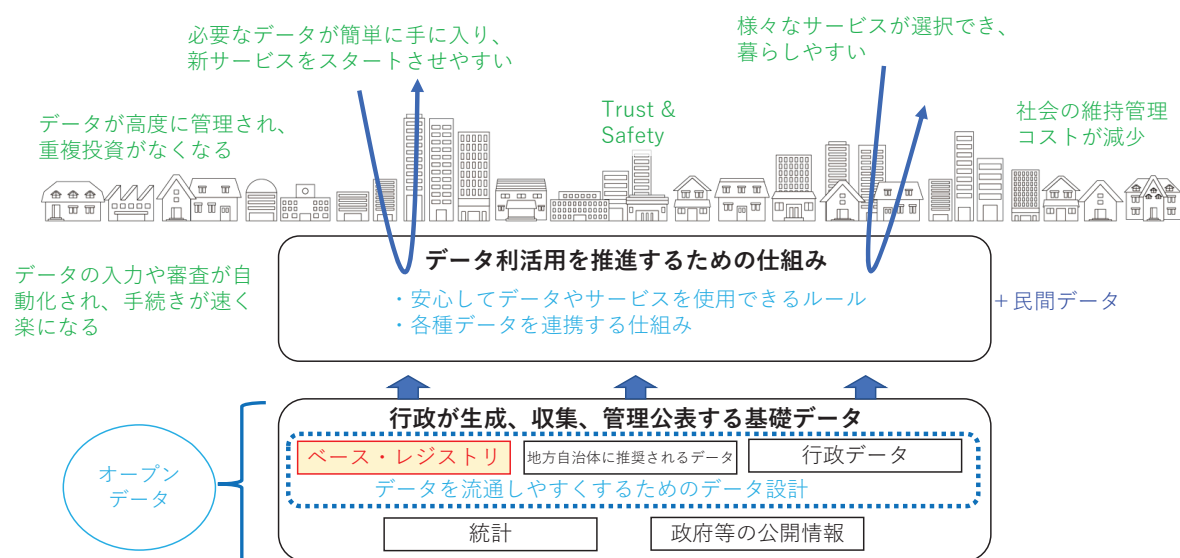
※その他、「インターネット版官報」の改善(一覧性のある目次付与、検索性の向上等)を実施 (出典) 株式会社ぎょうせい調査、国立印刷局調査等

32

各論 2 : ベース・レジストリ

目指す世界

誰でもデータをストレスなく活用でき、データが暮らしをサポートしてくれる社会



ベース・レジストリの分類

ベース・レジストリを、「①.整備済」「②.整備中」「③.利活用が期待され、整備を検討するもの」に分類

【ベース・レジストリの定義】

行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は可能なものであって、公的機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性等の観点から信頼できる情報を元にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすデータ群として、デジタル庁が指定するもの

①.整備済ベース・レジストリとして利活用を促進するもの

分野	提供可能データ (項目/ファイル)	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
法人基本情報	法人番号	無制限	国税庁	商業・法人登記簿(※1)	法務省
	商号又は名称	無制限	国税庁	商業・法人登記簿(※1)	法務省
	本店又は主たる事務所の所在地	無制限	国税庁	商業・法人登記簿(※1)	法務省
法人決算情報	財務諸表	無制限	金融庁	有価証券報告書 半期報告書 四半期報告書	金融庁
法令	法律・政令・省令データ (現行規定)	無制限	デジタル庁	法令データ (官報を元に作成)	法務省
その他	文字情報基盤	無制限	文字協議会	文字情報基盤	文字協議会

(「データ戦略推進WG (R5.2.28 第6回)」資料から抜粋)

②.整備中ベース・レジストリとして引き続き整備を進めるもの

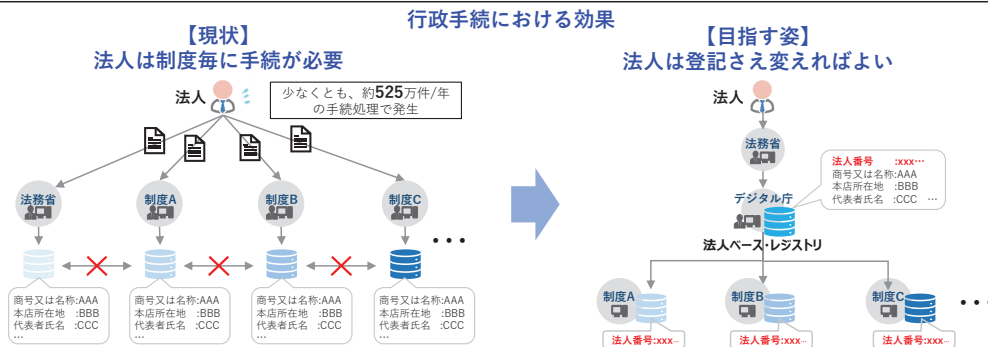
分野	提供可能データ (項目/ファイル)	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
地図	電子国土基本図 (地図情報・オルソ画像)	無制限	国土地理院	都市計画図 空中写真 公共施設管理者等からの 情報提供	国土地理院 自治体その他の行政機関等
行政区画	郵便番号データ	無制限	日本郵便	郵便番号	日本郵便
	アドレス	無制限	デジタル庁	住居表示等の告示	総務省 自治体
				不動産登記簿	法務省
電子国土基本図 (居住地名、住居表示住所)	無制限	国土地理院	自治体からの 情報提供	国土地理院	
支援制度	自治体が個人に提供する行政サービスの名称及び内容	無制限	デジタル庁	自治体からの 情報提供	自治体その他の行政機関等

③.利活用が期待され、整備を検討するベース・レジストリ

分野	提供可能データ (項目/ファイル)	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
法人	商業登記関係	関係行政機関		デジタル臨調作業部会において 今後検討	
土地建物	不動産ID	無制限	関係行政機関等で検討	不動産登記簿	法務省
	不動産登記 (土地・建物) ※地図含む	関係行政機関	デジタル庁	不動産登記簿	法務省
法令	法律・政令・省令等 (過去分データ等)	無制限		デジタル臨調検討チーム合会において 今後検討	35

法人ベース・レジストリ

- ベース・レジストリ等のデータ連携に関する制度の創設
組織や制度の縦割りを打破し、法人番号等を徹底活用して行政機関間で情報をスムーズに共有することで、行政手続における届出等の省略（ワンスオンリー）や行政事務の効率化に加え、民間事業者の業務効率化や経済取引活性化を実現し、AIやデータを活用する社会の実現に寄与
- 法人・不動産あわせて、合計約2,000億円のコストに対する削減に寄与
- データクレンジングや安定的な提供にノウハウがある国立印刷局の知見の活用も検討



政策効果

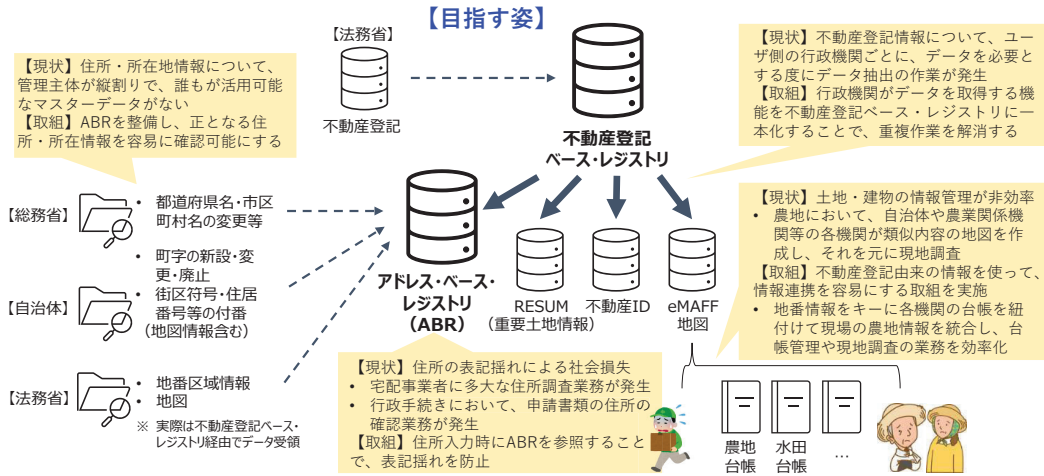
法人分野では、手続省略等の実現により約830億円のコスト削減

今後の取組方針

1. 業務 商業登記情報から共有開始。共有するマスターデータの項目特定（年内に確定）
2. 法令 機関間の情報連携や変更手続等の省略を可能にするための制度的な措置（年内に結論）
3. システム 基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供（年内に工程表策定）

(「デジタル臨時行政調査会 (R5.30 第7回)」資料から抜粋)

不動産ベース・レジストリ



政策効果

不動産登記情報を悉皆的に活用した取組により課題解決を促進

- ・ (農地管理) 紙ベースの台帳管理・現地調査により、現状年間約820億円のコストが発生
- ・ (不動産取引) 査定や契約に必要な情報収集に、現状年間約420億円のコストが発生

(「デジタル臨時行政調査会 (R5.30 第7回) | 資料から抜粋)

今後の取組方針

土地・建物については、不動産登記情報に関して、法人と同様の対応 (前ページ)

住所や所在地情報について、各主体がバラバラに管理している情報をアドレス・ベース・レジストリが集約し、随時更新する仕組みを整備 (令和7年度までに整備)

資料 4 近年の税制改正の概要
 (グリーン化関係)

近年の税制改正の概要(グリーン化関係)

未定稿

国税

地方税

平成 21年度	<p>自動車重量税 エコカー減税の導入 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を時限的に減免する措置(エコカー減税)を導入。</p> <p>道路特定財源の一般財源化 現行税率水準の原則維持 暫定税率分も含めた税率のあり方について、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。</p>	<p>車体課税 エコカー減税の導入 低燃費車・低公害車等(新車)について、時限的な税率軽減措置(エコカー減税)を導入。</p> <p>道路特定財源の一般財源化 現行税率水準の原則維持 ※国税と同様</p>
24年度	<p>エネルギー課税 地球温暖化対策のための税 全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。</p>	
26年度		<p>車体課税 自動車取得税の見直し 税率を引き下げる(5%→3%等)とともに、「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充(75%→80%、50%→60%)。</p> <p>自動車税の見直し 自動車税におけるグリーン化特例の見直し(平成26年4月～)。軽課について対象を重点化した上で強化し、重課割合について15%とする。</p> <p>軽自動車税の見直し 税率を引き上げる(自家用乗用車は1.5倍等)とともに、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について重課を導入(平成28年度分から)。</p>

3

近年の税制改正の概要(グリーン化関係)

国税

地方税

27年度		<p>車体課税 軽自動車税の見直し 平成27年度に新規取得した一定の環境性能制を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入。</p>
28年度		<p>車体課税 環境性能割の創設 自動車取得税を廃止、自動車税・軽自動車税における環境性能割を創設(消費税率10%への引上げ時から)。</p>
令和 元年度	<p>自動車重量税 エコカー減税の見直し 政策インセンティブ機能の強化の観点から、エコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。</p>	<p>車体課税 自動車税の税率引下げ(恒久減税) 消費税率10%への引上げに合わせ、保有課税を恒久的に引下げ。</p> <p>地方税財源の確保 グリーン化特例・軽課(自動車税・軽自動車税)、エコカー減税(自動車取得税)、環境性能割(自動車税)について、対象の重点化・基準の見直し等を行う。</p> <p>森林環境税・譲与税 森林環境税・森林環境譲与税の創設 森林環境税については令和6年度から課税開始、森林環境譲与税については令和元年度から譲与開始。</p>

4

資料 5 政府税制調査会答申
(グリーン化関連部分抜粋)

令和5年 政府税調答申（グリーン化関連部分抜粋）

※ 以下、「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（令和5年6月）より抜粋

Ⅲ. 経済社会の構造変化

5. エネルギー・環境問題などの変化(抄)

（気候変動問題への対応）

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27(2015)年にパリ協定が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ(2℃目標)とともに、1.5℃に抑える努力を追求する(1.5℃目標)こと」、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等の世界共通の長期目標が合意されました。この実現に向けた取組みを世界で進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げているところです。

それを踏まえ、我が国でも、令和2(2020)年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、令和3(2021)年4月には、それと整合的で野心的な目標として「2030年度に温室効果ガスを(2013年度比で)46%削減する」こと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

その取組みの一環として、温室効果ガスの排出原因となっている化石燃料等から脱炭素ガスや太陽光・風力発電といった再生可能エネルギーに転換するなど、経済社会システム全体の変革を目指す、いわゆるGX(グリーン・トランスフォーメーション)の動きも活発になってきています。具体的には、官民連携の下、成長促進と排出抑制・吸収をともに最大化させていくべく、今後10年間で150兆円超の投資を実現していくこととされています。今後、このような取組みが進められ、産業構造を含めた経済社会が大きく変容していくことが想定されます。

＜コラム：グリーン・トランスフォーメーションとカーボンプライシング＞

令和4(2022)年2月にはロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国においてもエネルギー価格の高騰や電力需給のひっ迫が生じるなど、昭和48(1973)年の第一次オイルショック以来のエネルギー危機が危惧される事態に直面しています。こうした状況を踏まえ、カーボンニュートラルの達成を目指すとともに、エネルギーの安定供給を確保するため、GXに向けた取組みが進められています。令和5(2023)年2月にはGXに関する政府の基本的な考え方を取りまとめた「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。

令和5(2023)年5月に成立したGX推進法39では、カーボンプライシングとして、①令和10(2028)年度から化石燃料の輸入事業者等に対し輸入等する化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて化石燃料賦課金を、②令和15(2033)年度から発電事業者に対し一部有償で二酸化炭素の排出枠(量)を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を、それぞれ徴収することとしています。また、このカーボンプライシングの導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとして、20兆円規模の「GX経済移行債」を令和5(2023)年度以降10年間、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で発行し、GXに向けた先行投資を後押しすることとしています。

令和5年 政府税調答申（グリーン化関連部分抜粋）

（環境対応自動車の促進）

地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストと考える時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入しています。世界に冠たる総合的な技術力を持つ基幹産業である我が国の自動車産業においても、諸外国の電動化に関する目標や規制、支援等の施策や、これらの施策による電動車市場の状況に注目して、包括的な措置を講じる必要があります。

このような基本的な考え方の下、令和2(2020)年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、2035年までに、乗用車新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）100%の実現を目指すことが政府の方針として掲げられています。この目標の実現に向けては、まずは、電気自動車等の導入を強力に進め、電池をはじめ、世界をリードする産業サプライチェーンとモビリティ社会を構築していくとともに、CO₂排出削減と移動の活性化が同時に実現できるよう、自動走行・デジタル技術の電動車への実装など、車の使い方の変革による地域の移動課題の解決にも取り組んでいくことが求められます。また、そのような取組みを進めていく中で、モビリティの将来像も見据えながら、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、今後の車体課税のあり方についても検討していくことが求められます。

8. 地域社会の変化(抄)

（地域脱炭素の推進）

脱炭素を成長の機会と捉える時代が到来しており、地方の成長戦略として、地域の強みを活かすことで地域課題を解決し、魅力と質を向上させる地域脱炭素の取組みが重要となっています。こうした中、地方公共団体は、令和5（2023）年2月に策定された「GX実現に向けた基本方針」において、再生可能エネルギーや電動車の導入等の地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、その役割が拡大しています。また、気候変動問題への対応としては、CO₂の排出削減とともにその吸収源を確保することも重要です。我が国の吸収量のうち大部分を占める森林吸収量は減少傾向にあり、2050年カーボンニュートラルに向けて、地域における森林整備等の促進を図ることが必要です。このように、脱炭素の要素も加えて地域の未来像を描き、地域の多様な主体が協力して行動することで、強靱な活力ある地域社会への移行が期待されます。

3

Ⅲ. 消費課税

4. 自動車・エネルギー関係諸税(抄)

（自動車関係諸税の概要）

平成21（2009）年度から一般財源化されましたが、道路利用による受益者負担・道路損壊等に対する原因者負担の性格に加え、温室効果ガスの増大といった環境への影響、国・地方の厳しい財政事情等を踏まえ、特例税率（いわゆる暫定税率）に代わり「当分の間税率」という形で引き続き同程度の税率水準が維持されました。あわせて、環境性能に優れた自動車の普及を促進するという政策的要請に応えるため、自動車重量税等について新たな政策税制（いわゆるエコカー減税）が実施されるとともに、令和元（2019）年には自動車税等に環境性能割が導入（自動車取得税は廃止）されるなど、累次の改正を経ながら、国・地方を通じた相当規模の減税が行われ現在に至っています。こうした中、我が国の自動車関係諸税の負担水準（車両及び燃料を購入する際の消費税による負担を含みます。）を諸外国と比較してみると、日本の負担水準はヨーロッパの先進国より低い水準となっており、我が国の自動車の税負担が著しく高いというわけではありません。

4

（近年における自動車関係諸税の改正の歩み）

平成21年度税制改正では、自動車重量税及び自動車取得税について、環境性能に優れた自動車に係る負担を免除・軽減するエコカー減税制度が導入されました。その後も燃費水準の向上に対応し、より環境性能が優れた自動車の普及を継続的に促す観点から、概ね2年に1度の頻度で対象範囲の見直しが行われています。

また、自動車重量税の当分の間税率については、一定の経年車を除き税率が順次引き下げられました。特にエコカー減税が適用される車種に対しては当分の間税率ではなく本則税率が適用されることとなり、自動車重量税の税率構造は大きく変容することとなりました。

その後、平成26年度税制改正では、自動車重量税におけるエコカー減税を拡充するとともに、自動車取得税の税率が引き下げられました（自家用5%から3%へ、営業用及び軽自動車3%から2%へ）。自動車取得税は、令和元（2019）年10月に廃止されましたが、環境インセンティブを強化する観点から、取得価額を課税標準とし、環境性能に応じて0～3%の税率が適用される自動車税・軽自動車税環境性能割が導入されました。

加えて、令和元年度税制改正において、令和元（2019）年10月1日以降に新車登録がなされた自家用乗用車（登録車）について自動車税種別割の税率を恒久的に引き下げ一方、エコカー減税やグリーン化特例の見直し等により、地方税財源を確保する等の措置が講じられました。

5

（自動車を取り巻く構造変化）

また、電動化については、脱炭素化・カーボンニュートラルに向けた取組みとしてCO₂排出量の削減目標が各国政府において掲げられる中、電気自動車等への移行に向けた動きが加速しています。こうした動きに対応し、我が国においても、「2035年までに乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%にする」ことを目指す政府目標が掲げられています。…

…今後、電気自動車等の普及が進めば、現行税制の下ではこれらの車は既存の燃料課税を負担しておらず、車体課税においても低い税率が適用されていることから、減収の傾向が続くと見込まれます。

こうした中、CASEにみられる構造変化を踏まえつつ、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、電動化、とりわけ電気自動車等の普及を念頭に置いた自動車関係諸税の見直しを図る必要があります。その際、受益者・原因者負担の原則を踏まえ、自動車ユーザーの負担分を活用して、自動車産業を含むモビリティ分野の「支え手」になってもらうという考え方には、引き続き一定の合理性があると考えられます。

6

（地球温暖化対策の変遷）

こうした中、税制においても、1990年代以降、欧州諸国を中心に化石燃料などのCO₂排出源に対する課税を強化するために炭素税を導入するなど、価格メカニズムを通じたCO₂排出の抑制を進める動きがみられるようになりました。日本では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO₂が占めており、省エネルギー対策や再生可能エネルギー普及といった排出抑制対策を強化することが不可欠とされ、石油石炭税の課税の特例として地球温暖化対策税が平成24（2012）年に創設（同年10月施行）されました。

<EUの炭素国境調整措置（CBAM）について>

EUでは、2030年の温室効果ガスの削減目標達成に向けて、EUに輸入される製品に対し、EU域内で実施されている排出量取引制度（EU-ETS：European Union Emissions Trading System）と同等の負担を課すことでカーボンリーケージを防止することを目的としたCBAM（Carbon Border Adjustment Mechanism）の導入に向けた検討が進められています。具体的には、EU域内の事業者が一定の対象製品（鉄鋼、アルミ、セメント等）をEU域外から輸入する際、輸入製品の排出量にEU-ETSにおける炭素価格を乗じた金額の負担が求められることとなります。また、輸出国において炭素税や排出量取引等により炭素排出に対する負担が既に行われている場合、当該負担分を控除できることとされています。こうした枠組みを導入することで、対象製品については、EUに輸入されるものとEU域内で生産・消費されるものとの間で炭素に関する負担の公平が図られることとなります。今後は、令和5（2023）年10月から令和7（2025）年12月末までは、移行期間として輸入製品による排出量の報告義務のみが課され、令和8（2026）年1月以降は輸入製品の排出量に応じた負担が求められる予定です。

資料 6 グリーン化に向けた
国・地方の取組について（環境省）



グリーン化に向けた国・地方の取組について

2023年6月29日

環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課



地域脱炭素の取組

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたこれまでの取組

● 2050年カーボンニュートラルの表明（2020年10月）

2021年

● 2030年度温室効果ガス排出量46%削減目標の表明（2021年4月）

- ✓ 地球温暖化対策推進法の改正①（2021年6月）
2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に位置づけ、地域と共生する再エネ導入を促進する制度創設

✓ 地域脱炭素ロードマップの策定（2021年6月）

地域・暮らしの脱炭素化を進めるための対策・施策の全体像等を提示

✓ 地球温暖化対策計画の改定（2021年10月閣議決定）

新たな2030年度温室効果ガス削減目標やその裏付けとなる対策・施策を提示

✓ 第6次エネルギー基本計画の策定（2021年10月閣議決定）

2030年46%削減に向けた具体的政策と2050年CNに向けたエネルギー政策の方向性を提示

✓ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月閣議決定）

パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として、2050年CNに向けた分野別長期的ビジョンを提示

COP26@イギリス

2022年

✓ 地球温暖化対策推進法の改正②（2022年5月）

財投を活用した新たな出資制度の創設

● GX実行会議の設置（2022年7月）

COP27@エジプト

2023年

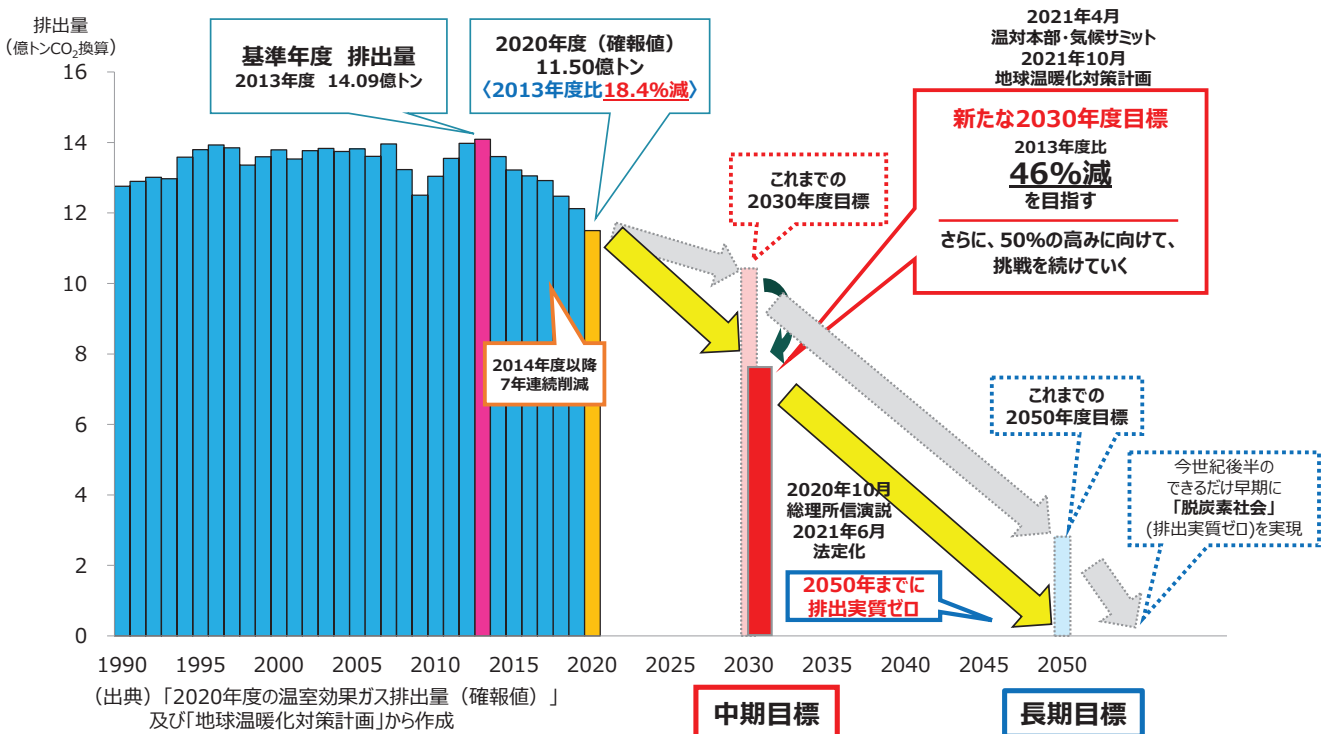
✓ GX実現に向けた基本方針のとりまとめ（2023年2月閣議決定）

脱炭素と経済成長を両立するグリーン転換の実現のための方向性を提示

2023.4 G7気候・エネルギー・環境大臣会合@札幌

2

我が国の温室効果ガスの排出量と削減目標



■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標*等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

民生部門

4

政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）

今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネ等を図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

再生可能エネルギーの導入推移と2030年目標（2021年10月改定後）

- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加。特に、設置しやすい太陽光発電は、2011年度0.4%から2020年度7.9%に増加。**再エネ全体では、2011年度10.4%から2020年度19.8%に拡大。**
- 2021年10月のエネルギーミックス改定では、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、施策強化等の効果が実現した場合の**野心的目標**として、**電源構成36-38%**の再エネ導入を目指す。

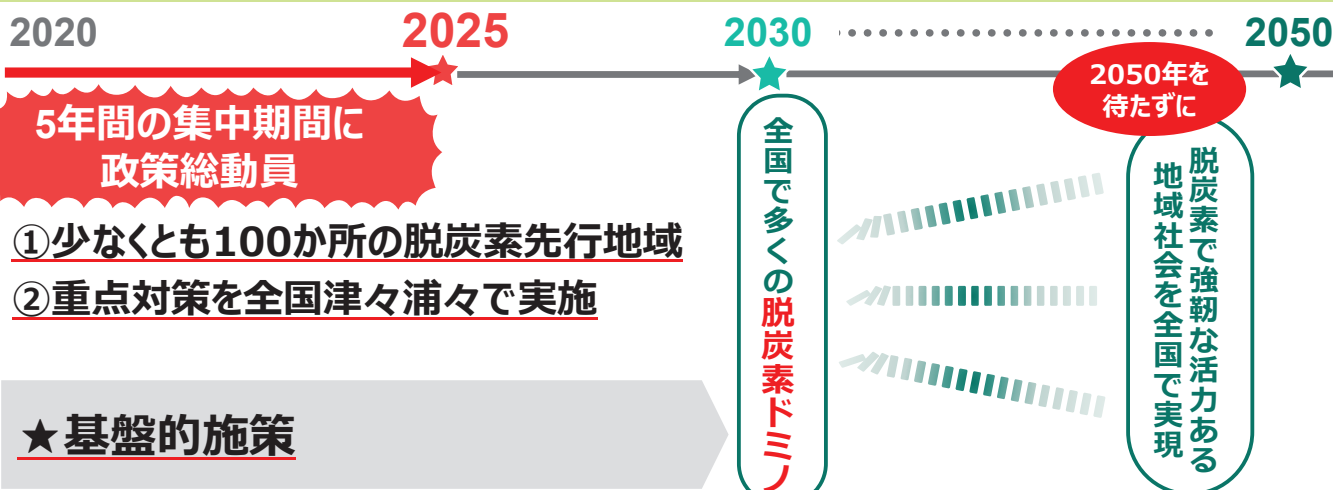
<再エネ導入推移>

	2011年度	2020年度		2030年旧ミックス	2030年新ミックス	
再エネの電源構成比 発電電力量:億kWh 設備容量:GW	10.4% (1,131億kWh)	19.8% (1,983億kWh)		22-24% (2,366-2,515億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)	
太陽光	0.4%	7.9%		7.0%	14-16%程度	
		61.6GW	791億kWh		104~118GW	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.9%		1.7%	5%程度	
		4.5GW	90億kWh		23.6GW	510億kWh
水力	7.8%	7.8%		8.8-9.2%	11%程度	
		50GW	784億kWh		50.7GW	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%		1.0-1.1%	1%程度	
		0.6GW	30億kWh		1.5GW	110億kWh
バイオマス	1.5%	2.9%		3.7-4.6%	5%程度	
		5.0GW	288億kWh		8.0GW	470億kWh

6

地域脱炭素ロードマップ^o（2021年6月）対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を**実行**（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの**基盤的施策**（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を**実施**
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに**脱炭素達成（脱炭素ドミノ）**



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

7

脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

2030年度までに、**民生部門**（家庭部門及び業務その他部門）の**電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\text{民生部門の電力需要量} = \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$

脱炭素先行地域の範囲の類型

全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地（大都市、地方都市） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農村・漁村・山村、離島、観光地・自然公園等
施設群	公共施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群
地域間連携	複数の市区町村の全域、特定エリア等（連携都市圏の形成、都道府県との連携を含む）

スケジュール

第1回選定	第2回選定	第3回選定	以降
<2022年> 1月25日～2月21日 公募実施 4月26日 結果公表 ※79件の計画提案から 26件 を選定	<2022年> 7月26日～8月26日 公募実施 11月1日 結果公表 ※50件の計画提案から 20件 を選定	<2023年> 2月7日～2月17日 公募実施 4月28日 結果公表 ※58件の計画提案から 16件 を選定	第4回公募は8月頃に実施予定 年2回程度、2025年度まで募集実施

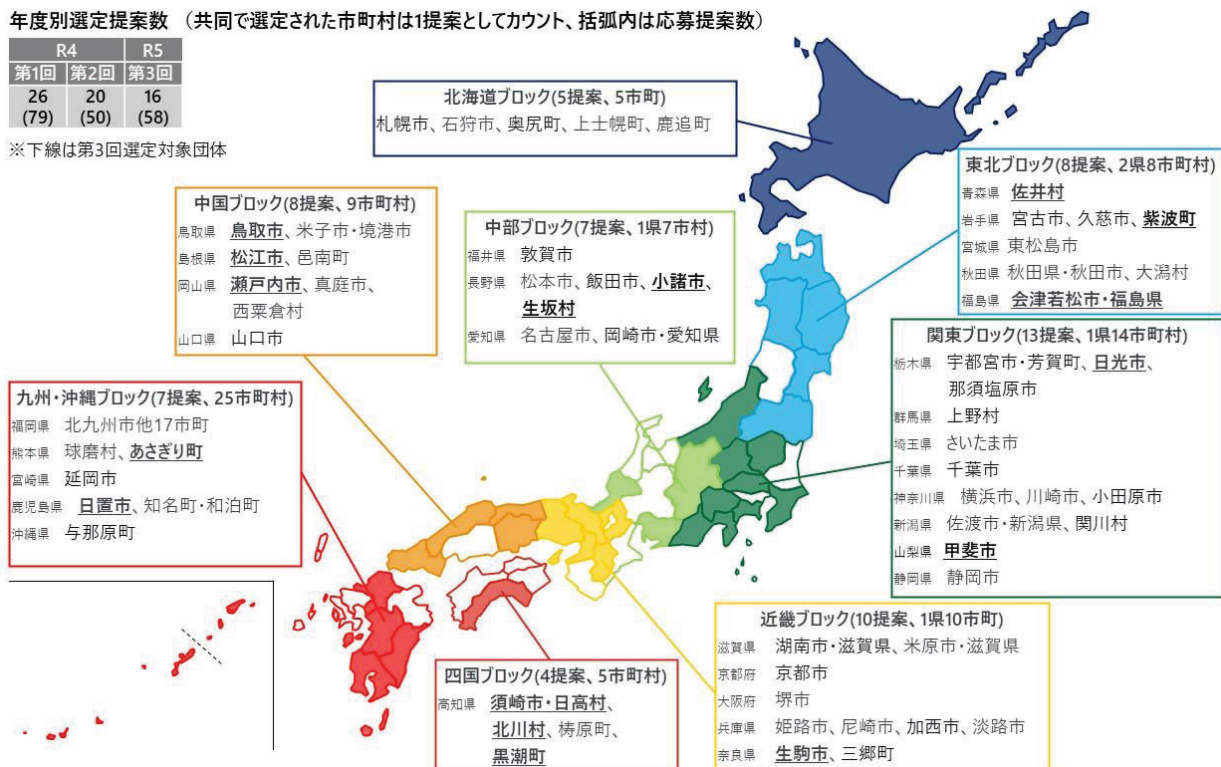
脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第3回）

- 第3回までに、全国32道府県83市町村の**62提案**が選定された。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

	R4		R5
	第1回	第2回	第3回
	26 (79)	20 (50)	16 (58)

※下線は第3回選定対象団体



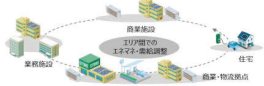




脱炭素先行地域（第1回・第2回）の事例

<h3>畜産ふん尿を地域のエネルギーに (北海道土幌町)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 畜産ふん尿の処理過程で発生するメタンガスを利用したバイオガス発電等の電力を地域新電力を通じて町全域の家庭・業務ビル等に供給し脱炭素化 役場庁舎中心に大規模停電などの非常時においても防災拠点として電力を確保  <p>バイオガスプラント</p>	<h3>LRTを中心としたゼロカーボンムーブの実現 (栃木県宇都宮市・芳賀町)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電・大規模蓄電池を導入して100%再生エネで稼働するLRTやEVバスを中心にゼロカーボンムーブを実現 需要家側蓄電池の制御やEVバスを調整電源として活用し、高度なEMSを構築し、中心市街地の脱炭素化を実現  <p>全国初の全線新設LRT: Light Rail Transit (令和5年8月供用開始予定)</p>	<h3>全村脱炭素化で林業再生・活性化 (群馬県上野村)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 村内の森林を最大限活用した木質バイオマスによる熱電供給・薪ストーブの導入 システムを活用した地域マイクログリッドを構築し、レジリエンス強化 「山村全域の脱炭素化」×「林業再生」×「安心・安全なまち」を実現し、移住・定住を促進 
<h3>世界で戦える脱炭素都市を目指して (神奈川県横浜市)</h3> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー需要量の高いみなとみらい21地区の商業施設を、市営住宅等を活用した太陽光発電導入、東北13市町村等からの再生エネ電気調達、大規模デマンドレスポンス(需要調整)により脱炭素化、世界の都市間の競争力を向上  <p>みなとみらい21含む市内沿岸部</p>	<h3>脱炭素で耕作放棄地再生 (滋賀県米原市・滋賀県)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地において、ソーラーシェアリングを実施するとともに、AI・IoTを実装した環境配慮型栽培ハウス(空調等に省CO2設備導入・リユース単管パイプ等)を導入し、公共施設等を脱炭素化することで、農福連携等を推進  <p>環境配慮型栽培ハウスのイメージ</p>	<h3>文化遺産の脱炭素化 (京都府京都市)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 寺社などの100箇所の文化遺産を、僧侶が起業した地域エネルギー会社と連携して脱炭素化し、文化の持続的な継承を図る EVタクシーを活用したゼロカーボン修学旅行の実施や商店街アーケード・大学などの交流拠点の脱炭素化を進め、市内外への波及効果を狙う  <p>伏見稲荷大社 東本願寺</p>

脱炭素先行地域（第3回）の事例 ～施策間連携モデル～

関係省庁の支援策等を具体的に活用し、脱炭素事業と組み合わせることで、**住民の暮らしの質の向上**や**農林水産業等の地域経済への裨益**、より**効果的なエネルギーマネジメント**による温室効果ガス削減効果の更なる向上といった相乗効果が期待できる提案を「施策間連携モデル」として5件選定。

<h3>海ごみ×漁業振興×脱炭素 ＜青森県佐井村＞</h3> <p>漁村の水産加工場に新たに導入するボイラーの燃料として、漁協と連携して回収した海岸漂着ごみから製造した樹脂ペレットを活用し、漁協の事業継続性の確保と水産物のカーボンフリー化による売上増加を目指す。</p> <p>水産加工場設置支援 (農林水産省) × 海岸漂着ごみ回収支援 (環境省)</p> <p>漁業振興効果拡大</p> 	<h3>農業振興×脱炭素 ＜岩手県紫波町＞</h3> <p>生ごみや廃棄リノゴ等を原料とするメタン発酵バイオガス発電を導入するとともに、発生する消化液を「水田活用の直接支払交付金」(農林水産省)を活用して町が作付転換を推奨している子実用トウモロコシ等の肥料として活用。</p> <p>子実用トウモロコシ等への作付転換の推進 (農林水産省) × 脱炭素事業 (環境省)</p> <p>農業振興効果拡大</p> 	<h3>デジタル×脱炭素 ＜福島県会津若松市＞</h3> <p>電力の需給データ等をAIで分析し、蓄電池の充放電により複数エリア間で需給調整を効率的に行う体制を構築するとともに、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」(内閣府)で実装されたデジタル地域通貨等を活用して需要家の行動変容を促す。</p> <p>デジタル技術 (内閣府) × 脱炭素事業 (環境省)</p> <p>デジタル技術を活用したスマートシティ構想の発展</p> 
<h3>コンパクトシティ×脱炭素 ＜長野県小諸市＞</h3> <p>都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画で定める都市機能誘導区域における施設の集約化と合わせて、エネルギーマネジメントを前提とした再生エネ導入やマイクログリッドの構築、100%再生エネ稼働によるEVモビリティシステム導入に取組む。</p> <p>コンパクトシティ (国土交通省) × 脱炭素事業 (環境省)</p> <p>コンパクトシティの脱炭素化</p> 	<h3>津波避難対策×脱炭素 ＜高知県黒潮町＞</h3> <p>戸別津波避難カテナの経験を活かし、脱炭素カテナを活用して町民の行動変容を図る。「個別避難計画作成モデル事業」(内閣府)を活用して作成された個別避難計画とも連携して福祉避難所等再生エネを導入し、要配慮者の安全な避難生活を確保。</p> <p>津波避難対策 (内閣府) × 脱炭素事業 (環境省)</p> <p>津波避難対策と脱炭素の相乗効果</p> 	

重点対策加速化事業の取組例

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、**地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する場合に支援**を行うものであり、2030年度排出削減目標達成等のために全国的な再エネ導入等の底上げを図るもの
- **再エネ発電設備の一定以上の導入が必要**（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）

重点対策① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

- 【京都府京都市の事例】
- **条例で独自に義務付ける基準量以上の再エネを導入する約700施設への太陽光発電導入を支援。**



重点対策② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

- 【高知県の事例】
- **県内市町村と連携し、JA等への木質バイオマス設備約60台の導入を支援。**



重点対策③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

- 【長野県の事例】
- 警察駐在所を**ゼロカーボン駐在所としてZEB化**



重点対策④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

- 【山形県の事例】
- 県独自の**高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入**を支援。省エネ設備だけではなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。



重点対策⑤ ゼロカーボン・ドライブ

- 【島根県美郷町の事例】
- **個人への車載型蓄電池75台導入**を支援（町の協調補助あり）。**災害協定を交わし、大規模災害の際に非常用電源として活用。**



地域脱炭素の推進のための交付金

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む**地方公共団体等**に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、**概ね5年程度にわたり継続的かつ包括的に支援**する。

地域脱炭素の推進のための交付金

令和5年度予算 35,000百万円（20,000百万円）
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和5年度予算 32,000百万円（20,000百万円）
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

特定地域脱炭素移行加速化交付金

令和5年度予算 3,000百万円（新規）

	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	民間裨益型自営線マイクログリッド事業
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）	自家消費型の太陽光発電など重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体	脱炭素先行地域内において、民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築された地域（特定地域）の地方公共団体
交付率	原則2/3 ※1	2/3～1/3、定額	原則2/3 ※1
上限額	50億円/計画 ※2	都道府県：20億円、市区町村：15億円	50億円/計画 ※2
支援内容	<p>再エネ設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等の導入（※3） 再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等 <p>基盤インフラ設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネナシステム等 <p>省CO2等設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等 	<p>重点対策の組み合わせ等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家消費型の太陽光発電（※3） 地域共生・地域裨益型再エネの立地 業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 住宅・建築物の省エネ性能等の向上 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等であって、民間事業者への再エネ供給に資する設備導入や、民間事業者による省エネ等設備投資</p>

※1 財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は、一部の設備の交付率を3/4
 ※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額：50億円+（特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の1/2（上限10億円））
 ※3 令和4年度第2次補正予算以降において、公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー(太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー(省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて30~50%
公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:30団体)

14

株式会社 脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進



脱炭素に資する多様な事業への投融資(リスクマネー供給)を行う官民ファンド「株式会社 脱炭素化支援機構」設立
(地球温暖化対策推進法に基づき2022年10月28日に設立)

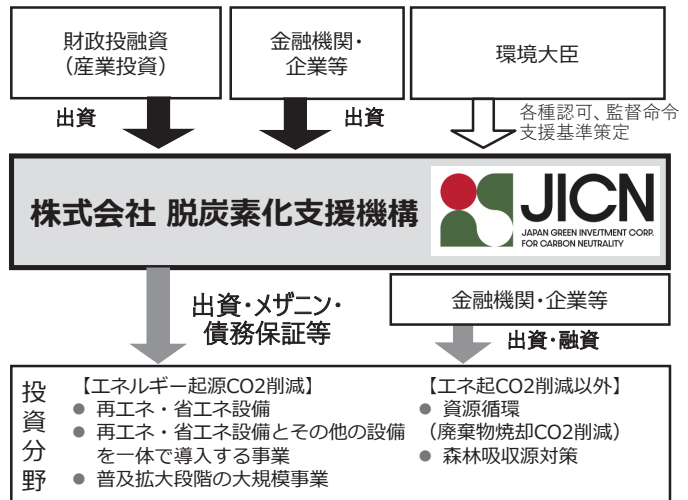
組織の概要

【設立時出資金】204億円

- 民間株主(82社、102億円):
 - ・ 金融機関: 日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など57機関
 - ・ 事業会社: エネルギー、鉄鋼、化学など25社
- 国(財政投融資(産業投資)、設立時102億円)
 - ・ R4: 最大200億円(設立時資本金102億円含む)
 - ・ R5: 最大400億円+政府保証(5年未満)200億円

支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス(劣後ローン等)、債務保証等を実施。



(想定事業イメージ例)
 ・ 地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発・プラスチックリサイクル等の資源循環
 ・ 火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

15

地域共生型再エネの導入の推進

再エネの最大限の導入のためには、**地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。**

環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

環境省による取組

- 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等による支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足

環境省による取組

- 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県小川町での事例）
- 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例
出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

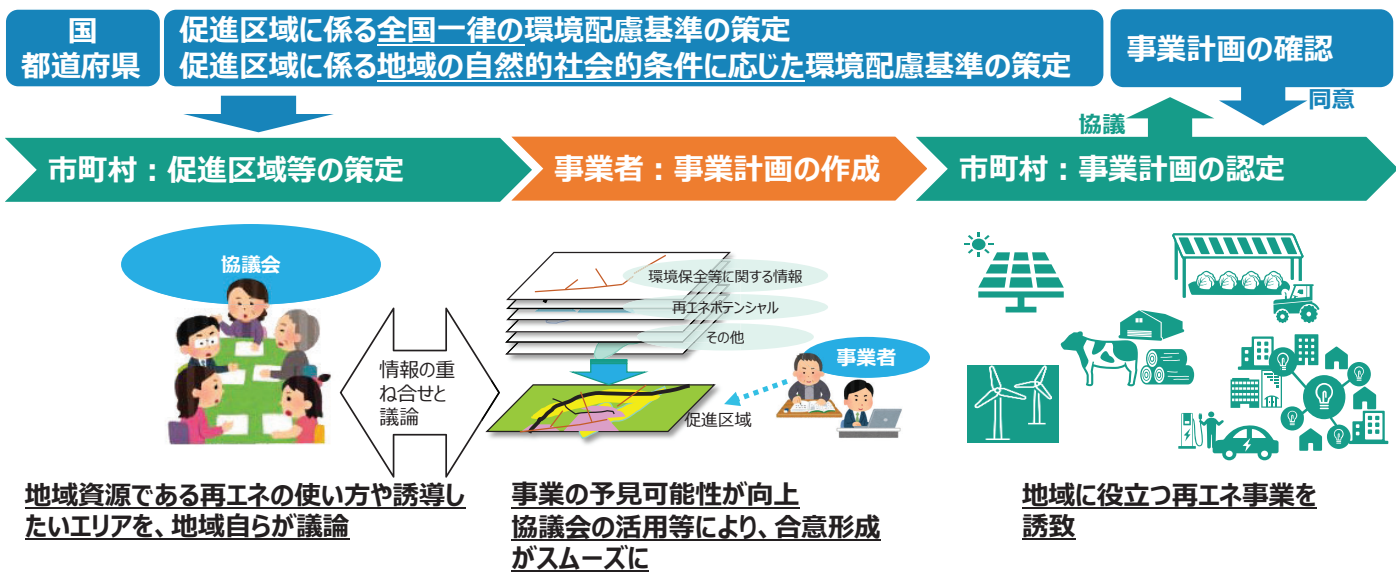


法面保護工が崩れて流出した事例

地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が**再エネ促進区域**や、再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月に施行。
- 地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

再エネ促進区域制度のイメージ



2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

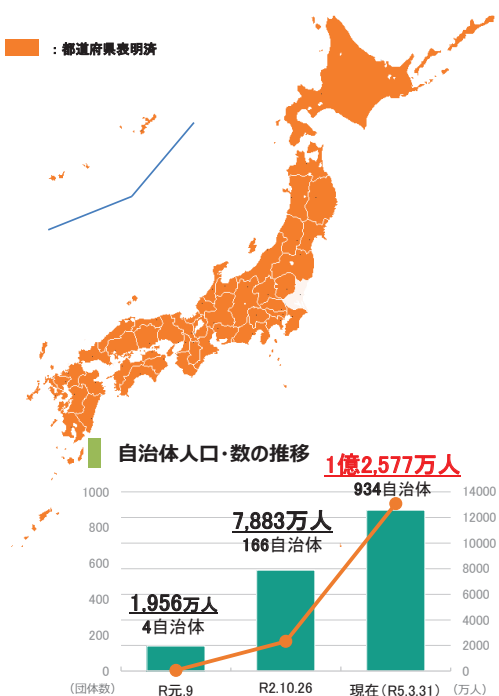
2023年3月31日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする934自治体（46都道府県、531市、21特別区、290町、46村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億2,577万人**※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億2,325万人）



表明市区町村（9,847万人）

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
札幌市、旭川市、網走市、紋別市、稚内市、釧路市、帯広市、青森市、弘前市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県	仙台市、盛岡市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県	仙台市、盛岡市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県	仙台市、盛岡市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県	仙台市、盛岡市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県	仙台市、盛岡市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県	仙台市、盛岡市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県	仙台市、盛岡市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿儿岛県、沖縄県

* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

すべての地方公共団体において求められる取組 ～「宣言」から「実行」へ



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、かつ、**政府実行計画に準じた取組を行う**ことが求められる。
- ※ 政府実行計画では、**2030年度までに50%削減**（2013年度比）の目標を掲げ、以下の取組を記載。政府実行計画に含まれていない上下水道や廃棄物処理等については、各団体の実状にあった取組を適宜追加。
- 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」において、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、**地域脱炭素の基盤となる重点対策**（地域共生・ひ益型の再エネ導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を**率先して実施**することが求められている。

政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネを図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がいない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

G X 実現に向けた取組

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたこれまでの取組【再掲】



- 2050年カーボンニュートラルの表明（2020年10月）

2021年

- 2030年度温室効果ガス排出量46%削減目標の表明（2021年4月）

✓ 地球温暖化対策推進法の改正①（2021年6月）

2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に位置づけ、地域と共生する再エネ導入を促進する制度創設

✓ 地域脱炭素ロードマップの策定（2021年6月）

地域・暮らしの脱炭素化を進めるための対策・施策の全体像等を提示

✓ 地球温暖化対策計画の改定（2021年10月閣議決定）

新たな2030年度温室効果ガス削減目標やその裏付けとなる対策・施策を提示

✓ 第6次エネルギー基本計画の策定（2021年10月閣議決定）

2030年46%削減に向けた具体的政策と2050年CNに向けたエネルギー政策の方向性を提示

✓ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月閣議決定）

パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として、2050年CNに向けた分野別長期的ビジョンを提示

COP26@イギリス

2022年

✓ 地球温暖化対策推進法の改正②（2022年5月）

財投を活用した新たな出資制度の創設

- **GX実行会議の設置（2022年7月）**

COP27@エジプト

2023年

✓ **GX実現に向けた基本方針のとりまとめ（2023年2月閣議決定）**

脱炭素と経済成長を両立するグリーン転換の実現のための方向性を提示

2023.4 G7気候・エネルギー・環境大臣会合@札幌

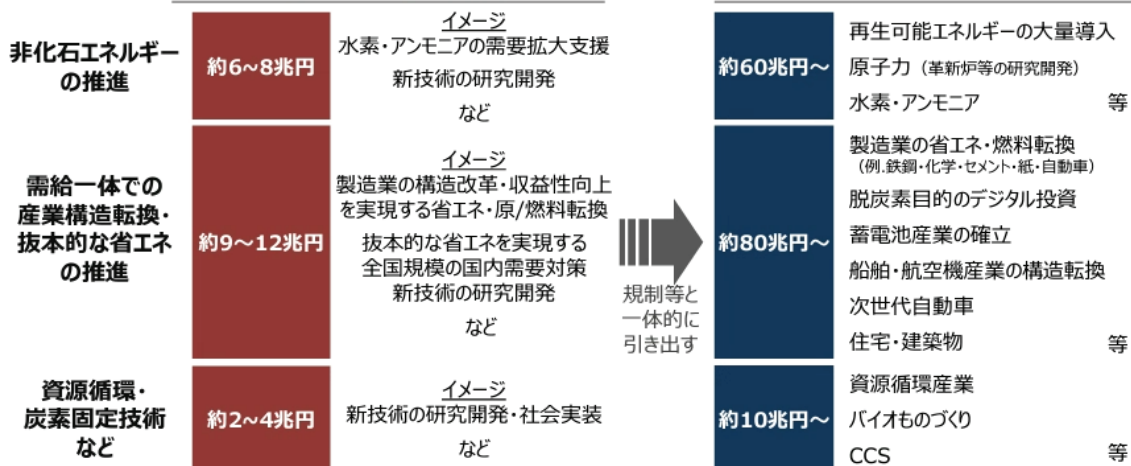


規制・支援一体型促進策の政府支援イメージ

- 各分野が持つ事業リスクや事業環境に応じて、適切な規制・支援を一体的に措置することで、民間企業の投資を引き出し、**150兆円超の官民投資**を目指す。
- 世界規模のGX投資競争が展開される中、我が国は、諸外国における投資支援の動向やこれまでの支援の実績なども踏まえつつ、必要十分な規模・期間の政府支援を行う。**20兆円規模の支援**については、今後具体的な事業内容の進捗などを踏まえて必要な見直しを行う。

今後10年間の政府支援額 イメージ
約20兆円規模

今後10年間の官民投資額全体
150兆円超



出所: 第1回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーン・トランスフォーメーション推進小委員会/総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会 合同会合

GX投資を促進する「成長志向型カーボンプライシング構想」

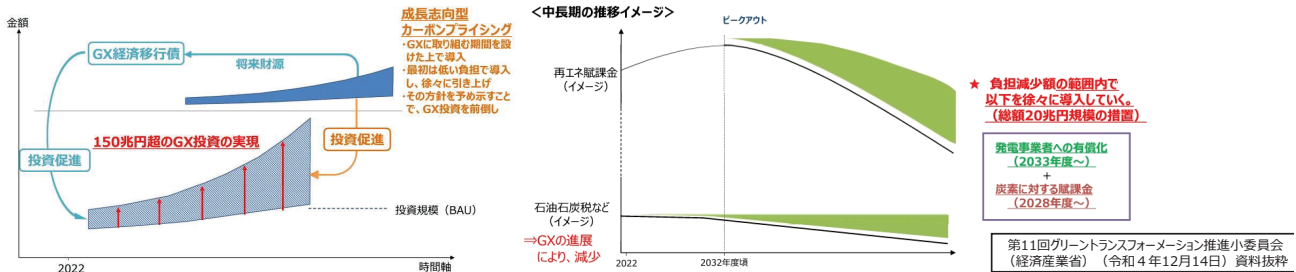
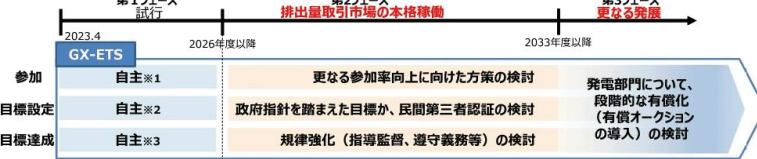
■ **GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラルの達成を目指す**とともに、**安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、我が国の産業構造・社会構造を変革**を目指す。

- ①「GX経済移行債」（仮称）等を活用した先行投資支援（規制・支援一体型投資促進策等）
- ②**カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ**
- ③新たな金融手法の活用（民間資金と公的資金を組み合わせたブレンデッド・ファイナンス等）

● **炭素に対する賦課金（2028年～）**

化石燃料ごとのCO2排出量に応じて、輸入事業者等に賦課。当初低い負担で導入し、徐々に引き上げ。

● **排出量取引制度** <GX-ETSの段階的発展のイメージ>



第11回グリーン・トランスフォーメーション推進小委員会（経済産業省）（令和4年12月14日）資料抜粋

GX実現に向けた環境省の取組

- 2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルに向け**経済社会全体の大変革（GX）**に取り組む
- GXの実現には**地域・暮らしの脱炭素化が必要不可欠**

地域	100か所以上の脱炭素先行地域の創出 ➢ 地域特性等に応じた 脱炭素モデル を創出・世界の脱炭素化にも貢献
暮らし	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動 ➢ 製品・サービスを組み合わせたライフスタイル提案を行うなど、官民連携で ライフスタイル・イノベーション を推進
+	
ファイナンス	株式会社脱炭素化支援機構による民間投資の拡大 ➢ グリーン・ファイナンスの加速・裾野拡大により民間資金を呼び込み、 地域・暮らしの脱炭素化を加速化

カーボンプライシング

カーボンプライシングとは

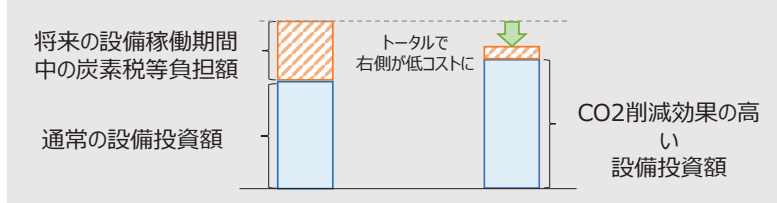
■ **化石燃料等の利用により排出したCO2に対して価格付け**を行い、排出者に負担を求める仕組み。

(カーボンプライシングの種類)

- **炭素税等 (地球温暖化対策税・化石燃料賦課金)**
 - ・ 炭素価格は政府が決定
 - ・ 排出総量の制約はない
- **排出量取引 (ETS: Emissions Trading System)**
 - ・ 炭素価格は市場が決定
 - ・ 政府が排出総量を決定

カーボンプライシングの意義

■ **脱炭素に向けた行動を促す経済的インセンティブ**
 (価格シグナル効果：将来の炭素価格負担額が、CO2削減効果の高い設備投資を促す効果)



■ 脱炭素投資に対する公的支援の財源確保

2010年代以降、世界中でカーボンプライシングの導入が拡大

1990年代：北欧を中心に炭素税の導入が進む。

- 1990年 **フィンランド**炭素税
- 1991年 **スウェーデン**炭素税、**ノルウェー**炭素税
- 1992年 **デンマーク**炭素税

2000年代：欧州でEU-ETS導入、北米で州レベルの制度導入が進む。

- 2005年 **欧州**ETS
- 2008年 **スイス**炭素税・ETS、**カナダBC州**炭素税、**ニュージーランド**ETS
- 2009年 **米国北東部**州ETS
- 2010年 **アイルランド**炭素税、**東京都**ETS

2010年代：アジア、南米を含む世界中で導入が進む。

- 2011年 **埼玉県**ETS
- 2012年 **日本**炭素税 (地球温暖化対策税)
- 2013年 **米国カリフォルニア州**ETS、**カナダケベック州**ETS、**英国**炭素税
- 2014年 **フランス**炭素税、**メキシコ**炭素税
- 2015年 **ポルトガル**炭素税、**韓国**ETS
- 2017年 **カナダアルバータ州**炭素税、**チリ**炭素税、**コロンビア**炭素税、**カナダオンタリオ州**ETS
- 2018年 **アルゼンチン**炭素税
- 2019年 **シンガポール**炭素税、**南アフリカ**炭素税、**カナダ連邦**カーボンプライシング
- 2021年 **オランダ**炭素税、**ルクセンブルク**炭素税、**ドイツ**ETS、**英国**ETS、**中国**ETS
- 2022年 **インドネシア**炭素税、**オーストリア**ETS

(出所) World Bank「Carbon Pricing Dashboard」等より作成。

気候変動関連施策に関する米・EU間の動向

米 国

支援策中心の施策

インフラ投資・雇用法 (2021/11成立)

- インフラ投資
送電網650億ドル、グリーン水素90億ドル、EV充電システム75億ドル、電気バス・低公害バス・フェリー75億ドル、原子炉60億ドルなど

インフレ抑制法 (2022/8成立)

気候変動関連3,690億ドル(48兆円)/10年間

- 電気自動車購入時の税額控除
〔条件〕
 - ・ 最終組立地が北米であること
 - ・ 当該車両の電池部材の一定量が北米産であること 等
- クリーンエネルギー導入に伴う税額控除 等

E U

カーボンプライシングと支援策を組み合わせた施策

ETS (2021第4フェーズ開始)

- 一定規模を超える発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設や欧州域内のフライトを対象として、原則として有償購入による負担を求める

CBAM (2023/10試行開始)

- 鉄鋼、アルミニウム、セメント、電気、肥料、水素等のEUへの輸入に際し、EU ETS相当の炭素コストの負担を求める

REPowerEU (2022/3公表)

2,100億ユーロ (29兆円)/2027年まで

- ロシア産化石燃料への依存から脱却すべく、再エネ、省エネ、エネルギー供給の多様化を加速。

グリーンディール産業計画 (2023/2公表)

- 予見可能で簡潔な規制の整備 (規制緩和)
- 十分な資金へのアクセス確保 (補助金要件の緩和)
- 技能向上支援
- 開かれた貿易と強靱なサプライチェーン

(出所) 各国当局公表資料等より作成

炭素税 (地球温暖化対策税) について

- 我が国の炭素税として、2012年 (平成24年) 10月に導入。
- 石油石炭税の特例として、全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率 (289円/tCO2) を上乗せ。

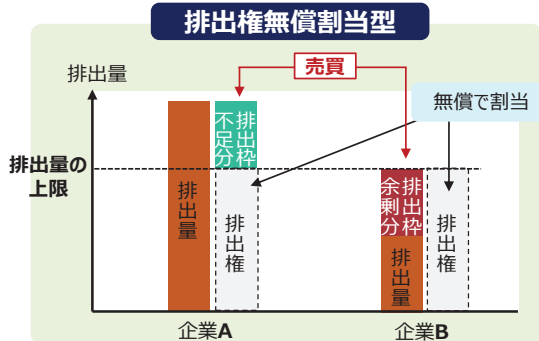
石油石炭税・地球温暖化対策税の税率一覧

	原油・石油製品	天然ガス	石炭
石油石炭税 (本則税率)	2040円/kl	1080円/t	700円/t
地球温暖化対策税 (上乗せ部分)	760円/kl (289円/tCO2)	780円/t (289円/tCO2)	670円/t (289円/tCO2)

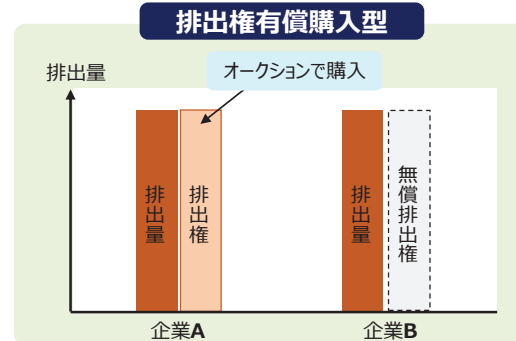
※地球温暖化対策のための税の税収は2,200億円、石油石炭税の本則部分の税収は3,860億円 (令和3年度当初予算)

排出量取引について

■ 政府がCO2の排出量を設定・管理する排出量取引制度は、以下の2類型に大別される。



- ・政府が**企業（対象施設）ごとに排出上限を設定**
- ・政府は**企業に排出上限分の排出権を無償で割当**
- ・排出量が**無償割当分を超過した企業は、余剰が生じた企業から必要分を買取り**



- ・政府が**域内全体の排出総量を設定**
- ・政府は**排出総量の範囲内で排出権を有償（exオークション）で売却**。企業は排出量に応じて排出権を購入
- ・ただし、排出削減が困難な業種に属する企業（図中の企業B）に対しては、政府が無償で排出権を割り当てることもある

- 無償割当型、有償購入型ともに、政府が域内の排出総量を設定・コントロール可能。
- 無償割当型の場合には政府の収入はゼロであるが、有償購入型のケースでは政府にオークション分の収入が発生する。
- EUにおける排出量取引制度は、2005年に無償割当型からスタートし、2013年から有償購入型へ移行。

30

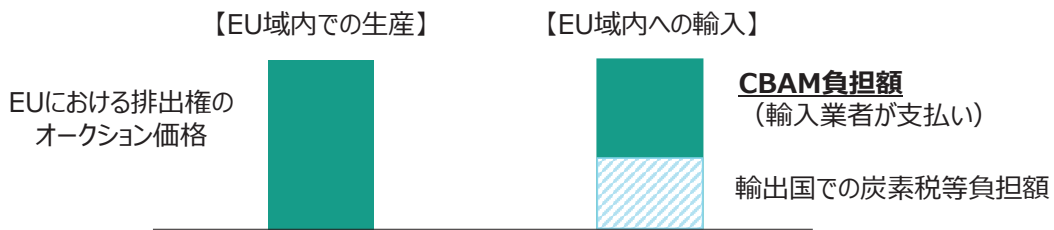
EUにおける排出量取引制度（EU ETS）の主な制度概要・実績

- 計画期間・割当形式：
 - 第1フェーズ（2005～2007年）
 - 第2フェーズ（2008～2012年）
 - 第3フェーズ（2013～2020年）
 - 第4フェーズ（2021～2030年）
- 主に無償割当型
 - ※過去の排出実績を考慮した割当（グランドファザリング方式）
- 主に有償購入（オークション）型
 - ※カーボンリーケージリスクの特に高い一部の指定業種（例：鉄鋼）は一定量の排出権を無償割当（ベンチマーク方式）
- 対象者：以下により、**EU域内全体のGHG排出量の約40%をカバー**
 - 固定施設（施設単位）：一定規模を超える発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設
 - 航空部門（フライト単位）：欧州域内のフライト
- オークション：
 - 開催頻度：毎週月・火・木曜日（EU共通プラットフォーム（EEX））
 - 販売される排出権：原則的に、年間割当量をオークション回で均等配分
 - 市場価格：**90.68ユーロ/tCO₂e（日本円で1万3千円程度）**（2023年4月20日、EEXオークション価格）
 - 収入実績：約190億ユーロ（2020年実績、EU ETS全体） ※日本円で約2.4兆円
 - ※EU各国はオークション収入の50%以上を気候・エネルギー関連予算に充当する必要（2013～2020年の実績は約75%）

31

EUにおける炭素国境調整措置（CBAM）の検討

- EU域内では既に有償購入型の排出量取引制度（EU ETS）を導入。
- EUが検討中のCBAMとは、無償割当の縮小・廃止に伴うEU域内産業の海外移転を防止するため、**一定の品目（鉄鋼、アルミニウム、セメント、電気、肥料、水素等）のEUへの輸入に際し、EUにおける排出量取引制度相当の炭素コストの負担を求める措置。**
- **今年10月から移行期間（※）を経て、2026年から金銭負担を伴う本格適用を段階的に開始。**
（※） 輸入者は、輸入品に含まれる排出量等の情報をまとめた報告書を当局に提出。金銭負担は発生しない。
- 無償割当は2026年から段階的に縮小し、2034年に廃止（無償割当をCBAMで置換）。



注：EU域内企業が無償割当を得ている業種においては、当該無償割当も考慮しCBAM負担額が決定

(出所) 欧州委員会公表資料等より作成。

排出量取引制度の制度設計の考え方

排出量取引の制度設計（案）②：市場価格安定化措置

- 排出量取引制度では、市場価格が過度に変動すると、カーボンプライスとしての予見可能性が低下するのが課題。そこで、諸外国の事例も踏まえ、取引価格の**価格帯を予め定め、かつ長期的に上昇させる**ことを示すことで、**予見可能性を高め、企業投資を促進**してはどうか。
 - ・ 下限価格：炭素削減や吸収活動が有する、最低限の市場取引価値として機能。社会全体に、行動変容に向けたシグナルを発信する（いわゆる「価格効果」）。
 - ・ 上限価格：市場取引価格が急騰した際に、政府が当該価格で削減目標遵守に用いることができる排出枠を市場供給することを予め示しておくことで、価格急騰を抑え、制度に係る負担を抑える機能。
- これらの水準を定める際は、**価格水準がGX移行に向けて行動変容を促す効果や、カーボン・クレジット市場での取引価格**（来年度からの市場創設を目指し、現在、東京証券取引所で実証中）、**国際的な炭素価格等**も踏まえ、排出量取引市場が本格稼働する**2026年度以降に設定**してはどうか。
- その際は、予見性を高めるため、**5年程度の価格上昇の見直しを定め**つつ、経済情勢の変動等を踏まえ、一定の見直しが可能としてはどうか。

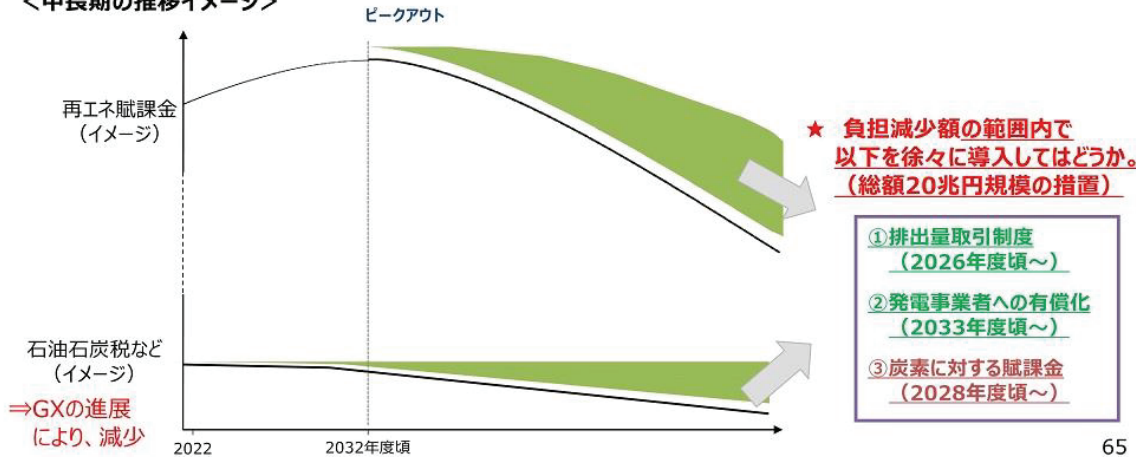
【市場価格安定化措置のイメージ】



成長志向型カーボンプライシングの中長期的イメージ

- 「成長志向型カーボンプライシング」に係る新たな制度については、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することを基本としてはどうか。また、そのために、同一の主体が、「排出量取引制度」と「炭素に対する賦課金」を一体的に運用していくことが必要ではないか。
- エネルギーに係る負担としては、例えば、石油石炭税や、再エネ賦課金などが挙げられる。
- 石油石炭税については、今後、GXの進展により、負担総額が減少していくことが想定される。
- 再エネ賦課金についても、再エネ電気の買取価格の低下等により、ピークを迎えた後に総額が減少していく。発電事業者に対する「有償オークション」は、その後から段階的に導入してはどうか。

<中長期の推移イメージ>



(出所) 第11回産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーン・トランスフォーメーション推進小委員会 / 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討委員会 合同会合資料 (令和4年12月14日)

・循環経済 (サーキュラーエコノミー)
・自然再興 (ネイチャーポジティブ)
との統合的実現に向けた取組

ネットゼロ・循環型・ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換

G7広島サミット首脳コミュニケのポイント（環境部分）

- 経済・社会システムを**ネット・ゼロで、循環型で、ネイチャーポジティブな経済へ転換**することにコミット。
- 「**G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス**」（我が国主導のイニシアティブ）など、知識の共有や情報ネットワークの構築を含め、ネイチャーポジティブ経済への移行を支援・促進することにコミット。
- ステークホルダー、特に企業に対し、資源効率性・循環性の向上の行動を強化することを奨励し、「**循環経済・資源効率性原則（CEREP）**」（我が国主導のイニシアティブ）を支持。**2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心**について、首脳レベルで共有。

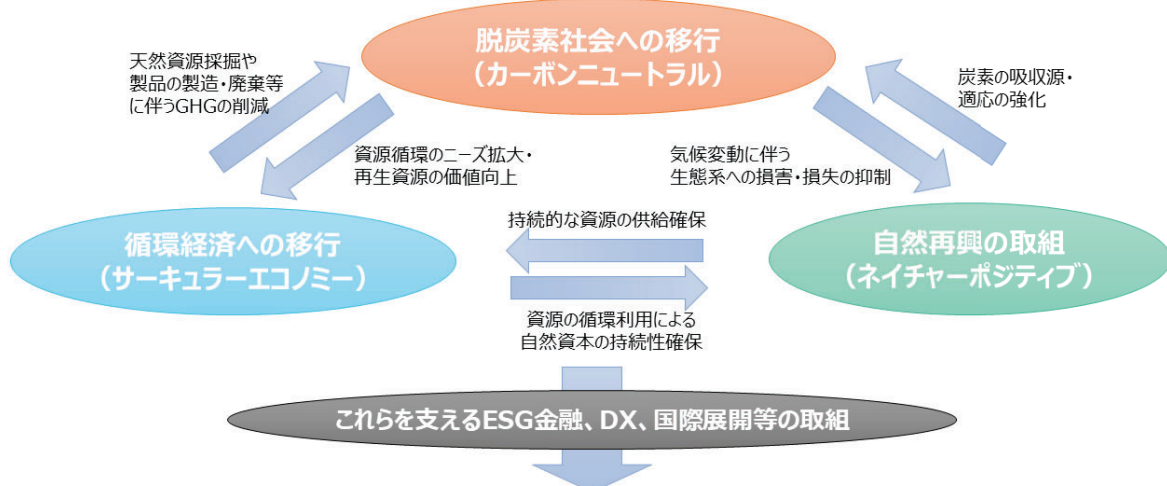
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 （令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

- ③持続可能な地域経済社会の実現
iv) 実現に向けた統合的取組
- G7の結果**を踏まえ、**ネットゼロ**（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて、排出量を実質的にゼロにすること）、**循環型、ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換を統合的に進める**。ネイチャーポジティブなシステムについては、本年度中の国会提出を視野に入れた**生物多様性保全への自主的取組を認定する法制度の検討**や、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の自然資本の開示に取り組む枠組みに参加する企業への支援、グリーンインフラ、まちづくりGX等を推進するとともに、国民の理解促進につながる分かりやすい情報発信に取り組む。

36

サステナブルな経済社会の実現に向けた統合的アプローチの重要性

- **脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係しており、それぞれの取組間でトレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進**することにより、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要。
- その際、**利用可能な最良の科学**に基づき、**データも活用**しながら政策の立案・実施に取り組むことが重要。
- 実際の取組については、地域が主体となって、**炭素中立に向け自然資本を生かし、相互に支え合う自立・分散型の循環を実現**し、我が国発のモデルとして世界にも発信し、**希望や活力ある未来**につなげることが重要。



希望や活力ある未来につながる地域循環共生圏 (=ローカルSDGs) の創造

【出所】令和5年4月「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会」取りまとめ 巻末資料p.86

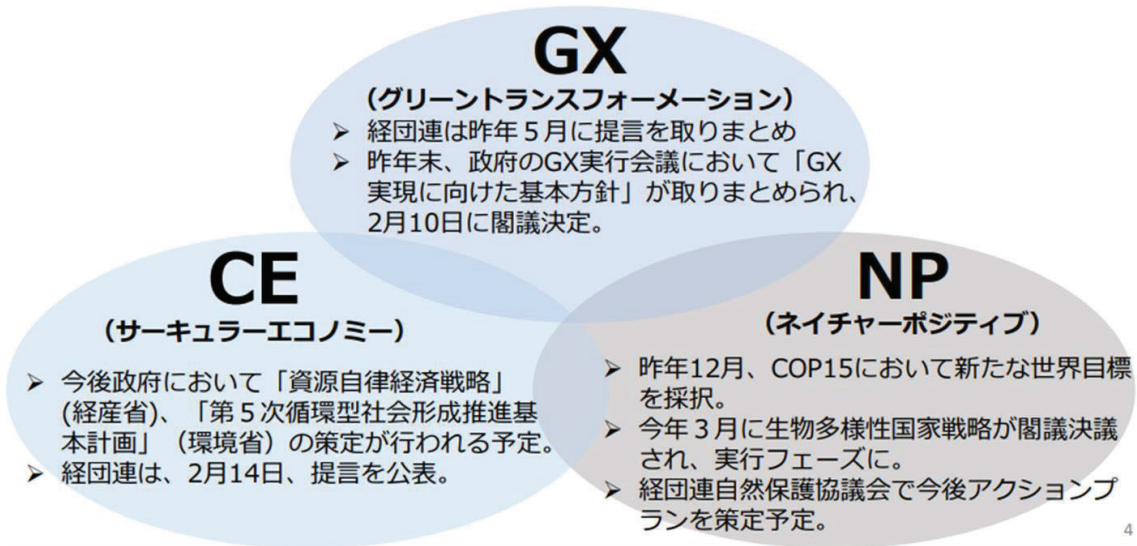
37

(参考) 経団連における「環境統合型経営」の推進



経団連の取組み ～「環境統合型経営」の推進～

- ◆ 経団連が推進する「持続可能な資本主義」を実践するうえで、**環境分野におけるサステナビリティの確保は最重要課題**。
- ◆ グリーン転換フォーメーション (GX)、サーキュラーエコノミー (CE)、ネイチャーポジティブ (NP) に一体的に取り組む「**環境統合型経営**」を、1,500社の会員企業へ推進。



38

ネイチャーポジティブに関する国内外の動向



2022年12月 生物多様性条約COP15第二部 @カナダ モントリオール (生物多様性に関する新たな世界目標)

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択

- 2030年ミッション：自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる (**ネイチャーポジティブ**の考え方)
- 2030年までの23のターゲット：**30by30目標**、ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進、外来種定着率半減など



<我が国の対応>

世界に先駆けて**生物多様性国家戦略2023-2030**を閣議決定 (2023年3月)

39

地域と取り組む自然共生 – 国際目標30by30の達成 –

- **30by30目標とは…2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指す目標（G7等で約束）**
※我が国は、現在、国立公園等の保護地域により陸域20.5%、海域13.3%はカバー済

- **地域の力を結集し、保護地域とOECMで目標達成へ**

□ **OECM※:保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所**

※Other Effective area-based Conservation Measures (例 **里地里山、企業の水源の森**)

- 環境省が**自然共生サイト**（仮称）として認定し、**30%に組み込む**
- 認定により**企業価値の向上**や**交流人口の増加**を通じた**地域活性化**や**土地の管理の促進**（鳥獣管理、里山の手入れ等）につなげる

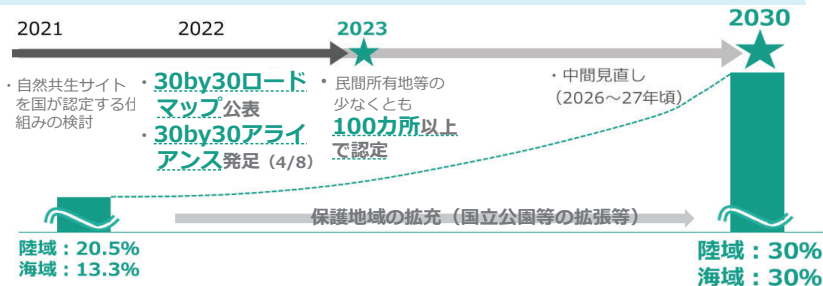


30by30アライアンス ウェブサイト

2022年度の取組

- ✓ **自然共生サイト認定の実証事業を開始**（30by30アライアンス参加企業や自治体の協力を得て、環境省が認定する仕組みを試行）
- ✓ **企業等が地域を応援しやすくなるインセンティブの検討**

30by30目標達成に向けた取組をオールジャパンで進めるための**有志の企業・自治体・団体**（参加者：282団体（10/3現在））



資料 7 環境に配慮した税制のあり方
(東京都)

令和5年度東京都税制調査会 第2回 小委員会

【テーマⅢ】

環境に配慮した税制の在り方 (住宅の脱炭素化等)

令和5年7月21日

「環境に配慮した税制の在り方」目次

資料名	頁
エネルギーに関する日本の方針と都の取組	1
都における太陽光発電設置義務化	2
都における太陽光発電設置義務化に係る支援策	3
東京ゼロエミ住宅	4
「東京ゼロエミ住宅」への助成等事業	5
住宅の新築・ストックの断熱性能	6
戸建て住宅におけるZEHの普及状況	7
「環境に配慮した税制の在り方」に関する論点及び検討項目	8
過去の東京都税制調査会答申・報告	9
令和6年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求	10
主な税制措置（新築住宅）	11
主な税制措置（既存住宅）	12
自動車税関連税制（環境性能の観点を取り入れた住宅関連税制を検討する上での参考）	13
不動産取得税と固定資産税・都市計画税	14
不動産取得税の概要	15
固定資産税における新築住宅に係る減額制度	16
固定資産税における省エネ改修工事に係る減額制度	17
（参考）固定資産税における耐震改修工事及びバリアフリー改修工事に係る減額制度	18
（参考）住宅ストックの耐震化状況	19

エネルギーに関する日本の方針と都の取組

第6次エネルギー基本計画

- ・建築物省エネ法を改正し、**住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合**を2025年度までに義務化 ▶**令和4年6月公布**
- ・ZEH、ZEB水準の省エネルギー性能の確保を目指し、**省エネルギー基準の段階的な水準の引上げ**を2030年度までに実施

省エネ基準 2025年適合義務化

- ・建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準
- ・一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなる
- ・現行の一次エネルギー消費量基準は平成25年基準（平成11年基準相当の消費量を基準として設定）より10%削減される水準

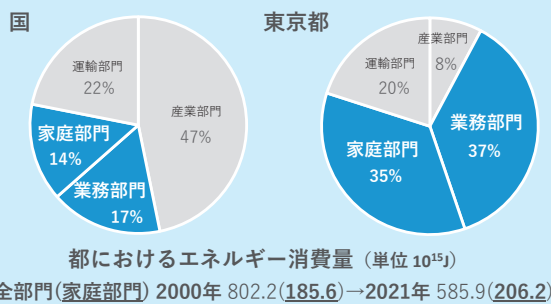
注 国土交通省ホームページ

ZEH基準 2030年適合目標

- ・省エネ基準よりも高い省エネ性能を備えた基準
- ・快適な室内環境、高断熱化及び高効率設備により、できる限りの省エネに努め、一次エネルギー消費量が省エネ基準よりも20%削減するなどより高い水準が求められる
- ・より高水準の「ZEH+」「次世代ZEH+」あり

注 経済産業省資料

部門別エネルギー消費量 (2021年度)



注 経済産業省「エネルギー白書2023」、東京都環境局「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2021年度速報値）」

都における家庭部門への主な取組

太陽光発電設置義務化

東京ゼロエミ住宅の促進



1

都における太陽光発電設置義務化

太陽光パネル設置義務化の理由

- ・都内CO2排出量の7割が建物でのエネルギー使用に起因しており、2050年時点では、建物ストックの約半数（住宅は7割）が今後新築される建物に置き換わる見込みであることから、新築建物への対策が極めて重要
- ・都内の住宅屋根への太陽光発電設備設置量は限定的（4.24%）で、大都市東京ならではの強み“屋根”を最大限活用

太陽光パネル設置義務者

年間の都内供給延床面積が**合計20,000㎡以上のハウスメーカー等の事業者が対象**

太陽光パネル設置対象

- ・新築建築物が対象、現存の物件は対象外
- ・日照などの立地条件や、住宅屋根の大きさなど個々の住宅の形状等を踏まえ、事業者が供給する住宅棟数に応じた「**再エネ設置基準**」に適合することが求められる
- ・事業者ごとに再エネ設置基準を算定し、事業者が様々な方法で達成できる仕組み

スケジュール

令和4年第4回都議会定例会における条例改正案を提出し、審議の上、可決・成立
 令和7年4月制度施行

注 東京都環境局「太陽光発電設置解体新書」（令和5年3月31日）から作成

2

都における太陽光発電設置義務化に係る支援策

施主・購入者等向け

初期費用ゼロスキームへの補助

- ✓ リース、電力販売、屋根借り等の初期費用なしで太陽光発電設備を設置するサービスを提供する事業者を支援
- ✓ 補助金相当分は施主・購入者等に還元する仕組みにより、リース料等の費用負担を軽減

太陽光発電設備等の機器設置費用に対する補助制度の充実

- ✓ 高断熱化・高効率機器の導入、太陽光発電設備の単独導入など補助制度を拡充
- ✓ 設置時の初期費用や付帯設備の更新費用の負担を支援

住宅用太陽光パネルリサイクルの促進

- ✓ リサイクルルートの実現に向けた取組を推進
- ✓ 処分時にリサイクルへ誘導するため、太陽光パネルのリサイクルにかかる負担を軽減

住宅供給事業者等向け

事業者への制度施行に向けた着実な準備に対する支援・先行的取組へのインセンティブ

- ✓ 報告書制度の施行を確実にするため、環境性能の高い住宅の供給に向けた施工技術の向上や購入者等への適切な説明を行うための体制整備など、制度実施に向けた準備を行う事業者を後押し
- ✓ 建築物環境報告書制度に参加する特定供給事業者に対し、事業計画の提出を前提に太陽光発電設備等の一括補助を実施し、事業者の計画的な取組を後押し

支援策の詳細については次のリンクをご参照ください。



普及啓発等

ワンストップ相談窓口の設置

- ✓ 窓口を設置した上で、適切に対応できる体制を構築
- ✓ 新制度などについての問い合わせや相談等に幅広く対応し、制度への理解を促進

新制度の普及啓発

- ✓ 様々なコンテンツを活用し、年代別などあらゆる層に対する多面的な広報を展開
- ✓ 正しい情報をわかりやすく効果的に発信し、制度への理解を促進

機器設置者等に対するライフサイクルに応じた支援

- ✓ セミナー等を通じてメンテナンスや維持管理手法の普及を促進
- ✓ 日々の維持管理、定期点検など、設置後の各種アフターフォローに関する普及啓発等を実施

注 東京都環境局「太陽光発電設置解体新書」（令和5年3月31日）

3

東京ゼロエミ住宅

「東京ゼロエミ住宅」とは、高い断熱性能の断熱材や窓を用いたり、省エネ性能の高い照明やエアコンなどを取り入れた、人にも地球環境にもやさしい都独自の住宅。

東京ゼロエミ住宅の認証の概要（「性能規定」の基準）

①に適合した上で②の各水準への適合を確認します。

① すべての水準 窓・ドア・照明設備・冷暖房設備・給湯設備について、一定の要件※を満たすことが必要です。

※詳細は東京都HPをご確認ください。

② 水準ごと 下表の断熱、設備の省エネ性能の両方に適合することが必要です。

断熱・設備の省エネ性能値	水準1	水準2	水準3
外皮平均熱貫流率 単位W/m ² ・K = 「U _A 」	0.70以下	0.60以下	0.46以下
国が定める省エネルギー基準からの削減率（再エネ除く。） （）内は木造以外の構造の集合住宅等の場合	30%(25%)以上	35%(30%)以上	40%(35%)以上

※木造住宅に限り、水準1に適合することを簡便に確認できる「仕様規定」の基準があり、詳細は東京都HPをご確認ください。

水準

- 水準1 わかりやすい仕様規定などにより国基準より30%削減
- 水準2 ZEH相当の断熱性能と国基準より35%削減する高い省エネ性能
- 水準3 北海道相当の断熱性能と国基準より40%削減する高い省エネ性能

注 東京都環境局「東京ゼロエミ住宅」リーフレット（概要）から作成

4

「東京ゼロエミ住宅」への助成等事業

「東京ゼロエミ住宅」の助成事業

助成対象 都内に新築する住宅（床面積が2,000㎡未満のもの。）の建築主（個人・事業者）

住宅建設費への助成

	水準1	水準2	水準3
戸建住宅	30万円/戸	50万円/戸	210万円/戸
集合住宅等	20万円/戸	40万円/戸	170万円/戸

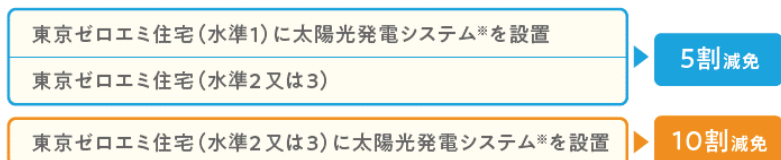
・水準1の注文戸建住宅に限り、前年度に全国で新たに建設した注文戸建住宅の戸数が300戸未満の住宅供給事業者（地域工務店等）が供給する住宅を対象に助成

※住宅建設費への助成のほか、太陽光発電システム設置への補助や蓄電池システム設置への補助などもある。

「東京ゼロエミ住宅」に係る不動産取得税の減免措置

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われ、右のいずれかに該当する新築の東京ゼロエミ住宅*の取得が、一定の要件を満たす場合、不動産取得税が減免されます。

※上記助成の対象であることが必要です。



注 東京都環境局「東京ゼロエミ住宅」リーフレット（概要）から作成

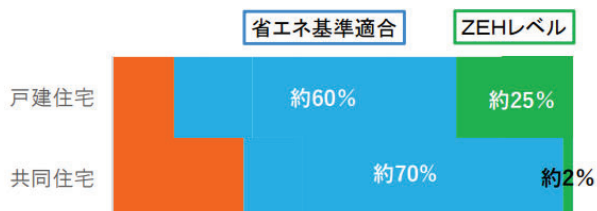
5

住宅の新築・ストックの断熱性能

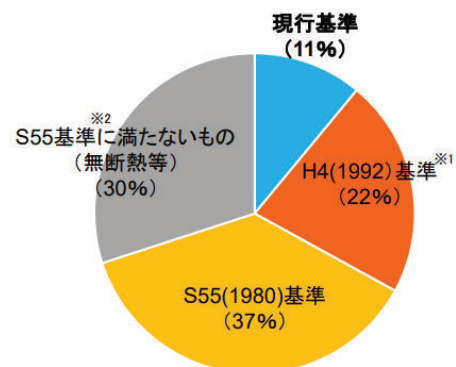
住宅の新築・ストックの断熱性能

- 新築戸建住宅のうち、省エネ基準に適合している住宅は、令和元年時点で80%超（うちZEHレベルは約25%）となっており、新築共同住宅では、令和元年時点で約72%（うちZEHレベルは約2%）となっている。
- 一方、住宅ストック（約5,000万戸）のうち省エネ基準に適合している住宅は平成30年度時点で約11%となっており、また、無断熱の住宅は約30%となっている。

【新築住宅の断熱性能】



【住宅ストック（約5,000万戸）の断熱性能】



※1: 省エネ法に基づき平成4年に定められた基準
※2: 省エネ法に基づき昭和55年に定められた基準

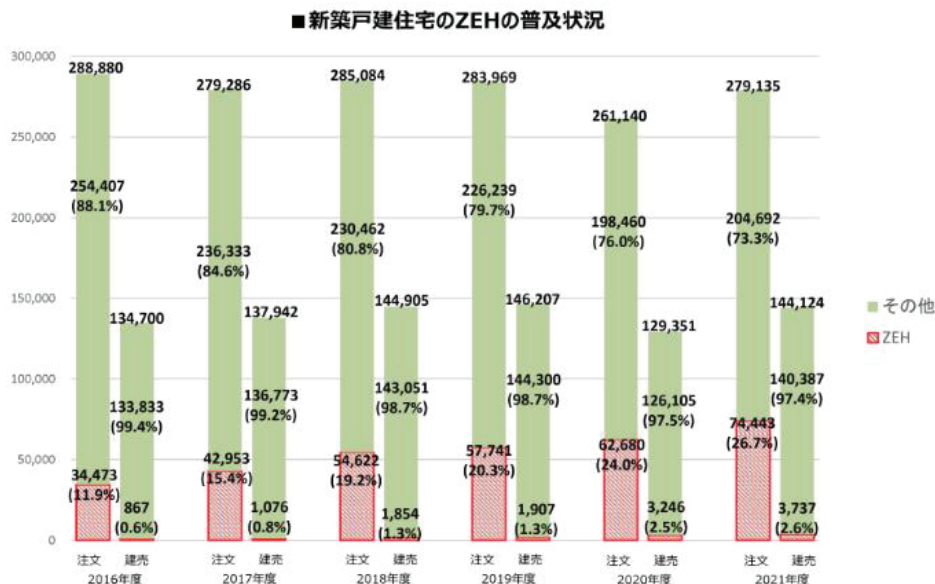
出典: 統計データ、事業者アンケート等により推計(H30(2018)年)
※「住宅ストック数」は、居住世帯のある住宅の総数

注 国土交通省「第1回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」（令和3年4月19日）国土交通省説明資料

6

2021年度の戸建住宅におけるZEHの普及状況

- 2021年の注文戸建住宅のZEH普及率は26.7%で、**建売戸建住宅は2.6%**と、**建売住宅におけるZEH化の推進を加速する必要がある**



出典：住宅着工統計、ZEHビルダー/プランナー実績報告 12

10

注 経済産業省資源エネルギー庁「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査発表会2022」（令和4年12月2日）資源エネルギー庁資料

7

「環境に配慮した税制の在り方」に関する論点及び検討項目

論点

家庭部門における温室効果ガス排出削減に向けて、住宅の脱炭素化を促進するための税制はどうあるべきか。

<検討項目>

- ・ 税制の基準として環境性能を導入することについて
- ・ 新築住宅への税制措置（新設、廃止、見直し等）について
- ・ 既存住宅への税制措置（新設、廃止、見直し等）について

8

令和3年度

- ・ 都ではこれまで、省エネ性能の高い住宅の普及に努めてきたところであるが、温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、これらの住宅の取得について、更なる支援が必要となる。
- ・ これまでも、税制面においては、環境性能の高い新築住宅や既存住宅の省エネ改修工事、また太陽光発電装置の設置等に対して、国税及び地方税において、一定の軽減措置が講じられているが、環境性能が低い住宅にも広く適用されているものもある。
- ・ 対象を環境性能が優れた住宅に重点化していくべきである。
- ・ 固定資産税は、市町村にとって重要な基幹税である。新築住宅減額のように国の政策に基づき一方的に減収させる特例措置は地方の自主性の観点からみても妥当でなく、既存の特例措置の整理・縮小を行い真に必要なものに限定するなど、廃止・重点化も含めて見直しを検討すべきである。

令和4年度（令和3年度の答申内容に加えて）

- ・ 建築物のリノベーションを行った場合には、既存建物を同規模の新築に建て替えた場合と比較し、CO₂排出量と廃棄物排出量を大幅に削減できるという研究結果も示されている。既存住宅の活用は資源循環型社会の実現に資するのみならず、脱炭素化にも貢献すると考えられるため、既存住宅の流通の活性化を更に促進すべきである。

9

令和6年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

令和5年6月、令和6年度の国の施策及び予算に対し、東京都が現在抱える課題の早急な解決と、施策の確実な実現のため、提案要求をとりまとめた。「6環境・エネルギー」の項目の中で、東京都は以下のとおり国に対して提案要求している。

既存住宅における省エネ改修の促進

- ・ 既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること
- ・ また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること
- ・ さらに、所得税及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと

主な税制措置（新築住宅）

税目	控除内容等	新築										
		認定低炭素住宅		認定長期優良住宅		ZEH水準省エネ住宅		省エネ基準適合住宅		その他の住宅		
		令和4・5年入居	令和6・7年入居	令和4・5年入居	令和6・7年入居	令和4・5年入居	令和6・7年入居	令和4・5年入居	令和6・7年入居	令和4・5年入居	令和6・7年入居	
所得税	ローン減税	ローン期間	10年以上								10年以上	
		控除額	ローン残高×0.7%								ローン残高×0.7%	
		限度額	5,000万円	4,500万円	5,000万円	4,500万円	4,500万円	3,500万円	4,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円
		最大控除額	455万円	409.5万円	455万円	409.5万円	409.5万円	318.5万円	364万円	273万円	273万円	140万円
		控除期間	13年間								13年間	10年間
所得税	その他	控除額	※	※	※	※	※標準的な工事費用の額×10%					
		上限	650万円									
登録免許税	税率	0.1% (保存) 0.1% (移転)		0.1% (保存) 0.2% (移転(戸建)) 0.1% (移転(マンション))		0.15% (保存) 0.3% (移転)		0.15% (保存) 0.3% (移転)				
不動産取得税	控除額	1,200万円		1,300万円		1,200万円		1,200万円				
固定資産税(家屋)	減額割合	1/2										
	期間	3年間(戸建) 5年間(マンション)		5年間(戸建) 7年間(マンション)		3年間(戸建) 5年間(マンション)		3年間(戸建) 5年間(マンション)				

注 財務省、国税庁、国土交通省、東京都主税局の各ホームページ及び（一社）住宅性能評価・表示協会ホームページ等から作成

11

主な税制措置（既存住宅）

税目	控除内容等	既築		
		認定低炭素住宅 ～省エネ基準適合住宅 の取得	その他の住宅の取得	省エネ改修工事
		ローン減税	ローン期間	10年以上
ローン減税	控除額	ローン残高×0.7%	ローン残高×0.7%	
ローン減税	限度額	3,000万円	2,000万円	
ローン減税	最大控除額	210万円	140万円	
ローン減税	控除期間	10年間	10年間	
所得税	その他	控除額		
所得税	その他	上限		
登録免許税	税率	0.1% (移転) ※宅地建物取引業者によって 省エネ改修が行われた住 宅用家屋を取得する場合	0.3% (移転)	
不動産取得税	控除額	1,200万円		
固定資産税(家屋)	減額割合			1/3
	期間			1年間

認定低炭素住宅

- ・低炭素住宅とは、市街化区域等内に建築され、二酸化炭素の排出の抑制に資する住宅
- ・ZEH水準の省エネ性能を有することに加え、**再エネ設備の設置やその他低炭素化に資する措置**（節水に資する機器の設置やV2H充電設備の設置等）が講じられている
- ・ZEB水準とともに上記設備の設置をしたビルも認定低炭素建築物となるが、税制上の措置なし

認定長期優良住宅

- ・長期にわたり良好な状態で使用するため、**劣化対策、一定の耐震性**等とZEH水準の省エネ性能を有した住宅
- ・建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていることが必要

注 財務省、国税庁、国土交通省、東京都主税局の各ホームページ及び（一社）住宅性能評価・表示協会ホームページ等から作成

12

自動車税関連税制（環境性能の観点を取り入れた住宅関連税制を検討する上での参考）



	取得	保有	利用																																																																			
税目	自動車税環境性能割	自動車税種別割	自動車重量税																																																																			
性格	自動車をもたらすCO ₂ 排出、道路損傷、交通事故、公害、騒音等、様々な社会的コストに係る行政需要に着目した原因者負担金的性格を有するもの	自動車という特定の財産に対して課される財産税としての性格を有すると同時に、道路損傷負担金的性格、奢侈税、環境損傷負担金的性格を有するもの	自動車が車検を受け又は届出を行うことによって走行が可能になるという法的地位に着目した権利創設税的性格を有するもの																																																																			
納税義務者	自動車の取得者	自動車の所有者	・車検証交付等を受ける者 ・車両番号の指定を受ける者																																																																			
賦課	取得時	・取得時（月割課税） ・毎年度	車検時																																																																			
税率	自動車の通常の取得価額を課税標準額とし、自動車の種別、 環境性能等に応じて税率が異なる	自動車の種別、排気量や最大積載量ごとに設定	自動車の種別、車検の有効期間、総重量等ごとに設定																																																																			
※税率については、区分表から一部抜粋	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）、乗用車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準75%かつR2燃費基準</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準70%かつR2燃費基準</td> <td>2%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	自家用	営業用	④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）、乗用車			H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成			R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税	R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>総排気量</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">乗用車</td> <td>電気自動車</td> <td>7,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>～1リットル</td> <td>7,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>～1.5リットル</td> <td>8,500</td> <td>30,500</td> </tr> <tr> <td>～2リットル</td> <td>9,500</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～2.5リットル</td> <td>13,800</td> <td>43,500</td> </tr> </tbody> </table>	車種	総排気量	営業用	自家用	乗用車	電気自動車	7,500	25,000	～1リットル	7,500	25,000	～1.5リットル	8,500	30,500	～2リットル	9,500	36,000		～2.5リットル	13,800	43,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両重量</th> <th colspan="3">2年自家用</th> </tr> <tr> <th>エコカー</th> <th colspan="2">エコカー以外</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>右以外</th> <th>13年経過</th> <th>18年経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～0.5トン</td> <td rowspan="2">免税</td> <td>8,200</td> <td>11,400</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>～1トン</td> <td>16,400</td> <td>22,800</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>～1.5トン</td> <td></td> <td>24,600</td> <td>34,200</td> <td>37,800</td> </tr> <tr> <td>～2トン</td> <td></td> <td>32,800</td> <td>45,600</td> <td>50,400</td> </tr> </tbody> </table>	車両重量	2年自家用			エコカー	エコカー以外				右以外	13年経過	18年経過	～0.5トン	免税	8,200	11,400	12,600	～1トン	16,400	22,800	25,200	～1.5トン		24,600	34,200	37,800	～2トン		32,800	45,600	50,400
車種	自家用	営業用																																																																				
④ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）、乗用車																																																																						
H30年排出ガス基準50%低減かつ以下の基準達成																																																																						
R12燃費基準75%かつR2燃費基準	1%	非課税																																																																				
R12燃費基準70%かつR2燃費基準	2%	0.50%																																																																				
車種	総排気量	営業用	自家用																																																																			
乗用車	電気自動車	7,500	25,000																																																																			
	～1リットル	7,500	25,000																																																																			
	～1.5リットル	8,500	30,500																																																																			
	～2リットル	9,500	36,000																																																																			
	～2.5リットル	13,800	43,500																																																																			
車両重量	2年自家用																																																																					
	エコカー	エコカー以外																																																																				
		右以外	13年経過	18年経過																																																																		
～0.5トン	免税	8,200	11,400	12,600																																																																		
～1トン		16,400	22,800	25,200																																																																		
～1.5トン		24,600	34,200	37,800																																																																		
～2トン		32,800	45,600	50,400																																																																		

注 東京都税制調査会「自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書」（令和3年3月）、国土交通省ホームページ「自動車重量税額について」、東京都主税局ホームページから作成

13

不動産取得税と固定資産税・都市計画税

環境性能の観点を取り入れた住宅関連税制を検討する上での参考として、



	取得	保有
税目	不動産取得税	固定資産税 都市計画税
性格	不動産に対する将来にわたる固定資産税の負担の緩和を図るとともに、不動産を取得するという比較的担税力のある機会に相当の税負担を求めるもの	固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に負担を求めるもの
納税義務者	不動産の取得者	市街化区域内に不動産を所有している者
賦課	取得時	毎年度

注 総務省ホームページ「不動産取得税」、「固定資産税の概要」、「都市計画税」から作成

14

不動産取得税の概要

性格

不動産の取得の背後にある担税力に着目して課される税。

現行の不動産取得税は、固定資産税の税率を引き下げることによりその不動産に対する将来にわたる固定資産税の負担の緩和を図るとともに、不動産を取得するという比較的担税力のある機会に相当の税負担を求める観点から創設。

納税義務者 不動産の取得者

課税標準 **価格**（固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額）

税率 本則 **4%**

※税率の特例 **住宅及び土地3%**（R6.3.31まで）

特例

土地に対する特例

- ・住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮
- ・住宅用地、税額の減額措置（新築・中古とも）
150万円又は床面積の2倍の面積（200㎡限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額

住宅に対する特例

- ・新築住宅→1,200万円を控除
- ・自己居住用中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円を控除（耐震基準要件あり）

注 総務省ホームページ「不動産取得税」、東京都主税局ホームページから作成

15

固定資産税における新築住宅に係る減額制度

- **住宅取得の初期負担を軽減**する本特例措置により、**住宅ストックの更新を通じた住宅の耐震化等を推進**するとともに、国民一人一人が無理のない負担で安心して選択できる住宅市場を実現する必要があるために創設。

令和6年3月31日までの間に新築された住宅について適用

【一般住宅分】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の住宅（②以外）	3年度分	1/2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
②3階建以上で耐火構造の住宅	5年度分		

【長期優良住宅分】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の長期優良住宅（②以外）	5年度分	1/2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
②3階建以上で耐火構造の長期優良住宅	7年度分		

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下
※ 居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上
※ 立地適正化要件 都市再生特別措置法の改正（令和4年4月施行）に伴い、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅には適用しない
※ 都市計画税には適用無し。

（参考）

	制度創設年度	R4 減収額	R4 適用件数
一般住宅分	昭和39年度 ※通達による制度創設は昭和27年7月	1,008億円	219.9万件
長期優良住宅分	平成20年度	331億円	55.7万件

※ R4 減収額・R4 適用件数は、「令和4年度固定資産の価格等の概要調書」による。

注 総務省ホームページ「令和4年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項」、(一社)資産評価システム研究センター「令和5年度固定資産税関係資料集1」から作成 16

固定資産税における省エネ改修工事に係る減額制度

■ 制度創設にあたって

以下のとおり、耐震改修減額やバリアフリー減額と比較の上、軽減期間や軽減割合をバリアフリー改修と同様に設定

- ①耐震基準は満たさなければ建築できないのに対し、バリアフリーと同様に省エネ基準は努力義務である。
- ②耐震改修は建物の倒壊による被害防止など地域における公共性があるのに対し、省エネ改修は光熱費の削減が図られるなど、バリアフリー改修と同様に一次的にはその受益が居住者に及ぶものである。

要件	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①平成26年4月1日以前から所在する家屋			
②省エネ改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下			
③床面積の1/2以上が居住用（賃貸住宅部分は軽減対象外）			住宅部分に係る床面積で、
④省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合	1年度分	1/3	120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
⑤窓の断熱改修工事を含む改修工事の合計額が税込60万円超			
⑥令和6年3月31日までに工事完了			

※省エネ改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度2/3軽減

(参考)

制度創設年度	R4 減収額	R4 適用件数
平成20年度	約4,700万円	約2,600件

※R4減収額・R4適用件数は、「令和4年度固定資産の価格等の概要調書」による。

注 総務省ホームページ「令和4年度固定資産の価格等の概要調書」、東京都主税局ホームページ等から作成

17

(参考) 固定資産税における耐震改修工事及びバリアフリー改修工事に係る減額制度

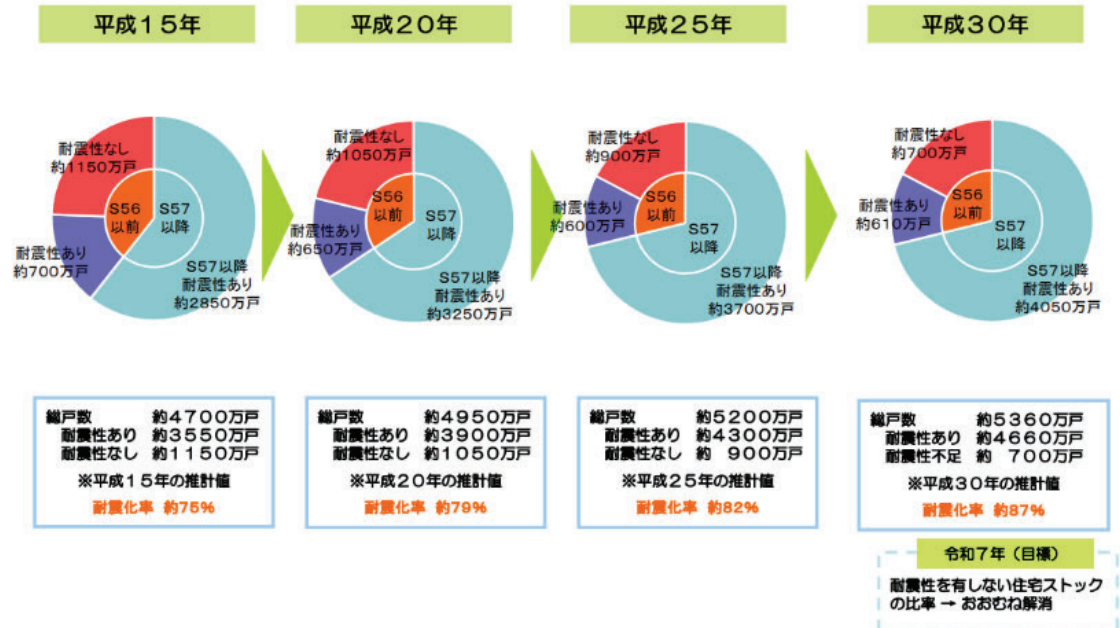
	耐震改修減額	バリアフリー改修減額
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①昭和57年1月1日以前から所在する家屋 ②床面積の1/2以上が居住用（賃貸住宅部分も軽減対象） ③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事を実施 ④改修工事の合計額が税込50万円超 ⑤令和6年3月31日までに工事完了 	<ul style="list-style-type: none"> ①新築された日から10年以上を経過した家屋 ②バリアフリー改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ③床面積の1/2以上が居住用（賃貸住宅部分は軽減対象外） ④65歳以上の者、要介護又は要支援の認定を受けている者、障害者である者が居住する住宅に改修工事を行うこと ⑤改修工事の合計額が税込50万円超 ⑥令和6年3月31日までに工事完了
軽減期間	1年度分	1年度分
軽減割合	1/2	1/3
対象床面積	住宅部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）	住宅部分に係る床面積で、100㎡が限度（100㎡を超えるものは100㎡相当分まで）
制度創設年度	平成18年度	平成19年度
R4 減収額	約9,600万円	約2,800万円
R4 適用件数	約6,500件	約2,500件

注 総務省ホームページ「令和4年度固定資産の価格等の概要調書」、東京都主税局ホームページから作成

18

住宅ストックの質(住宅の耐震化の進捗状況)

○平成30年時点の耐震化率は、約87%(目標値:令和7年で耐震性を有しない住宅ストックの比率をおおむね解消)



出典:住宅・土地統計調査【総務省】をもとに、国土交通省推計

注 国土交通省ホームページ「令和4年度 住宅経済関連データ」

